

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
富山県地域防災計画 地震・津波災害編		富山県地域防災計画 地震・津波災害編	凡例 <u>下線</u> <u>修正箇所</u>
修 正 案			
令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月修正 富山県防災会議		令和 <u>7</u> 年 __ 月修正 富山県防災会議	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第1章 総則 第1節（略） 第2節 防災の基本方針 第1（略） 第2 防災の各段階における基本方策 1（略） 2 迅速で円滑な地震・津波災害応急対策 （1）～（2）（略） （3）被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動を行う。 （4）～（5）（略） 3（略） 第3 各種計画等の作成 1 各種計画の作成 本計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、市町村その他の防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態を考慮しつつ防災に関する計画を作成、修正する必要がある。また、市町村地域防災計画の修正にあたっては、本計画に示された市町村の実施すべき事項をとり入れるとともに、市町村の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な計画に修正する必要がある。 2 行動要領（マニュアル）の作成 県、市町村その他の防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、他部局・機関との連携を	第1章 総則 第1節（略） 第2節 防災の基本方針 第1（略） 第2 防災の各段階における基本方策 1（略） 2 迅速で円滑な地震・津波災害応急対策 （1）～（2）（略） （3）被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動や福祉的な支援を行う。 （4）～（5）（略） 3（略） 第3 各種計画等の作成 1 各種計画の作成 本計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、市町村その他の防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態を考慮しつつ、<u>過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ</u>、防災に関する計画を作成、修正する必要がある。また、市町村地域防災計画の修正にあたっては、本計画に示された市町村の実施すべき事項をとり入れるとともに、市町村の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な計画に修正する必要がある。 2 行動要領（マニュアル）の作成 県、市町村その他の防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、<u>過去の災害から得られた</u>	国の防災基本計画の記載に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
図りつつ、次の対策を実行するものとする。 （１）各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員への周知徹底 （２）防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検 （３）（略） <u>（新設）</u>	<u>教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ、他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行するものとする。</u> （１）各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員、<u>防災関係機関、住民等</u>への周知徹底 （２）防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検・<u>更新、防災関係機関・住民等への周知</u> （３）（略） <u>第４ 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等</u> <u>１ 複合災害を念頭に置いた事前防災への取組み</u> <u>国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、令和２年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策による国土強靱化の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化基本計画及び富山県国土強靱化地域計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。</u> <u>２ 富山県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた防災対策の推進</u> <u>富山県国土強靱化地域計画の４つの基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。</u> <u>（１）人命の保護が最大限図られる</u> <u>（２）県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される</u> <u>（３）県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</u> <u>（４）迅速な復旧復興</u>	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修正案（変更部分のみ記載）	備考
第3節 防災関係機関等の責務 第1（略） 第2 防災関係機関等の業務大綱 1 防災関係機関の業務大綱 （1）～（2）（略） （3）指定地方行政機関		第3節 防災関係機関等の責務 第1（略） 第2 防災関係機関等の業務大綱 1 防災関係機関の業務大綱 （1）～（2）（略） （3）指定地方行政機関	地方航空局 組織規則に 合わせた修 正
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	
（略）	（略）	（略）	誤記の修正 組織名称変 更のため修 正
大阪航空局	<u>1 災害時における富山空港の措置に関する事</u>	大阪航空局	
小松空港事務所	<u>2 航空災害の防止対策及び応急措置に関する事</u>	小松空港事務所	
（略）	（略）	（略）	
（4）指定公共機関		（4）指定公共機関	
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	
（略）	（略）	（略）	
関西電力株式会社 北 陸 支 社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する 事 <u>2 災害時における電力融通に関する事</u>	関西電力株式会社 北 陸 支 社	
<u>関西電力株式会社 北 陸 電 力 本 部</u>	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する 事 2 災害時における電力融通に関する事	<u>関西電力送配電株式会 社</u> <u>北 陸 本 部</u>	
（略）	（略）	（略）	
（5）（略）		（5）（略）	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修正案（変更部分のみ記載）		備考
（６）指定地方公共機関		（６）指定地方公共機関		実態にあわせて修正
機 関 等 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 等 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
(略)		(略)		
(福)富山県社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること <u>(新設)</u>	(福)富山県社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること <u>2 災害派遣福祉チーム（DWA T）の編成と派遣の継続性に関すること</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	国の防災基本計画の記載に合わせ修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正
2 (略)		2 (略)		
第3 (略)		第3 (略)		
第4節 社会構造の変化への対応		第4節 社会構造の変化への対応		
1～3 (略)		1～3 (略)		
4 要配慮者の増加		4 要配慮者の増加		
高齢者、障害者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。		<u>著しい高齢化の進行による高齢者の増加に加え</u> 、障害者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、 <u>福祉的な支援の充実や</u> 要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。		
5 (略)		5 (略)		
6 感染症対策の観点を取り入れた防災		6 感染症対策の観点を取り入れた防災		
新型コロナウイルス感染症の <u>感染拡大</u> を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。		新型コロナウイルス感染症 <u>流行時の経験</u> を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。		

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画						修正案（変更部分のみ記載）						備考
富山県における社会環境の推移						富山県における社会環境の推移						時点修正
	1980年	1990年	2000年	2010年	2015年		1980年	1990年	2000年	2010年	2020年	
人 口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,093,247人	1,066,328人	人 口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,093,247人	1,034,814人	
人 口 密 度	259.5人	263.8人	263.9人	257.4人	251.0人	人 口 密 度	259.5人	263.8人	263.9人	257.4人	243.6人	
世 帯 数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	383,439世帯	391,171世帯	世 帯 数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	383,439世帯	403,989世帯	
電 力 使 用 量	7,700百万kWh	9,519百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh	10,981百万kWh	電 力 使 用 量	7,700百万kWh	9,519百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh	10,457百万kWh	
上水道普及率	84.8%	89.9%	91.8%	93.2%	93.2%	上水道普及率	84.8%	89.9%	91.8%	93.2%	93.4%	
下水道普及率	16.5%	26.2%	54.5%	78.6%	83.3%	下水道普及率	16.5%	26.2%	54.5%	78.6%	86.4%	
固定電話加入数	321千台	405千台	417千台	294千台	177千台	固定電話加入数	321千台	405千台	417千台	294千台	128千台	
携帯電話契約数	—	—	404千件	851千件	1,042千件	携帯電話契約数	—	—	404千件	851千件	1,130千件	
自動車保有台数	413,872台	633,162台	839,246台	875,299台	897,193台	自動車保有台数	413,872台	633,162台	839,246台	875,299台	947,832台	
老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	30.5%	老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	32.8%	
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	13,695人	外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	19,084人	
第5節 県内の活断層と地震 第1 地震の適切な設定と対策の基本的考え方 1 最大クラスの地震の想定（略） 地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。 2（略） 第2 地形、地質、地盤の特性 1～2（略）						第5節 県内の活断層と地震 第1 地震の適切な設定と対策の基本的考え方 1 最大クラスの地震の想定（略） 地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強振動評価及び津波評価を行っている国の地震調査研究推進本部と連携するものとする。 2（略） 第2 地形、地質、地盤の特性 1～2（略）						国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
3 活断層 （略） 全国の主要な活断層については、<u>文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査研究推進本部」）</u>において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表している。 <u>現在公表されている県内の活断層については、次のとおりである。</u> <u>（新設）</u> <u>（1）</u>（略） <u>（2）</u>（略） <u>（3）</u>（略） <u>（4）</u>（略） <u>（5）</u>（略） <u>（6）</u>（略） <u>（7）</u>（略） <u>また、本県に影響を及ぼすことが想定される活断層については、次のとおりである。</u> <u>（新設）</u> <u>（1）</u>（略） <u>（2）</u>（略） <u>（新設）</u>	3 活断層 （略） 全国の<u>陸域の主要な活断層や、日本海側の海域の主要な活断層</u>については、<u>国の地震調査研究推進本部が長期評価を実施し、陸域の主要な活断層については活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を、日本海側の海域の主要な活断層については場所及び規模を</u>評価し、随時公表している。 <u>（削除）</u> <u>（1）県内の陸域の主要な活断層</u> <u>（ア）</u>（略） <u>（イ）</u>（略） <u>（ウ）</u>（略） <u>（エ）</u>（略） <u>（オ）</u>（略） <u>（カ）</u>（略） <u>（キ）</u>（略） <u>（削除）</u> <u>（2）本県に影響を及ぼす県外の陸域の主要な活断層</u> <u>（ア）</u>（略） <u>（イ）</u>（略） <u>（ウ）糸魚川—静岡構造線断層帯（巻末図3. 9、3. 10、3. 11、3. 12、3. 13、3. 14）</u> <u>糸魚川—静岡構造線断層帯は、長野県北部から諏訪湖付近を經由して山梨県南部にかけて延びる活断層帯である。</u> <u>糸魚川—静岡構造線断層帯は、北は長野県北安曇郡小谷村付近から姫川に沿って南下し、白馬村、大町市、池田町、松川村、安曇野市、松本市、塩尻市、岡谷市を經由して、下諏訪町、諏訪市、茅野市、富士見町、山梨県北杜市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町を通り、概ね富士川沿いに南下して早川町付近に至る、緩いS字を描いて北北西—南南東方向に延びる長さ</u>	機関の名称を統一 海域の主要な活断層の長期評価を追加 糸魚川—静岡構造線断層帯を追加

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<u>約 158 k m の断層帯である。</u> <u>糸魚川-静岡構造線断層帯は、構成する活断層の断層トレースの連続性、深部形状、活動形態、活動履歴等の特徴等に基づき、4つの区間に分割され、北から順に、長野県小谷村から安曇野市に至る長さ約 50 k m で東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層を主体とする北部区間（小谷-明科区間）、安曇野市から茅野市に至る長さ約 45 k m で左横ずれを主体とする中北部区間（明科-諏訪湖南方区間）、岡谷市から山梨県北杜市に至る長さ約 33 k m で左横ずれを主体とする中南部区間（諏訪湖北方-下葛木区間）、北杜市から早川町に至る長さ約 48 k m で西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層を主体とする南部区間（白州-富士見山（ふじみやま）区間）となる。</u> <u>北部（小谷-明科）区間の最新活動時期は、約 1,300 年前以降、約 1,000 年前以前と推定され、西暦 762 年の地震（マグニチュード 7.0 以上）の可能性もある。平均的な活動間隔は 1,000 年-2,400 年程度と考えられる。平均的な上下方向のずれの速度は 1 ～ 3 m / 千年程度と推定される。</u> <u>中北部（明科-諏訪湖南方）区間の最新活動時期は、約 1,200 年前以降、約 800 年前以前と推定され、西暦 762 年もしくは 841 年（マグニチュード 6.5 以上）の地震の可能性もある。平均的な活動間隔は 600 ～ 800 年程度と考えられ、平均的な左横ずれの速度は 9 m / 千年程度と推定される。</u> <u>中南部（諏訪湖北方-下葛木）区間の最新活動時期は、約 1,300 年前以降、約 900 年前以前と推定され、西暦 762 年もしくは 841 年の地震の可能性もある。平均的な活動間隔は 1,300 年-1,500 年程度と考えられる。平均的な左横ずれの速度は 5 ～ 6 m / 千年程度と推定される。</u> <u>西暦 762 年の地震が本断層帯の活動であった場合、北部（小谷-明科）区間と中北部（明科-諏訪湖南方）区間が同時に活動した可能性もある。</u>	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考								
<u>（新設）</u>	<u>南部（白州-富士見山）区間では、最新活動時期は約 2,500 年前以降、約 1,400 年前以前と推定される。平均的な活動間隔は 4,600 年-6,700 年程度と推定される。平均的な左横ずれの速度は 1 m／千年程度と推定される。</u> <u>（エ）南海トラフ（巻末図 3. 1 5）</u> <u>南海トラフは、日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数 c m 割合で沈み込んでいる場所であり、この沈み込みに伴い、2 つのプレートの境界にはひずみが蓄積されている。過去 1,400 年間を見ると、南海トラフでは約 100～200 年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震が発生しており、近年では、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）がこれに当たる。昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから 70 年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。</u> <u>また、令和 6 年 8 月 8 日に日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震が発生し、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模時地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まったと考えられたことから、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。</u>	海域の主要な活断層を追加								
	<u>（3）日本海側の海域の主要な活断層（巻末図 3. 1 6）</u> <u>国の地震調査研究推進本部が令和 6 年 8 月に公表した日本海側の主要な活断層は以下のとおりである。</u> <table><tr><th><u>図中の番号</u></th><th><u>活断層のくくり</u></th><th><u>評価単位区間</u></th><th><u>長 さ (km)</u></th><th><u>マグニチュード (M)</u></th></tr><tr><td>1</td><td>沖ノ礁北方断層</td><td></td><td>25</td><td>7.2 程度</td></tr></table>		<u>図中の番号</u>	<u>活断層のくくり</u>	<u>評価単位区間</u>	<u>長 さ (km)</u>	<u>マグニチュード (M)</u>	1	沖ノ礁北方断層	
<u>図中の番号</u>	<u>活断層のくくり</u>	<u>評価単位区間</u>	<u>長 さ (km)</u>	<u>マグニチュード (M)</u>						
1	沖ノ礁北方断層		25	7.2 程度						

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修正案（変更部分のみ記載）				備考	
		<u>2</u>	経ヶ岬沖断層		<u>36</u>	<u>7.4 程度</u>	
		<u>3</u>	小浜沖断層		<u>33</u>	<u>7.4 程度</u>	
		<u>4</u>	浦島礁北方北断層		<u>40</u>	<u>7.5 程度</u>	
		<u>5</u>	若狭海丘列北縁断層		<u>21</u>	<u>7.0 程度</u>	
		<u>6</u>	越前岬西方沖北断層		<u>38</u>	<u>7.5 程度</u>	
		<u>7</u>	浦島礁北東断層		<u>23</u>	<u>7.1 程度</u>	
		<u>8-1</u>	ゲンタツ瀬・	ゲンタツ瀬区間	<u>20</u>	<u>7.0 程度</u>	
		<u>8-2</u>	大グリ南東縁	大グリ区間	<u>35</u>	<u>7.4 程度</u>	
		<u>8</u>	断層帯	全体	<u>52</u>	<u>7.7 程度</u>	
		<u>9</u>	加佐ノ岬沖断層		<u>25</u>	<u>7.2 程度</u>	
		<u>10</u>	羽咋沖東断層		<u>30</u>	<u>7.3 程度</u>	
		<u>11</u>	羽咋沖西断層		<u>21</u>	<u>7.0 程度</u>	
		<u>12</u>	内灘沖断層		<u>29</u>	<u>7.3 程度</u>	
		<u>13</u>	海士岬沖東断層		<u>21</u>	<u>7.0 程度</u>	
		<u>14-1</u>	門前断層帯	門前沖区間	<u>23</u>	<u>7.1 程度</u>	
		<u>14-2</u>		海士岬沖区間	<u>18</u>	<u>6.9 程度</u>	
		<u>14</u>		全体	<u>38</u>	<u>7.5 程度</u>	
		<u>15</u>	沖ノ瀬東方断層		<u>35</u>	<u>7.4 程度</u>	
		<u>16-1</u>	能登半島北岸 断層帯	猿山沖区間	<u>24</u>	<u>7.1 程度</u>	
		<u>16-2</u>		輪島沖区間	<u>23</u>	<u>7.1 程度</u>	
		<u>16-3</u>		珠洲沖区間	<u>47</u>	<u>7.6 程度</u>	
		<u>16</u>		全体	<u>94</u>	<u>7.8～8.1 程度</u>	
		<u>17</u>	輪島はるか沖断層		<u>24</u>	<u>7.1 程度</u>	
		<u>18</u>	能登半島北方沖断層		<u>31</u>	<u>7.3 程度</u>	
		<u>19-1</u>	舳倉島近海断 層帯	南西区間	<u>41</u>	<u>7.5 程度</u>	
		<u>19-2</u>		北東区間	<u>23</u>	<u>7.1 程度</u>	
		<u>19</u>		全体	<u>64</u>	<u>7.8 程度</u>	
		<u>20-1</u>	七尾湾東方断 層帯	大泊鼻沖区間	<u>25</u>	<u>7.2 程度</u>	
		<u>20-2</u>		城ヶ崎沖区間	<u>21</u>	<u>7.0 程度</u>	
		<u>20</u>		全体	<u>43</u>	<u>7.6 程度</u>	
		<u>21</u>	飯田海脚南縁断層		<u>31</u>	<u>7.3 程度</u>	
		<u>22</u>	富山トラフ西縁断層		<u>61</u>	<u>7.8 程度</u>	
		<u>23-1</u>	上越沖	親不知沖区間	<u>24</u>	<u>7.1 程度</u>	
		<u>23-2</u>	断層帯	鳥ヶ首沖区間	<u>44</u>	<u>7.6 程度</u>	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画					修正案（変更部分のみ記載）					備考																																																											
					<u>23-3</u>		<u>上越海盆南縁区間</u>	<u>28</u>	<u>7.2 程度</u>																																																												
					<u>23</u>		<u>全体</u>	<u>86</u>	<u>7.8～8.1 程度</u>																																																												
					<u>24</u>	<u>名立沖断層</u>		<u>31</u>	<u>7.3 程度</u>																																																												
					<u>25</u>	<u>上越海丘東縁断層</u>		<u>25</u>	<u>7.2 程度</u>																																																												
第3 過去の地震 (略) また、19 <u>33</u> 年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計 <u>545</u> 回（ <u>2022</u> 年 <u>10</u> 月末現在）であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は <u>10</u> 回と <u>全国的にも地震の少ない県</u> である。（「震度4以上を記録した地震一覧」参照） <u>なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はない。</u> 震度4以上を記録した地震一覧					第3 過去の地震 (略) また、19 <u>23</u> 年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計 <u>842</u> 回（ <u>2024</u> 年 <u>12</u> 月末現在）であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は <u>23</u> 回である。（「震度4以上を記録した地震一覧」参照） <u>（削除）</u> 震度4以上を記録した地震一覧					時点修正 「全国的にも地震の少ない県」の記載を削除 記載箇所を第6節に変更 時点修正																																																											
<table><tr><th>発 生 年</th><th>震央地名</th><th>マグニチュード</th><th>県内の被害等</th><th>県内の震度</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2020(令 和 2)</td><td>石川県能登地方</td><td>5.5</td><td>軽傷2</td><td>4：富山市、氷見市、舟橋村</td></tr></table>					発 生 年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2020(令 和 2)	石川県能登地方	5.5	軽傷2	4：富山市、氷見市、舟橋村	<table><tr><th>発 生 年</th><th>震央地名</th><th>マグニチュード</th><th>県内の被害等</th><th>県内の震度</th></tr><tr><td><u>1923(大正12)</u></td><td><u>神奈川県西部</u></td><td><u>7.9</u></td><td><u>不明</u></td><td><u>4：高岡市</u></td></tr><tr><td><u>1927(昭和2)</u></td><td><u>京都府北部</u></td><td><u>7.3</u></td><td><u>不明</u></td><td><u>5：高岡市</u></td></tr><tr><td><u>1930(昭和5)</u></td><td><u>石川県西方沖</u></td><td><u>6.3</u></td><td><u>死亡1</u></td><td><u>4：高岡市</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2020(令和2)</td><td>石川県能登地方</td><td>5.5</td><td>軽傷2</td><td>4：富山市、氷見市、舟橋村</td></tr><tr><td><u>2023(令和5)5月5日(14時42分)</u></td><td><u>能登半島沖</u></td><td><u>6.5</u></td><td rowspan="2"><u>軽傷1</u></td><td><u>4：高岡市、氷見市、小矢部市、射水市、舟橋村</u></td></tr><tr><td><u>5月5日(21時58分)</u></td><td><u>能登半島沖</u></td><td><u>5.9</u></td><td><u>4：舟橋村</u></td></tr><tr><td><u>2024(令和6)</u></td><td><u>石川県能登地方</u></td><td><u>7.6</u></td><td><u>死者3(災害関連死3)、重傷</u></td><td><u>5強：富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、</u></td></tr></table>					発 生 年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度	<u>1923(大正12)</u>	<u>神奈川県西部</u>	<u>7.9</u>	<u>不明</u>	<u>4：高岡市</u>	<u>1927(昭和2)</u>	<u>京都府北部</u>	<u>7.3</u>	<u>不明</u>	<u>5：高岡市</u>	<u>1930(昭和5)</u>	<u>石川県西方沖</u>	<u>6.3</u>	<u>死亡1</u>	<u>4：高岡市</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2020(令和2)	石川県能登地方	5.5	軽傷2	4：富山市、氷見市、舟橋村	<u>2023(令和5)5月5日(14時42分)</u>	<u>能登半島沖</u>	<u>6.5</u>	<u>軽傷1</u>	<u>4：高岡市、氷見市、小矢部市、射水市、舟橋村</u>	<u>5月5日(21時58分)</u>	<u>能登半島沖</u>	<u>5.9</u>	<u>4：舟橋村</u>	<u>2024(令和6)</u>	<u>石川県能登地方</u>	<u>7.6</u>	<u>死者3(災害関連死3)、重傷</u>	<u>5強：富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、</u>	
発 生 年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																	
2020(令 和 2)	石川県能登地方	5.5	軽傷2	4：富山市、氷見市、舟橋村																																																																	
発 生 年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度																																																																	
<u>1923(大正12)</u>	<u>神奈川県西部</u>	<u>7.9</u>	<u>不明</u>	<u>4：高岡市</u>																																																																	
<u>1927(昭和2)</u>	<u>京都府北部</u>	<u>7.3</u>	<u>不明</u>	<u>5：高岡市</u>																																																																	
<u>1930(昭和5)</u>	<u>石川県西方沖</u>	<u>6.3</u>	<u>死亡1</u>	<u>4：高岡市</u>																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																	
2020(令和2)	石川県能登地方	5.5	軽傷2	4：富山市、氷見市、舟橋村																																																																	
<u>2023(令和5)5月5日(14時42分)</u>	<u>能登半島沖</u>	<u>6.5</u>	<u>軽傷1</u>	<u>4：高岡市、氷見市、小矢部市、射水市、舟橋村</u>																																																																	
<u>5月5日(21時58分)</u>	<u>能登半島沖</u>	<u>5.9</u>		<u>4：舟橋村</u>																																																																	
<u>2024(令和6)</u>	<u>石川県能登地方</u>	<u>7.6</u>	<u>死者3(災害関連死3)、重傷</u>	<u>5強：富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、</u>																																																																	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画						修正案（変更部分のみ記載）						備考
						<u>1月1日</u> <u>(16時10分)</u>				<u>13、軽傷41</u> <u>全壊259、半壊</u> <u>807、一部損壊</u> <u>21,606</u> <u>(令和7年1月</u> <u>31日時点)</u>	<u>射水市、舟橋村</u> <u>5弱：滑川市、黒部市、砺</u> <u>波市、上市町、立山町、朝</u> <u>日町</u> <u>4：魚津市、入善町</u>	
						<u>1月1日</u> <u>(18時08分)</u>	<u>能登半島</u> <u>沖</u>	<u>5.8</u>			<u>4：富山市、高岡市、射水</u> <u>市、舟橋村</u>	
						<u>1月1日</u> <u>(16時12分)</u>	<u>能登半島</u> <u>沖</u>	<u>5.7</u>			<u>4：富山市</u>	
						<u>1月1日</u> <u>(16時18分)</u>	<u>能登半島</u> <u>沖</u>	<u>4.0</u>			<u>4：氷見市、舟橋村</u>	
						<u>1月1日</u> <u>(16時18分)</u>	<u>石川県能</u> <u>登地方</u>	<u>6.1</u>			<u>4：富山市、射水市、舟橋</u> <u>村、立山町</u>	
						<u>1月1日</u> <u>(16時56分)</u>	<u>石川県能</u> <u>登地方</u>	<u>5.8</u>			<u>4：氷見市</u>	
						<u>1月6日</u>	<u>石川県能</u> <u>登地方</u>	<u>5.4</u>			<u>4：氷見市</u>	
						<u>11月26日</u>	<u>石川県西</u> <u>方沖</u>	<u>6.6</u>	<u>軽傷1</u>		<u>4：富山市、高岡市、氷見</u> <u>市、小矢部市、射水市</u>	
第4（略）						第4（略）						発生確率の 相対的評価 の標記を修正
第5 富山県に関わる活断層の地震評価（地震調査研究推進本部） （略） 地震発生確率では、砺波平野断層帯東部、呉羽山断層帯及び森本・富樫断層帯は「Sランク（高い <u>グループ</u> ）」、砺波平野断層帯西部、魚津断層帯及び邑知潟断層帯は「Aランク（やや高い <u>グループ</u> ）」に属する。（30年以内の地震発生確率が3%以上は「Sランク（高い <u>グループ</u> ）」、0.1%以上～3%未満を「Aランク（やや高い <u>グループ</u> ）」としている。） （略）						第5 富山県に関わる活断層の地震評価（地震調査研究推進本部） （略） 地震発生確率では、砺波平野断層帯東部、呉羽山断層帯及び森本・富樫断層帯は「Sランク（高い）」、砺波平野断層帯西部、魚津断層帯及び邑知潟断層帯は「Aランク（やや高い）」に属する。（30年以内の地震発生確率が3%以上は「Sランク（高い）」、0.1%以上～3%未満を「Aランク（やや高い）」としている。） （略）						
<u>長期地震評価の内容</u> （地震調査研究推進本部）						<u>主要活断層の長期評価の概要</u> （地震調査研究推進本部）						
活断層名	地震規模	主な活断層における相	地震発生確率（30	平均活動間隔	最新活動時期	活断層名	地震規模	主な活断層における相	地震発生確率（30	平均活動間隔	最新活動時期	

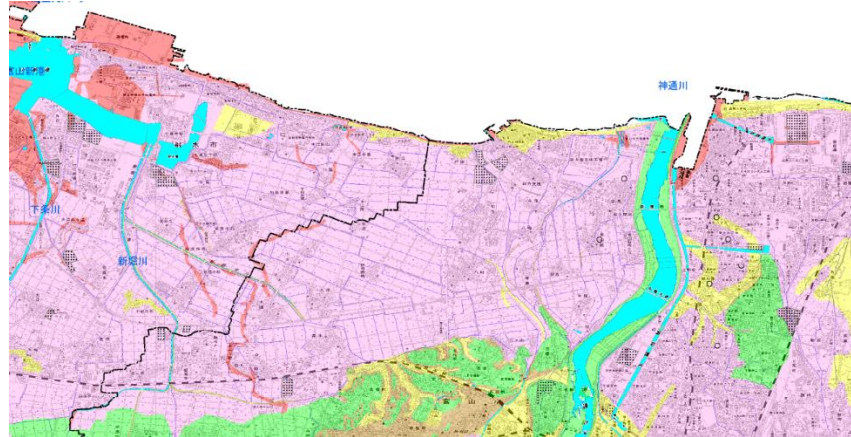
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画						修正案（変更部分のみ記載）						備考										
		対的評価※	年内)					対的評価 ※ <u>1</u>	年 <u>以</u> 内)													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)												
その他本県に影響を及ぼす活断層						その他本県に影響を及ぼす <u>主要</u> 活断層																
活断層名	地震 規模	主な活断層 における相 対的評価※	地 震 発 生 確 率 （30 年内)	平均活動間隔	最新活動時期	活断層名	地震 規模	主な活断層 における相 対的評価 ※ <u>1</u>	地 震 発 生 確 率 （30 年 <u>以</u> 内)	平均活動間隔	最新活動時期											
森本・富樫断 層帯	M7.2	S	2%～8%	1,700 年 ～2,200 年程 度	約2,000 年前 ～4 世紀	森本・富樫断 層帯	M7.2	S <u>*</u>	2%～8%	1,700 年～ 2,200 年程度	約2,000 年前 ～4 世紀											
邑知潟断層 帯	M7.6	A	2%	約1,200 年 ～1,900 年程 度	約3,200 年前 ～9 世紀	邑知潟断層 帯	M7.6	A	2%	約1,200 年 ～1,900 年程 度	約3,200 年前 ～9 世紀											
※活断層における今後 30 年以内の地震発生確率が 3%以上を「Sランク」、0.1～3%未 満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」と表記。						糸魚川－静 岡構造線断 層帯 (<u>北部区 間</u>)							M7.7	S <u>*</u>	<u>0.009%～ 16%</u>	<u>1,000 年～ 2,400 年程度</u>	<u>約1,300 年前 ～約1,000 年 前</u>					
						糸魚川－静 岡構造線断 層帯 (<u>中北部 区間</u>)							M7.6	S <u>*</u>	<u>14%～30%</u>	<u>600～ 800 年程度</u>	<u>約1,200 年前 ～約800 年前</u>					
						糸魚川－静 岡構造線断 層帯 (<u>中南部 区間</u>)							M7.4	S <u>*</u>	<u>0.9%～8%</u>	<u>1,300 年～ 1,500 年程度</u>	<u>約1,300 年前 ～約900 年前</u>					
						糸魚川－静 岡構造線断 層帯 (<u>南部区 間</u>)							M7.6	A	<u>ほぼ0%～ 0.1%</u>	<u>4,600 年～ 6,700 年程度</u>	<u>約2,500 年前 ～約1,400 年 前</u>					
						海溝型地震の長期評価の内容（地震調査研究推進本部）						地震名						地震	海溝型地震	地震発生	平均活動間隔	最新活動時期

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）						備考
		規模	の相対的評価※2	確 率（30年以内）			
	南海トラフ	M8～9	Ⅲ*	80%程度	次回までの標準的な値 88.2年	79.0年前	
第6 「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」（内閣府政策統括官（防災担当）） <u>（新設）</u>	※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が、3%以上を「Sランク」、0.1～3%未満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」と表記。地震後経過率（※3）が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。						「液状化しやすさマップ」の記載を追加
	※2 海溝型地震における今後30年以内の地震発生確率が26%以上を「Ⅲランク」、3%～26%未満を「Ⅱランク」、3%未満を「Ⅰランク」、不明（すぐに地震が起きることを否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（※3）が0.7以上である海溝型地震については、ランクに「*」を付記している。						
	※3 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。						
	第6 「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」（内閣府政策統括官（防災担当））						
	第7 「液状化しやすさマップ」（北陸地方整備局） 地盤の液状化現象は、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」でも広範囲にわたって各種施設に多大な被害をもたらし、マスコミ等を通じて広く報道されるなど、大きな関心事となった。 北陸地方においても新潟地震(昭和39年)、新潟県中越地震(平成16年)、能登半島地震(平成19年)、新潟県中越沖地震(平成19年)で、家屋、堤防、道路等に多くの液状化による被害が発生した。 富山県内の低地部や沿岸部においても、地形分類が砂洲・砂丘、氾濫平野、後背低地・湿地、旧河道、旧水部など、地盤が軟弱で地震の際に揺れやすい場所があり、能登半島地震（令和6年）において液状化による被害が発生した。 北陸地方整備局では、公益社団法人地盤工学会北陸支部との共同により、過去の液状化発生状況や地形地質等に関						

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考												
	する情報等を加えて検討し「液状化しやすさマップ」を作成された。 「液状化しやすさマップ」は液状化しやすいかどうかを示したものであり、住んでいる土地（地盤）の性質を知り、土地利用をする際や防災に役立てることができる。 富山県内の液状化しやすさマップ  ※出典：国土交通省北陸地方整備局ホームページ「富山県内の液状化しやすさマップ」													
第7 減災目標の設定 1～2（略）	第8 減災目標の設定 1～2（略）													
3 重点施設及び目標	3 重点施設及び目標	達成済みの 目標を削除												
<table><tr><th>重点施策</th><th>内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>地震に強い県土・まちづくり</td><td> ・災害時の救命医療の拠点となる病院の耐震性確保や発電設備・資機材の充実 【目標】災害拠点病院、救命救急センターの耐震化率 75%→100% (略) ・私立学校を含む小中学校や高校、県立大学の耐震性確保の促進 </td></tr></table>	重点施策	内容	(略)	(略)	地震に強い県土・まちづくり	・災害時の救命医療の拠点となる病院の耐震性確保や発電設備・資機材の充実 【目標】災害拠点病院、救命救急センターの耐震化率 75%→100% (略) ・私立学校を含む小中学校や高校、県立大学の耐震性確保の促進	<table><tr><th>重点施策</th><th>内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>地震に強い県土・まちづくり</td><td> ・災害時の救命医療の拠点となる病院の耐震性確保や発電設備・資機材の充実 (削除) (略) ・私立学校を含む小中学校や高校、県立大学の耐震性確保の促進 (削除) </td></tr></table>	重点施策	内容	(略)	(略)	地震に強い県土・まちづくり	・災害時の救命医療の拠点となる病院の耐震性確保や発電設備・資機材の充実 (削除) (略) ・私立学校を含む小中学校や高校、県立大学の耐震性確保の促進 (削除)	
重点施策	内容													
(略)	(略)													
地震に強い県土・まちづくり	・災害時の救命医療の拠点となる病院の耐震性確保や発電設備・資機材の充実 【目標】災害拠点病院、救命救急センターの耐震化率 75%→100% (略) ・私立学校を含む小中学校や高校、県立大学の耐震性確保の促進													
重点施策	内容													
(略)	(略)													
地震に強い県土・まちづくり	・災害時の救命医療の拠点となる病院の耐震性確保や発電設備・資機材の充実 (削除) (略) ・私立学校を含む小中学校や高校、県立大学の耐震性確保の促進 (削除)													

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修正案（変更部分のみ記載）		備考
	【目標】<u>県立学校の耐震化率 71.5% →100%</u> (略) ・津波に備えた海岸保全施設等の整備、津波避難誘導標識・海拔表示設置、津波避難ビルなど避難場所の確保、津波ハザードマップの作成支援・住民への周知徹底など、津波対策の強化 【目標】<u>津波ハザードマップの作成市町 1 市→9 市町（沿岸市町全て）</u>		(略) ・津波に備えた海岸保全施設等の整備、津波避難誘導標識・海拔表示設置、津波避難ビルなど避難場所の確保、津波ハザードマップの作成支援・住民への周知徹底など、津波対策の強化 <u>(削除)</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	
第6節 本県における津波		第6節 本県における津波		
第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方		第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方		
1 津波の適切な設定		1 津波の適切な設定		
(1) 最大クラスの津波の想定		(1) 最大クラスの津波の想定		
(略)		(略)		
津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。		津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強振動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。		
(2) (略)		(2) (略)		
2 (略)		2 (略)		
第2 津波シミュレーション調査		第2 津波シミュレーション調査		
1 調査にあたり想定した津波（最大クラスの津波）		1 調査にあたり想定した津波（最大クラスの津波）		
(略)		(略)		

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画				修正案（変更部分のみ記載）						備考
【参考】過去に富山県に来襲した津波				【参考】富山県に津波警報・注意報等を発表した地震・津波						時点修正 （出典変更）
発生年 (略)	地震の名称 (略)	地震規模 (略)	富山県での記録(被害報告なし) (略)	発生年月日 和暦	震央地名 ()内は気象庁 が定めた地震名	震源の 深さ	マグニ チュード	予報の種 類（予報 文）	観測値	
1993 年	北海道南西沖	M7.8	富山新港 11cm、伏木港 11 cm、富 山 10cm	1960（昭和35） 5月23日	チリ中部沿岸付 近2 (チリ地震津波)	35km	9.5 (Mw)	予報なし	富山新港： 22cm 伏木港： 23cm	
※出典：東北大学災害科学国際研究所等「津波痕跡データベース」（痕跡高）				1961（昭和36） 8月19日	石川県加賀地方 (北美濃地震)	10km	7.0	(ヨリツナミ)	県内で観測 なし	
				1964（昭和39） 5月7日	秋田県沖	24km	6.9	(ヨリツナミ)	新川（河 口）：15cm	
				1964（昭和39） 6月16日	新潟下越沖 (新潟地震)	34km	7.5	(ツナミ)	富山：70cm 魚津：97cm 伏木港： 68cm	
				1983（昭和58） 5月26日	秋田県沖 (昭和58年日本 海中部地震)	14km	7.7	津波警報 (ツナミ)	富山：20cm 生地：10cm 富山新港： 17cm 伏木港： 19cm	
				1983（昭和58） 6月21日	青森県西方沖	6km	7.1	津波注意 報 (ツナミチュウ イ)	県内で観測 なし	
				1987（昭和62） 3月24日	新潟県上中越沖	22km	5.9	津波注意 報 (ツナミチュウ イ)	県内で観測 なし	
				1993（平成5） 2月7日	能登半島沖	25km	6.6	津波注意 報 (ツナミチュウ イ)	県内で観測 なし	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）						備考
	<u>1993（平成5） 7月12日</u>	<u>北海道南西沖 （平成5年北海道南西沖地震）</u>	<u>35km</u>	<u>7.8</u>	<u>津波警報 （ツナミ）</u>	<u>富山：10cm 富山新港： 11cm 萩浦橋： 13cm</u>	
	<u>2007（平成19） 3月25日</u>	<u>能登半島沖 （平成19年能登半島地震）</u>	<u>11km</u>	<u>6.9</u>	<u>予報なし</u>	<u>富山：6cm</u>	
	<u>2007（平成19） 7月16日</u>	<u>新潟県上中越沖 （平成19年新潟県中越沖地震）</u>	<u>17km</u>	<u>6.8</u>	<u>予報なし</u>	<u>富山：5cm</u>	
	<u>2010（平成22） 2月27日</u>	<u>チリ中部沿岸</u>	<u>23km</u>	<u>8.8 （Mw）</u>	<u>予報なし</u>	<u>富山：8cm</u>	
	<u>2011（平成23） 3月11日</u>	<u>三陸沖 （平成23年東北地方太平洋沖地震）</u>	<u>24km</u>	<u>9.0 （Mw）</u>	<u>津波注意報</u>	<u>伏木富山港 新湊：9cm</u>	
	<u>2024（令和6） 1月1日</u>	<u>石川県能登地方 （令和6年能登半島地震）</u>	<u>16km</u>	<u>7.6</u>	<u>津波警報</u>	<u>富山：79cm</u>	
	<u>※注：津波予報区</u> <u>1999年4月1日～現在：富山県</u> <u>1958年4月1日～1999年3月31日：6区（新潟県、富山県、石川県（輪島以東に限る））</u> <u>※出典：富山地方気象台ホームページ「富山県内に影響を及ぼした過去の地震・津波」</u> <u>※歴史地震と比べ、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はない。</u>						
第2章 地震・津波災害予防対策 第2章 地震・津波災害予防対策							

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画

第1節 防災都市づくり
 第1～2（略）
 第3 建築物の耐震不燃化の促進
 1 防火地域の指定（県土木部、市町村）
 （略）
 （資料「6－3 防火地域・準防火地域」）
 2 （略）
 3 建築物の耐震化（県全部局）
 （1）～（2）（略）
 （3）耐震性向上の支援措置
 ア 住宅の耐震改修のための支援措置
 （ア） 略

（イ） 木造住宅耐震改修支援事業

区分	内容
a 対象住宅	（略）
b 対象 <u>工事</u>	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、 <u>（新設）</u> ①建物全体を耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ②1階部分だけを耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ③1階の主要居室（寝室、居間等）だけを耐震改修後に、総合判定が1.5以上となる工事 ④建物全体を簡易改修後に、総合判定が0.7以上となる工事
c 補助金額	<u>（新設）</u> 耐震改修工事に要する経費の5分の2又は市町村が補助する額の2分の1のいずれか低い額とし、県費の限度額は <u>50</u> 万円とする。

修正案（変更部分のみ記載）

第1節 防災都市づくり
 第1～2（略）
 第3 建築物の耐震不燃化の促進
 1 防火地域の指定（県土木部、市町村）
 （略）
 （資料「6－3 防火地域及び準防火地域」）
 2 （略）
 3 建築物の耐震化（県全部局）
 （1）～（2）（略）
 （3）耐震性向上の支援措置
 ア 住宅の耐震改修のための支援措置
 （ア） 略

（イ） 木造住宅耐震改修支援事業

区分	内容
a 対象住宅	（略）
b 対象 <u>事業</u>	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、 <u>1 耐震改修設計</u> 以下の「 <u>2 耐震改修工事</u> 」に係る設計及び工事監理業務 <u>2 耐震改修工事</u> ①建物全体を耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ②1階部分だけを耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ③1階の主要居室（寝室、居間等）だけを耐震改修後に、総合判定が1.5以上となる工事 ④建物全体を簡易改修後に、総合判定が0.7以上となる工事
c 補助金額	<u>1 耐震改修設計</u> 耐震改修設計に要する経費の3分の1又は市

備考

資料編に合わせて修正

事業内容の修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(略) 第 4 (略) 第 2 節 都市基盤等の安全性の強化 第 1 公共土木施設等の耐震性等強化 (略) また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。 1 道路、鉄道、港湾等交通施設の整備(北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、各鉄道事業者) (1) (略) (2) 鉄道施設 (略) <u>(資料「7-6 鉄道施設の現況及び事業計画」)</u> (3) ～ (4) (略) 2 河川、海岸等の整備(北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、市町村) (略) このようなことから、地震による水害等から人命・財産等を守るため、県及び関係機関は、堤防・護岸等の耐震強化及び津波に対する安全性の確保に努める。 (1) ～ (2) (略) 3 土砂災害の防止(北陸地方整備局、中部森林管理局、県	(略) 第 4 (略) 第 2 節 都市基盤等の安全性の強化 第 1 公共土木施設等の耐震性等強化 (略) また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく<u>とともに、被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努める。</u> 1 道路、鉄道、港湾等交通施設の整備(北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、各鉄道事業者) (1) (略) (2) 鉄道施設 (略) <u>(削除)</u> (3) ～ (4) (略) 2 河川、海岸等の整備(北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、市町村) (略) このようなことから、地震による水害等から人命・財産等を守るため、県及び関係機関は、堤防・護岸等の耐震強化及び津波に対する安全性の確保に努める。<u>また、発災後の点検体制(対象施設、実施期限、結果の共有方法等)の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等を行う。</u> (1) ～ (2) (略) 3 土砂災害の防止(北陸地方整備局、中部森林管理局、県	災害対応検証を踏まえた修正 資料編に合わせて修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
土木部、県農林水産部、市町村） （略） このため、国、県及び市町村は、土砂災害のおそれのある箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等。以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。 （１）～（３）（略） 第２ ライフライン施設の安全性強化 電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、震災時においても、その機能を発揮できるよう耐震性を確保するとともに、系統多重化等による代替性の確保を進める。 （略） さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン機関を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。 １ （略） ２ ガス施設における災害予防対策 （１）都市ガス ア～ウ （略） エ 防災体制の整備と教育訓練の実施 （略） ※１～３ （略） ※４ ガバナ （略）	土木部、県農林水産部、市町村） （略） このため、国、県及び市町村は、土砂災害のおそれのある箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等。以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める<u>とともに、発災後の点検体制（対象施設、実施期限、結果の共有方法等）の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等に努める。</u> （１）～（３）（略） 第２ ライフライン施設の安全性強化 電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、震災時においても、その機能を発揮できるよう耐震性を確保するとともに、系統多重化等による代替性の確保<u>や、オフグリッド化等の取組みの検討</u>を進める。 （略） さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン機関を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。 <u>加えて、防災関係機関は被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努めるものとする。</u> １ （略） ２ ガス施設における災害予防対策 （１）都市ガス ア～ウ （略） エ 防災体制の整備と教育訓練の実施 （略） ※１～３ （略） ※４ ガバナ （略）	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 資料編に合わせて修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(資料「3-18 都市ガス施設」、 「3-19 簡易ガス施設」) (2) (略) 3 上水道施設における災害予防対策（県厚生部、県企業局、市町村） (略) このため、平常時においても、震災対策上の各種図面を整備し、施設の耐震性向上に留意した改良、整備を推進し、地域情報ネットワークの整備にも努める。 (1) (略) (2) 施設の整備、耐震化 ア (略) <u>イ (略)</u> <u>ウ (略)</u> <u>エ (略)</u> <u>オ (略)</u> <u>カ (略)</u> (3) <u>予備水源としての井戸、消融雪用井戸の活用</u> <u>ア 一般家庭用井戸、営業用井戸については、水道の使用量等により井戸の保有を調査し、取水可能量、飲用の適否を平常時から把握しておく。</u> <u>イ 水道等の予備水源の整備に努めるとともに、休止水源については、緊急時に使用できるよう定期的な維持管理に努める。</u> <u>ウ 県及び市町村の管理する道路の消融雪用井戸については、管理者と協議のうえ取水可能量、飲用の適否を調査するとともに、取水のための可搬式発電設備、圧力タンク、非常時給水栓等を整備する。</u>	(資料「3-20 <u>ガス小売施設（旧一般ガス）</u>」、 「3-21 <u>ガス小売事業（旧簡易ガス）</u>」) (2) (略) 3 上水道施設における災害予防対策（県厚生部、県企業局、市町村） (略) このため、平常時においても、震災対策上の各種図面を整備し、施設の耐震性向上に留意した改良、整備を推進し、地域情報ネットワークの整備にも努める。 <u>また、県及び市町村は、大規模災害を想定した上水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。</u> (1) (略) (2) 施設の整備、耐震化 ア (略) <u>イ 電気設備の停電対策として、無停電電源装置、自家発電設備及び可搬型発電設備等の設置等の対策に努める。</u> <u>ウ (略)</u> <u>エ (略)</u> <u>オ (略)</u> <u>カ (略)</u> <u>キ (略)</u> (3) <u>予備水源の整備</u> <u>水道の予備水源の整備に努めるとともに、休止水源については、緊急時に使用できるよう定期的な維持管理に努める。</u>	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 取り組み内容を整理

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
4 下水道施設における災害予防対策（県土木部、市町村） 既設下水道施設のうち重要構造物については、建設年次、施設構造を調査し、耐震性診断を実施するとともに、必要に応じて補強、改築を実施する。 新たに建設する下水道施設については、下水道に関する耐震設計基準に基づく耐震対策を導入する。 （１）～（３）（略） （４）応急復旧のための体制整備 ア（略） イ 民間企業との協力体制 応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者等民間業者との協力体制を整備する。 ウ～オ（略） （５）（略） <u>（新設）</u> <u>5</u>（略）	4 下水道施設における災害予防対策（県土木部、市町村） 既設下水道施設のうち重要構造物については、建設年次、施設構造を調査し、耐震性診断を実施するとともに、必要に応じて補強、改築を実施する。 新たに建設する下水道施設については、下水道に関する耐震設計基準に基づく耐震対策を導入する。 <u>また、県及び市町村は、大規模災害を想定した下水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。</u> （１）～（３）（略） （４）応急復旧のための体制整備 ア（略） イ 民間企業との協力体制 応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者等民間業者と<u>協定を締結するなど</u>、協力体制を整備する。 ウ～オ（略） （５）（略） <u>5 生活用水の予備水源としての井戸、消融雪用井戸、防災井戸等の活用（県危機管理局、県生活環境文化部、市町村）</u> <u>（１）一般家庭用井戸、営業用井戸</u> <u>一般家庭用井戸、営業用井戸については、水道の使用量等により井戸の保有を調査し、取水可能量、生活用水としての活用の適否を平常時から把握しておく。</u> <u>（２）消融雪用井戸等</u> <u>県及び市町村の管理する消融雪用井戸については、管理者と協議のうえ取水可能量、生活用水としての活用の適否を調査するとともに、取水のための可搬式発電設備、圧力タンク、非常時給水栓の設置のほか、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努める。</u> <u>また、入浴施設の利用やトイレの設置等について、協定事業者のさらなる確保に努める。</u> <u>6</u>（略）	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 取り組み内容を整理

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第3 廃棄物処理施設の安全性強化 （略） このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努めるとともに、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努める。 （略） 1 （略） 2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、市町村） （1）（略） （2）ごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等の確保等 震災時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。 （3）避難所等の仮設（簡易）トイレの確保 市町村は、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。 3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部） （略） （資料「9－<u>10</u> し尿処理施設一覧」、「9－<u>11</u> ごみ処理施設一覧」）	第3 廃棄物処理施設の安全性強化 （略） このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努めるとともに、<u>発災時に施設の被災状況を確認し、速やかに稼働の可否を判断する手順を検討するなど</u>国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努める。 （略） 1 （略） 2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、<u>県厚生部</u>、市町村） （1）（略） （2）ごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等の確保等 震災時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ<u>活用可能な候補地を把握、調整したうえで</u>、発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。 （3）避難所等の仮設（簡易）トイレの確保 市町村は、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。<u>仮設（簡易）トイレの確保にあたっては、民間事業者等との応援協定の締結を推進する。</u> 3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部） （略） （資料「9－<u>8</u> し尿処理施設一覧」、「9－<u>9</u> ごみ処理施設一覧」）	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 資料編に合わせて修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第4 危険物施設等の安全性強化 1 危険物施設（県危機管理局、市町村） （1）～（5）（略） （6）防災資機材の備蓄 （略） （資料「3-17 <u>危険物施設</u>」） 2 高圧ガス製造事業所等（県危機管理局） （1）～（6）（略） （7）防災活動対策 （略） （資料「3-20 <u>高圧ガス製造、貯蔵、販売所</u>」） 3 毒物劇物取扱施設（県生活環境文化部、県厚生部） （1）毒物劇物取扱施設における予防対策 （略） （資料「3-22 <u>毒物劇物製造、販売所等</u>」） 第5 地盤の液状化対策の推進 近年、臨海部の埋立地においても都市施設が建設されるなど、液状化による被害発生の危険性も増えている。このため、県及び市町村等は、地盤の液状化による影響調査を進めるとともに、耐震基準の適用や各種対策工法の普及に努める。 1 （略） 2 <u>浅部の地盤データの収集とデータベース化（県関係部局、市町村）</u> <u>県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るよう努めるものとする。</u>	第4 危険物施設等の安全性強化 1 危険物施設（県危機管理局、市町村） （1）～（5）（略） （6）防災資機材の備蓄 （略） （資料「3-17 <u>危険物規制対象施設数一覧表</u>」） 2 高圧ガス製造事業所等（県危機管理局） （1）～（6）（略） （7）防災活動対策 （略） （資料「3-22 <u>高圧ガス製造、貯蔵</u>」） 3 毒物劇物取扱施設（県生活環境文化部、県厚生部） （1）毒物劇物取扱施設における予防対策 （略） （資料「3-24 <u>毒物劇物製造、販売所等</u>」） 第5 地盤の液状化対策の推進 近年、臨海部の埋立地においても都市施設が建設されるなど、液状化による被害発生の危険性が増えており、令和6年1月の能登半島地震では、県内で甚大な被害が発生した。このため、県及び市町村等は、地盤の液状化による影響調査を進めるとともに、耐震基準の適用や各種対策工法の普及に努める。 1 （略） 2 <u>液状化に関する知識の普及啓発（北陸地方整備局、県関係部局、市町村）</u> <u>県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るよう努めるものとする。</u> <u>また、国、県及び市町村は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、県民</u>	資料編に合わせて修正 資料編に合わせて修正 能登半島地震の被害について記載 液状化対策の取組みを整理

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<u>3 液状化に関する知識の普及啓発（県危機管理局、市町村）</u> <u>県及び市町村は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、県民に対し、地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域など、液状化に関する知識の普及啓発に努める。</u> <u>4 地盤改良、液状化対策工法の推進（県土木部、市町村）</u> 県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施する。<u>また、</u>民間の建築物については、液状化被害を最小限に抑える対策を実施するよう、建築主、	<u>に対し、液状化マップ等により地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域、過去に県内で生じた液状化被害の記録などの液状化に関する知識の普及啓発、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</u> <u>さらに、国は、官民の所有する地盤情報の収集・公表を進めるとともに、それらの情報を活用し、より実態に即した液状化リスク情報の提供に努めるものとする。</u> <u>液状化マップ</u> 液状化マップ ●地盤の液状化とは、平野部などの水分をたくさん含んだ砂質の地盤が地震によって一時的に液体のようになってしまう現象です。 ●この図は、奥羽山断層による地震が発生した場合の液状化危険度を示しています（平野部周辺を拡大）。 ●地盤の液状化により、①建物が傾く、②マンホールなどが浮き上がる、③堤防が変形する等の被害を受けることがあります。 凡例 - 危険度が高い（赤） - 危険度が中位（黄） - 危険度が低い（青） <u>※出典：富山市ホームページ「ゆれやすさマップ（市全域共通）」（削除）</u> <u>3 地盤改良、液状化対策工法の推進（県土木部、市町村）</u> 県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施する。民間の建築物については、液状化被害を最小限に抑える対策を実施するよう、建築主、設計者、	2 と統合 液状化対策の取組みを追記

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
設計者、施工者に指導・助言を行う。 <u>5 液状化ハザードマップの作成・公表</u> <u>また、国、県及び市町村は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</u> 第3節 波に強い県土づくり 第1（略） 第2 津波に強いまちづくり 1 津波に強いまちの形成 （1）徒歩避難を原則とした対策の構築 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。 特に、本県においては、東日本大震災のような海溝型の地震による津波は、文献調査において確認されていないものの、発生確率の極めて低い3～5千年程度の周期で発生する呉羽山断層帯の海域部や、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖（F41）及び富山湾西側（F45）の断層を震源とする地震が発生した場合、津波の規模は海溝型地震と異なるものの、短時間で津波が到達することが予想されることから、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、場所によっては津波到達時間が極めて短いこと、地形的条件や土地利用の実態など地域の実情によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。	施工者に指導・助言を行う。 <u>また、県は公共土木施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策に取り組む市町村に対し、国の技術的支援も得ながら、連携して取り組む。</u> <u>（削除）</u> 第3節 津波に強い県土づくり 第1（略） 第2 津波に強いまちづくり 1 津波に強いまちの形成 （1）徒歩避難を原則とした対策の構築 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。 特に、本県においては、東日本大震災のような海溝型の地震による津波は、文献調査において確認されていないものの、発生確率の極めて低い3～5千年程度の周期で発生する呉羽山断層帯の海域部や、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖（F41）及び富山湾西側（F45）の断層を震源とする地震が発生した場合、津波の規模は海溝型地震と異なるものの、短時間で津波が到達することが予想されることから、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、場所によっては津波到達時間が極めて短いこと、地形的条件や土地利用の実態など地域の実情によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮するとともに、<u>人流データ分析や県民アンケートで把握した令和6年能登半</u>	備考 2 と統合 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(2) ～ (3) (略) (4) 減災のための総合的な取組みの推進 国土交通省、県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 2 (略) 3 建築物の安全化 国、県及び市町村及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。 4 ～ 6 (略) 第4節 防災活動体制の整備 防災の体系	<u>島地震における避難行動の実態を踏まえ</u>、津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。 (2) ～ (3) (略) (4) 減災のための総合的な取組みの推進 国土交通省、県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 <u>国土交通省、県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u> 2 (略) 3 建築物の安全化 国、県及び市町村及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校、<u>医療機関及び消防施設</u>等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。 4 ～ 6 (略) 第4節 防災活動体制の整備 防災の体系	国の防災基本計画の記載に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画				修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）				備考					
防 災 活 動 体 制 の 整 備	第 1	防災拠点施設の整備	1	富山県防災危機管理センター	第 1	防災拠点施設の整備	1	富山県防災危機管理センター	災害対応検証を踏まえた修正				
			2	富山県広域消防防災センター			2	富山県広域消防防災センター					
			3	富山県警察装備センター			3	富山県警察装備センター					
			4	国土交通省北陸地方整備局富山防災センター			4	国土交通省北陸地方整備局富山防災センター					
			5	市町村の防災拠点施設の整備			5	市町村の防災拠点施設の整備					
			6	陸上自衛隊富山駐屯地の充実			6	陸上自衛隊富山駐屯地の充実					
							7	防災機能を有する道の駅の整備					
			第 2	救出救助用資機材の整備						第 2	救出救助用資機材の整備		
第 3	通信連絡体制の整備	1	通信連絡系統	第 3	国・県・市町村・関係機関・民間・県民における連携強化	1	ワンチーム防災会議の開催						
		2	通信連絡手段			2	県と市町村の連携による応援派遣体制の整備						
		3	通信連絡体制の整備充実			3	県・市町村・民間団体等の連携強化						
		4	通信訓練、研修会の実施等			4	県民との防災対話の開催						
第 4	業務継続体制の確保			第 4	通信連絡体制の整備	1	通信連絡系統						
						2	通信連絡手段						
						3	通信連絡体制の整備充実						
						4	通信訓練、研修会の実施等						
第 5	緊急輸送ネットワークの整備	1	輸送拠点施設の確保	第 5	情報収集体制の強化	1	リエゾン派遣体制の整備						
		2	緊急道路ネットワークの確保			2	多様な情報収集手段の活用						
		3	緊急海上輸送路の確保			3	情報収集項目の整理・明確化						
		4	緊急航空路の確保			4	迅速に情報共有できる体制の構築						
		5	緊急輸送車両等の確保										
第 6	航空防災体制の強化	1	航空防災活動のための環境整備	第 6	広報活動体制の強化	1	デジタル技術を活用した情報発信						
		2	消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運行体制			2	報道機関との連携強化						
		3	警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運行体制			3	フェーズに応じた情報発信						
		4	富山県ドクターヘリの緊急運航体制			4	能登半島地震における広報記録の保存・活用						
						5	Lアラートを活用した生活支援情報の発信						
						6	多様な情報伝達手段の確保						
第 7	相互応援体制の整備	1	国の機関との相互協力										
		2	地方公共団体間の相互応援										
		3	防災関係機関との相互協力										
		4	公共的団体等の協力										
		5	民間の協力										
第 8	積雪時の震災対策	1	積雪対策の推進										
		2	交通の確保										
		3	雪に強いまちづくりの推進										
第 9	災害復旧・復興への備え	1	災害廃棄物の発生への対応										
		2	各種データの整備保全										
		3	復興対策の研究										

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第 1 防災拠点施設の整備 1～6（略） 7 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村） 国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。	第 7 災害対策本部体制の強化 第 8 業務継続体制の確保 第 9 緊急輸送ネットワークの整備 第 10 航空防災体制の強化 第 11 相互応援体制の整備 第 12 積雪時の震災対策 第 13 災害復旧・復興への備え 1 輸送拠点施設の確保 2 緊急道路ネットワークの確保 3 緊急海上輸送路の確保 4 緊急航空路の確保 5 緊急輸送車両等の確保 1 航空防災活動のための環境整備 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制 3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運航体制 4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制 1 国の機関等との相互協力 2 地方公共団体間の相互応援 3 防災関係機関との相互協力 4 公共的団体等の協力 5 民間の協力 1 積雪対策の推進 2 交通の確保 3 雪に強いまちづくりの推進 1 遺体安置所の指定 2 災害廃棄物の発生への対応 3 各種データの整備保全 4 復興対策の研究 5 男女共同参画の視点	災害対応検証を踏まえた修正
	第 1 防災拠点施設の整備 1～6（略） 7 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村） 国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考				
第2 救出救助用資機材の整備（自衛隊、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、日本赤十社富山県支部） 県・市町村及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材等救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておくものとする。 （資料「4－17 警察災害警備用装備資機材」、「4－18 救助活動のための機械器具等の保有状況」 「4－22 国土交通省富山防災センターの装備資機材」、「5－8 応急給水用具等」 「5－11 日本赤十字社富山県支部災害救護装備状況」） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	<u>県内の防災機能を有する道の駅</u> <table><tr><th>駅 名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>万葉の里 高岡</td><td>高岡市蜂ヶ島 131-1</td></tr></table> 第2 救出救助用資機材の整備（自衛隊、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、日本赤十社富山県支部） 県・市町村及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材等救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておくものとする。 <u>整備に当たっては、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u> （資料「4－16 救助活動のための機械器具等の保有状況」 「4－20 国土交通省富山防災センターの装備資機材」、「5－5 応急給水用具等」） <u>第3 国・県・市町村・関係機関・民間・県民における連携強化</u> <u>大規模な災害が発生した場合、国、県、市町村、防災関係機関等はワンチームとなって災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。</u> <u>そのためには、平時より連携を強化し、それぞれの組織が持つ情報を共有し、互いの組織の役割を理解する必要がある。</u> <u>1 国・県・市町村・関係機関の連携強化</u> <u>国・県・市町村・関係機関がワンチームで災害対応に</u>	駅 名	所在地	万葉の里 高岡	高岡市蜂ヶ島 131-1	施設を記載 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 資料編に合わせて修正 災害対応検証を踏まえた修正
駅 名	所在地					
万葉の里 高岡	高岡市蜂ヶ島 131-1					

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<u>(新設)</u>	<u>あたるためには、互いの組織の役割や強み・弱みを理解し、平時より顔の見える関係を構築しておく必要があることから、県において、関係者が災害時の連携体制を議論する会議を定期的を開催するものとする。</u>	
<u>(新設)</u>	<u>2 県と市町村の連携による応援派遣体制の整備</u> <u>先進県の取組みを参考に、大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。</u> <u>また、県と市町村のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市町村職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。</u>	
<u>(新設)</u>	<u>3 県・市町村・民間団体等の連携強化</u> <u>災害時における避難所運営や避難所環境の整備については、行政や自主防災組織、防災士に加え、ノウハウを有するNPO団体等との連携が必要であることから、県、市町村、自主防災組織、防災士、NPO団体等が連携し、避難所の運営や環境整備等を議論する会議を定期的を開催するものとする。</u> <u>また、防災対策や発災時の初動対応・応急対策等における、民間団体、地域コミュニティ、県民の役割の明確化を図る。</u>	
<u>(新設)</u>	<u>4 県民との防災対話</u> <u>災害対応には公助だけではなく、自助・共助が必要不可欠であり、行政や民間団体等の連携強化だけではなく、県民への防災意識の啓発の強化による県民の防災対応能力の底上げが重要になることから、県民との防災に関する対話などを通じて、県民の防災意識の啓発を行うものとする。</u>	
第3 通信連絡体制の整備	第4 通信連絡体制の整備	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線 LAN 等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。 （略） 特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。 （略） 1～2 （略） 3 通信連絡体制の整備充実（県危機管理局、市町村） （1）（略） （2）県総合防災情報システム （略）	県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線 LAN 等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化、<u>デジタル化の推進に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時から</u> <u>の連携体制の構築等による防災対策を推進する。</u> （略） 特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。<u>また、通信が途絶している地域で応援部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u>に努めるものとする。 （略） 1～2 （略） 3 通信連絡体制の整備充実（県危機管理局、<u>県経営管理部</u>、市町村） （1）（略） （2）県総合防災情報システム （略）	国の防災基本計画の記載に合わせ修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
富山県総合防災情報システム （気象台→県）気象警報、地震、津波情報等 （県→気象台）降水量、河川水位、震度情報、積雪情報等 富山地方気象台 震度計（35） 震度情報ネットワークシステム（防災・危機管理課） 除雪情報システム（道路課） 富山県雨量水位情報 河川情報システム（河川課） 土砂災害警戒情報システム 富山県庁 防災・危機管理課（災害対策本部） 緊急速報（エリア）メール 関係課（10） 出先機関（20） 県警本部 市町村（15） 消防本部（8） 富山防災WEB 防災・危機管理課職員 消防課職員 凡例 → 気象情報 --- 災害情報 → 震度情報	富山県総合防災情報システム （気象台→県）気象警報、地震、津波情報等 （県→気象台）降水量、河川水位、震度情報、積雪情報等 富山地方気象台 震度計（35） 震度情報ネットワークシステム（防災・危機管理課） 除雪情報システム（道路課） 富山県雨量水位情報 河川情報システム（河川課） 土砂災害警戒情報システム 富山県庁 防災・危機管理課（災害対策本部） 緊急速報（エリア）メール 関係課（10） 出先機関（20） 県警本部 市町村（15） 消防本部（2） 富山防災WEB 防災・危機管理課職員 消防課職員 凡例 → 気象情報 --- 災害情報 → 震度情報	組織改正に伴う修正
（3）震度情報ネットワークシステム（略） （県設置）計測震度計 28地点 （気象庁等設置）計測震度計等 7地点 各市町村庁舎・消防本部等 富山県庁（防災・危機管理課） 消防庁 ※合併前旧市町村単位に設置（計35地点） 県防災・危機管理課職員 県消防課職員（職員参集システム） 市町村（15） 消防本部（8） 防災航空センター 広域消防防災センター 県警本部 県総合庁舎（4）	（3）震度情報ネットワークシステム（略） （県設置）計測震度計 28地点 （気象庁等設置）計測震度計等 7地点 各市町村庁舎・消防本部等 富山県庁（防災・危機管理課） 消防庁 ※合併前旧市町村単位に設置（計35地点） 県防災・危機管理課職員 県消防課職員（職員参集システム） 市町村（15） 消防本部（2） 防災航空センター 広域消防防災センター 県警本部 県総合庁舎（4）	組織改正に伴う修正
（4）（略）	（4）（略）	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
（５）非常通信体制の強化 県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星通信、携帯電話等の整備充実に努める。 （略） <u>（資料「７－４ 富山県消防無線配置図」、「７－５ 富山県防災相互通信無線局」、「７－８ 富山地区非常通信協議会構成員名簿」）</u> （６）～（７）（略） ４（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	（５）非常通信体制の強化 県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星通信、携帯電話、<u>非常用電源</u>等の整備充実に努める。 （略） （資料「７－５ 富山県防災相互通信無線局」） （６）～（７）（略） ４（略） <u>第５ 情報収集体制の強化</u> <u>県は、災害時において、迅速に、多様な手段により被害情報を収集し、市町村や関係機関と共有して被害情報の共通認識を図り、適切な災害対応を実施するため、平時から情報収集体制の強化に努めるものとする。</u> <u>１ リエゾン派遣体制の整備</u> <u>県は災害発生時に市町村の被災情報の収集や業務調整を行うため、市町村にリエゾンを派遣するものとする。</u> <u>リエゾンの円滑な業務実施のため、リエゾン派遣者名簿やマニュアルを作成するとともに、活動に必要な資機材の確保等を行うものとする。</u> <u>また、平時から研修の受講や派遣先市町村が実施する訓練への参加等により、災害時における円滑な活動が可能なリエゾンを育成する。</u> <u>２ 多様な情報収集手段の活用</u> <u>被災初期段階における被災箇所の把握するため、ヘリコプターや無人航空機による空撮画像、道路・河川の監視カメラ、Car-SAT等の各機関が収集する情報を共有・活用するための体制の整備に努めるものとする。</u> <u>３ 情報収集項目の整理・明確化</u> <u>収集した情報や各種連絡事項等を庁内及び関係機関と</u>	災害対応検証を踏まえた修正 資料編に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(新設)	<u>迅速かつ円滑に情報共有するため、発災後に必要となる情報をフェーズごとに整理し、項目、使用目的、担当窓口、収集手段等を記載したリストを作成するとともに、その内容について共通認識を図るものとする。</u> 4 <u>迅速に情報共有できる体制の構築</u> <u>国、県、市町村、関係機関の情報共有手順を整理し、円滑に情報を共有できる仕組みを構築するとともに、一元的な情報共有のため、内閣府の総合防災情報システム（SOBO-WEB）と県総合防災情報システムの連携に向けた検討を進めるものとする。</u> <u>また、デジタル技術を活用した災害対策本部内の情報共有手順を整理するとともに、迅速な情報共有のための訓練を実施するものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
(新設)	第6 <u>広報活動体制の強化</u> <u>県は、災害時において、災害の状況、災害応急対策の実施状況、各種生活情報を県民に迅速かつ的確に周知するため、平時から広報活動体制の強化に努めるものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
(新設)	1 <u>デジタル技術を活用した情報発信</u> <u>県は、発災時において、県民が必要とする情報を迅速に発信するため、SNS等のデジタル技術の活用を推進するとともに、職員が不在であっても災害発生状況等の情報を県民に迅速に発信できるよう、各種システムに自動発信機能を追加するなど、円滑かつ確実な情報発信に努めるものとする。</u> <u>また、県及び市町村は、災害時において多くの県民が公式SNS等から情報を収集できるよう、平時から公式SNS等の周知に努めるものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
(新設)	2 <u>報道機関との連携強化</u> <u>県民へ情報を伝達し、適切な行動を促すためには、報道機関による情報発信も重要であることから、県及び市町村は、報道機関と災害時の情報発信に関する意見交換などを</u>	災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<u>（新設）</u>	<u>行い、連携の強化に努めるものとする。</u> <u>3 フェーズに応じた情報発信</u> <u>県は、必要な情報を県民に迅速かつ的確に周知するため、各フェーズにおいて、県民に発信する情報項目、発信主体、発信手段等をまとめたマニュアルを作成するとともに、平時から関係機関と共有するものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>（新設）</u>	<u>4 災害時における広報記録の保存・活用</u> <u>県、市町村及び関係機関は、災害時において、各機関が作成した広報資料を保存し、今後の災害時における広報活動の参考資料として活用するものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>（新設）</u>	<u>5 Lアラートを活用した生活支援情報の発信</u> <u>県及び市町村は、Lアラートを活用して給水や災害廃棄物の処理等の市町村の生活支援情報を県民や報道機関に対して発信できるよう、体制の整備に努めるものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>（新設）</u>	<u>6 多様な情報伝達手段の確保</u> <u>災害時における情報伝達は、適切な避難をするうえで非常に重要であることから、県及び市町村は、音声や多言語による情報発信、自主防災組織による支援、アプリの活用等、要配慮者の特性に応じた多様な情報伝達手段を確保し、多重化を行うことで、確実に情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>（新設）</u>	<u>第7 災害対策本部体制の強化</u> <u>県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施するため、災害対策本部における各班の役割・業務内容等を記載したマニュアルの整備や見直しを行うとともに、研修や訓練を実施し、職員の災害対応能力の向上を図るものとする。</u> <u>また、県においては、令和6年能登半島地震における課題を踏まえ、災害対策本部において、専門的な見地からの助言を受け、迅速な災害対応を行うことができるよう、</u>	災害対応検証を踏まえた修正

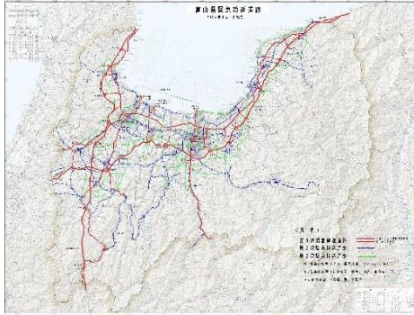
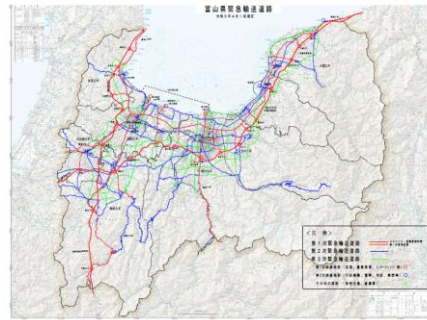
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第4 業務継続体制の確保 県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行うものとする。 特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。	<u>自然災害や災害対応等の専門家を招集する体制を整備するとともに、孤立集落対策や道路啓開、被災者支援など、複数の部局・機関が連携して対応にあたる必要がある業務について、災害対策本部内へのプロジェクトチームの設置を検討するなど、災害対策本部体制の強化に努めるものとする。</u> <u>さらに、災害対策本部を設置する防災危機管理センターのシステムや機能（映像情報システム等）を十分活用できるように研修や訓練を実施する。</u> 第8 業務継続体制の確保 県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源（<u>災害対策本部用PC、テレワーク専用PCの配備及びBYOD端末等</u>）の継続的な確保、<u>メンテナンス</u>、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練、<u>過去の災害等</u>を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた<u>業務実施体制・庁内外との連絡体制、各班の所掌等</u>の見直しや<u>DXの促進</u>、計画・マニュアル等の改定などを行うものとする。 特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制（<u>動員体制の明確化、参集状況を踏まえたバックアップ体制の確立、参集可否の連絡方法等</u>）、<u>安否確認の実施基準・集約方法</u>、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、<u>施設設備（電源やエレベーター等）が使用不能となった場合の対応</u>、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

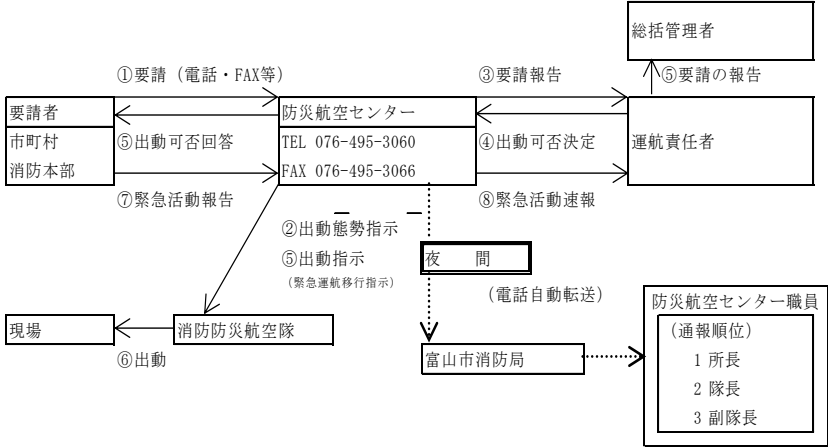
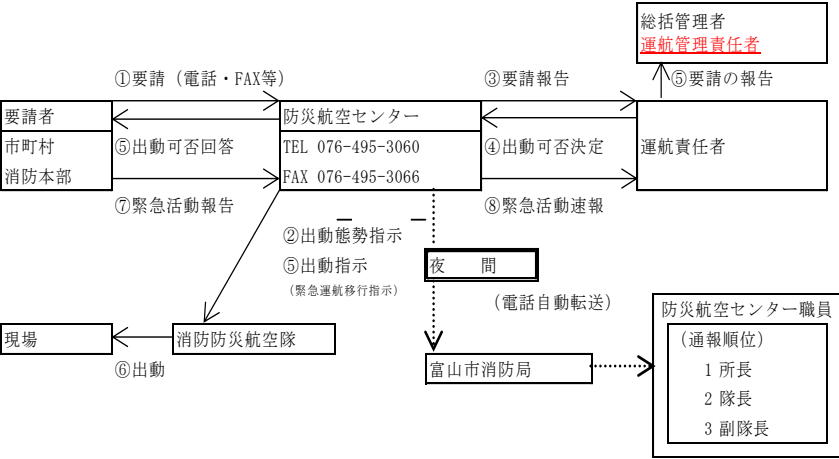
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																													
市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 <u>（新設）</u> 県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）<u>の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。</u> （略） 第<u>5</u> 緊急輸送ネットワークの整備 1 輸送拠点施設の確保（県関係部局、市町村） （略） 県内における主な輸送拠点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>名 称</th><th>所 在 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上輸送拠点 施設</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>八嶋合名会社（本社新倉庫）</td><td>射水市庄西町 2-4-6</td></tr> <tr> <td><u>（新設）</u></td><td><u>（新設）</u></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </tbody> </table>	区 分	名 称	所 在 地	陸上輸送拠点 施設	（略）	（略）	八嶋合名会社（本社新倉庫）	射水市庄西町 2-4-6	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	（略）	（略）	（略）	とする。 市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 <u>国及び県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</u> 県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化し、<u>更新するとともに、災害対応を体系的に習得できる仕組みを整備</u>するなど、災害時に活用できる人材を確保する。また、<u>富山県庁業務継続計画に基づき各部署による災害対応マニュアルを整備し、継続的に更新することで、担当者の変更時の情報共有、引継ぎ事項を明確化</u>し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）<u>や災害対応に関する専門家の招集・活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。</u> （略） 第<u>9</u> 緊急輸送ネットワークの整備 1 輸送拠点施設の確保（県関係部局、市町村） （略） 県内における主な輸送拠点施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>名 称</th><th>所 在 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6"></td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>八嶋合名会社（本社新倉庫）</td><td>射水市庄西町 2-4-6</td></tr> <tr> <td><u>（株）スリー・ディー トナミ倉庫</u></td><td><u>砺波市鷹栖 1913</u></td></tr> <tr> <td><u>（株）スリー・ディー 本社倉庫</u></td><td><u>砺波市鷹栖 2305</u></td></tr> <tr> <td><u>（株）スリー・ディー 中央倉庫</u></td><td><u>砺波市鷹栖 2261</u></td></tr> <tr> <td><u>（株）スリー・ディー 神島センター</u></td><td><u>砺波市神島 115</u></td></tr> </tbody> </table>	区 分	名 称	所 在 地		（略）	（略）	八嶋合名会社（本社新倉庫）	射水市庄西町 2-4-6	<u>（株）スリー・ディー トナミ倉庫</u>	<u>砺波市鷹栖 1913</u>	<u>（株）スリー・ディー 本社倉庫</u>	<u>砺波市鷹栖 2305</u>	<u>（株）スリー・ディー 中央倉庫</u>	<u>砺波市鷹栖 2261</u>	<u>（株）スリー・ディー 神島センター</u>	<u>砺波市神島 115</u>	国の防災基本計画の記載に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正 物資拠点施設を追記
区 分	名 称	所 在 地																													
陸上輸送拠点 施設	（略）	（略）																													
	八嶋合名会社（本社新倉庫）	射水市庄西町 2-4-6																													
	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>																													
（略）	（略）	（略）																													
区 分	名 称	所 在 地																													
	（略）	（略）																													
	八嶋合名会社（本社新倉庫）	射水市庄西町 2-4-6																													
	<u>（株）スリー・ディー トナミ倉庫</u>	<u>砺波市鷹栖 1913</u>																													
	<u>（株）スリー・ディー 本社倉庫</u>	<u>砺波市鷹栖 2305</u>																													
	<u>（株）スリー・ディー 中央倉庫</u>	<u>砺波市鷹栖 2261</u>																													
	<u>（株）スリー・ディー 神島センター</u>	<u>砺波市神島 115</u>																													

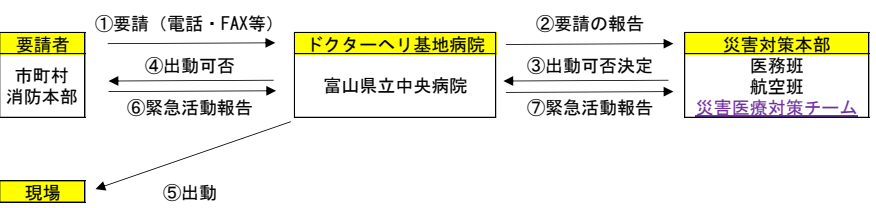
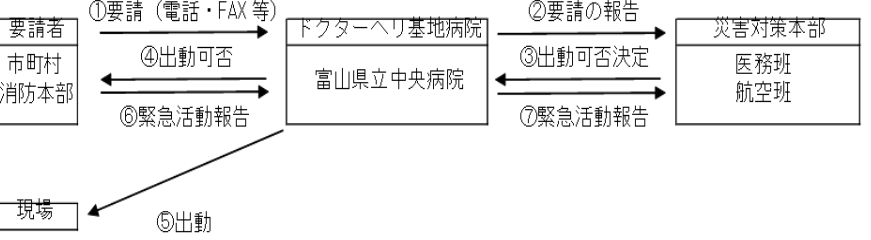
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）		備考
2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部） （略） 緊急輸送道路図（令和<u>4</u>年4月）  なお、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。<u>また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。</u> 3（略） 4 緊急航空路の確保（<u>県地方創生局</u>、県厚生部、県警察本部、市町村） （略） （資料「6－8 空港施設の現況」、 「8－<u>9</u> 場外離着陸場一覧」） 5 緊急輸送車両等の確保（県経営管理部） （略）	(株) スリー・ディー 東中センター	砺波市東中 75	
		(株) スリー・ディー 庄川センター	
	(略)	(略)	
	2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部） （略） 緊急輸送道路図（令和<u>6</u>年4月）  道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（<u>路面変状の補修やう回路の整備を含む</u>）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者および関係機関と連携して、<u>あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとする。</u>当該計画では、優先的に啓開を行う路線及び道路啓開実施体制等を整理し、関係機関の役割を明確化し、各機関の連携・支援するものとする。また、<u>必要に応じて当該計画を見直すとともに、道路啓開に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。</u> 3（略） 4 緊急航空路の確保（<u>県交通政策局、県危機管理局</u>、県厚生部、県警察本部、市町村） （略） （資料「6－8 空港施設の現況」、 「8－<u>8</u> 場外離着陸場一覧」） 5 緊急輸送車両等の確保（県経営管理部） （略）		緊急輸送道路図の変更に伴う修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正 組織改正に伴う修正 資料編に合わせた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
（資料「<u>8-1</u> 県有車両車種別」、 「<u>8-3</u> 一般乗旅客自動車運送事業者及び保有車両」、 「<u>8-4</u> 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」） 第<u>6</u> 航空防災体制の強化 1 航空防災活動のための環境整備（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、市町村） （1）離着陸場の確保・整備 （略） （「<u>8-9</u> 場外離着陸場一覧」） （2）震災時の広域即応体制の整備 （略） （資料「<u>8-7</u> 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」、 「<u>8-8</u> 自衛隊ヘリコプター諸元」） （3）（略） 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運行体制 （1）緊急運航要請 （略） 	（資料「<u>8-1</u> 県有車両車種別」、 「<u>8-2</u> 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」、 「<u>8-3</u> 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」） 第<u>10</u> 航空防災体制の強化 1 航空防災活動のための環境整備（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、市町村） （1）離着陸場の確保・整備 （略） （「<u>8-8</u> 場外離着陸場一覧」） （2）震災時の広域即応体制の整備 （略） （資料「<u>8-6</u> 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」、 「<u>8-7</u> 自衛隊ヘリコプター諸元」） （3）（略） 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運行体制 （1）緊急運航要請 （略） 	資料編に合わせた修正 実態に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
3（略） 4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制（県厚生部） （1）緊急運航要請 （略）  第7 相互応援体制の整備 県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結を推進する。 また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 そして、県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者を選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成19年3月）を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。	3（略） 4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制（県厚生部） （1）緊急運航要請 （略）  第11 相互応援体制の整備 県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結を推進する。 また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、<u>「富山県災害時受援計画」について令和6年能登半島地震での課題を踏まえた見直しを行うとともに</u>、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 そして、県及び市町村は、<u>県内外の被災市町村を支援するために、県と市町村の役割、連携方法の整理や支援体制の構築を図る。また、</u>国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者を選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の</u>	実態に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備する。 県では、現在、次のとおり協定等を締結している。 1 国の機関等との相互協力 （１）～（２）（略） <u>（新設）</u>	<u>空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の把握に努めるものとする。</u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成19年3月）を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。 さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備する<u>とともに、定期的に意見交換や訓練の実施を通じて連携を強化し、平時から顔の見える関係を構築する。</u> <u>災害時において、迅速な応援要請を行うため、国の「災害時応援協定システム」により、締結している協定等について一元的に管理し、県庁各部局や市町村等と共有するものとする。</u> 県では、現在、次のとおり協定等を締結している。 1 国の機関等との相互協力 （１）～（２）（略） <u>（３）環境省等との連携（環境省、中部地方環境事務所、県生活環境文化部）</u> <u>ア 災害時の相互支援に関する計画</u> <u>環境省中部地方環境事務所と富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県から構成される大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会において「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画（第二版）」（平成29年2月14日）を策定し、県域を越えた連携が必要な大規模災害が発生した場合の地域ブロック内の自治体間の人的、物的相互支援の手順を定めている。</u> <u>イ 専門機関及び廃棄物処理団体による現地支援</u> <u>環境省では、研究機関、専門機関及び廃棄物関係団体等から構成される「災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）」を運営し、大規模災害が発</u>	災害対応検証を踏まえた修正 環境省の人的支援等の枠組みの活用について記載

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
2 地方公共団体間の相互応援（県危機管理局） （1）都道府県間の相互応援 ア 全国都道府県の災害時応援 （略） <u>（資料「12－6－1 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」）</u> イ 9県1市の災害時応援 （略） <u>（資料「12－6－2 災害時等の応援に関する協定書」）</u> ウ 新潟県との災害時応援 （略） <u>（資料「12－8 災害時の相互応援に関する協定書」）</u> エ 石川県・福井県との災害時応援 （略） <u>（資料「12－7 北陸三県災害相互応援に関する協定」）</u> （2）（略） <u>（新設）</u>	<u>生じた場合に災害廃棄物対策に係る専門家・技術者の派遣や被災自治体の災害廃棄物処理等に関する現地支援を行うこととなっている。</u> <u>ウ 自治体職員による人的支援</u> 環境省では、災害廃棄物対応の経験を有する自治体職員を支援員として登録する「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」を策定し、大規模災害が発生した場合に支援員を派遣し、災害廃棄物処理に関する助言、マネジメントの支援を行うこととなっている。 2 地方公共団体間の相互応援（県危機管理局） （1）都道府県間の相互応援 ア 全国都道府県の災害時応援 （略） <u>（削除）</u> イ 9県1市の災害時応援 （略） <u>（削除）</u> ウ 新潟県との災害時応援 （略） <u>（削除）</u> エ 石川県・福井県との災害時応援 （略） <u>（削除）</u> （2）（略） <u>（3）県と市町村の連携による応援派遣体制の整備</u> 先進県の取組みを参考に、大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。	資料編に合わせて修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
3 防災関係機関との相互協力（県各部署、各防災関係機関） (1) 県と防災関係機関との相互協力 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。 ア 日本赤十字社富山県支部と委託契約 <u>昭和 35 年 4 月 1 日、日本赤十字社富山県支部と「災害救助法による救助等に関する委託協定書」を締結し、医療、助産、死体の処理（洗浄、縫合等）についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。（資料「12-10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書」）</u> イ 日本放送協会、民間放送各社との協定（略） <u>（資料「12-3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」）</u> ウ ケーブルテレビ協議会との協定（略） <u>（資料「12-3 通信設備の優先利用等に関する協定書」）</u> エ 電力会社等との協定等（略） <u>（資料「12-36 災害時における伏木富山港（新湊地区）の施設使用に関する確認書」）</u> オ 富山県医薬品卸業協同組合との協定（略）	<u>また、県と市町村のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市町村職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。</u> 3 防災関係機関との相互協力（県各部署、各防災関係機関） (1) 県と防災関係機関との相互協力 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。<u>併せて、各機関との定期的な意見交換や訓練の機会を設けるなど、平常時からの関係づくりに努める。</u> <u>（資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」）</u> ア 日本赤十字社富山県支部と委託契約 <u>令和 5 年 9 月 26 日、日本赤十字社富山県支部と「災害救助法に基づく委託に関する協定」を締結し、避難所の設置、医療及び助産、死体の処理（洗浄、縫合等）等についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。（削除）</u> イ 日本放送協会、民間放送各社との協定（略） <u>（削除）</u> ウ ケーブルテレビ協議会との協定（略） <u>（削除）</u> エ 電力会社等との協定等（略） <u>（削除）</u> オ 富山県医薬品卸業協同組合との協定（略）	災害対応検証を踏まえた修正 協定内容の見直しによる修正 資料編にないため削除

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<u>（資料「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」）</u> カ （一社）プレハブ建築協会との協定 （略） <u>（資料「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」）</u> キ （一社）富山県警備業協会との協定 （略） <u>（資料「12-17 災害時における交通誘導業務等に関する協定」）</u> ク （公社）富山県医師会との協定 （略） <u>（資料「12-18 災害時の医療救護に関する協定書」）</u> ケ （一社）富山県建設業協会等との協定 （略） <u>（資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」）</u> <u>（資料「12-31-1 県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」）</u> コ 住宅金融支援機構との協定 （略） <u>（資料「12-22 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」）</u> サ （一社）日本自動車連盟中部本部富山支部との協定 （略） <u>（資料「12-23 災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」）</u> シ （一社）富山県トラック協会・富山県倉庫協会との協定 （略） <u>（資料「12-25 災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」）</u> ス 特定非営利活動法人全国災害救助犬協会との協	<u>（削除）</u> カ （一社）プレハブ建築協会との協定 （略） <u>（削除）</u> キ （一社）富山県警備業協会との協定 （略） <u>（削除）</u> ク （公社）富山県医師会との協定 （略） <u>（削除）</u> ケ （一社）富山県建設業協会等との協定 （略） <u>（削除）</u> コ 住宅金融支援機構との協定 （略） <u>（削除）</u> サ （一社）日本自動車連盟中部本部富山支部との協定 （略） <u>（削除）</u> シ （一社）富山県トラック協会・富山県倉庫協会との協定 （略） <u>（削除）</u> ス 特定非営利活動法人全国災害救助犬協会との協	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
定 （略） <u>（資料「12-26 災害時における災害救助犬の出動に関する協定」）</u>	定 （略） <u>（削除）</u>	
セ （一社）富山県産業資源循環協会との協定 （略） <u>（資料「12-27 地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」）</u>	セ （一社）富山県産業資源循環協会との協定 （略） <u>（削除）</u>	
ソ （一社）富山県構造物解体協会との協定 （略） <u>（資料「12-28 地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」）</u>	ソ （一社）富山県構造物解体協会との協定 （略） <u>（削除）</u>	
タ 富山県環境保全協同組合との協定 （略） <u>（資料「12-29 地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬等に関する協定」）</u>	タ 富山県環境保全協同組合との協定 （略） <u>（削除）</u>	
チ 県内各放送事業者とのヘリテレに関する協定 （略） <u>（資料「12-30 富山県消防防災ヘリコプターからの映像の提供に関する協定書」）</u>	チ 県内各放送事業者とのヘリテレに関する協定 （略） <u>（削除）</u>	
ツ （一社）建設コンサルタンツ協会北陸支部、（一社）富山県測量設計業協会、富山県地質調査業協会との協定 （略） <u>（資料「12-32 災害時における応急対策業務に関する協定」）</u>	ツ （一社）建設コンサルタンツ協会北陸支部、（一社）富山県測量設計業協会、富山県地質調査業協会との協定 （略） <u>（削除）</u>	
テ （一社）斜面防災対策技術協会富山県支部、（一社）富山県緑化造園土木協会との協定 （略） <u>（資料「12-33 災害時における応急対策業務に関する協定」）</u>	テ （一社）斜面防災対策技術協会富山県支部、（一社）富山県緑化造園土木協会との協定 （略） <u>（削除）</u>	
ト 中日本高速道路株式会社との協定 （略） <u>（資料「12-34-1 富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」）</u>	ト 中日本高速道路株式会社との協定 （略） <u>（削除）</u>	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(資料「 <u>12-34-2 大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定</u> 」)		
ナ （公社）富山県宅地建物取引業協会との協定 （略）	ナ （公社）富山県宅地建物取引業協会との協定 （略） <u>（削除）</u>	
(資料「 <u>12-35 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書</u> 」)		
ニ （一社）日本フランチャイズチェーン協会加盟 10 社との協定 （略）	ニ （一社）日本フランチャイズチェーン協会加盟 10 社との協定 （略） <u>（削除）</u>	
(資料「 <u>12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書</u> 」)		
ヌ 富山県石油商業組合との協定 （略）	ヌ 富山県石油商業組合との協定 （略） <u>（削除）</u>	
(資料「 <u>12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書</u> 」)		
ネ （株）北陸銀行との協定 （略）	ネ （株）北陸銀行との協定 （略） <u>（削除）</u>	
(資料「 <u>12-39 災害時等の応援に関する協定書</u> 」)		
ノ～シ （略）	ノ～シ （略）	
<u>（新設）</u>	す <u>北陸コカ・コーラボトリング株式会社との協定</u> 県と北陸コカ・コーラボトリング株式会社は、令和 5 年 3 月 1 日に「災害時における救援物資提供に関する協定書」を締結し、災害等の非常時における物資の提供に関する協力について取り決めている。	協定締結による修正
<u>（新設）</u>	せ <u>株式会社ダイワテックとの協定</u> 県と株式会社ダイワテックは、令和 5 年 3 月 28 日に「災害時における資機材のレンタルに関する協定書」を締結し、災害時に必要な資機材の調達に関する協力について取り決めている。	協定締結による修正
<u>（新設）</u>	そ <u>公益社団法人富山県バス協会との協定</u> 県と公益社団法人富山県バス協会は、令和 5 年 4 月 24 日に「災害時等におけるバスによる緊急・救援輸送に関する協定書」を締結し、災害時等におけるバスによる緊急・救援輸送に関する協力について取	協定締結による修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<u>（新設）</u>	<u>り決めている。</u> <u>た 一般社団法人日本カーシェアリング協会との協</u> <u>定</u> <u>県と一般社団法人日本カーシェアリング協会は、</u> <u>令和5年6月30日に「災害時における被災者等の</u> <u>移動手段の確保に関する協定書」を締結し、災害時</u> <u>における被災者等の移動手段の確保に関する協力</u> <u>について取り決めている。</u>	協定締結による修正
<u>（新設）</u>	<u>ち 一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワークとの協定</u> <u>県と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワー</u> <u>クは、令和5年7月31日に「災害時における物資の</u> <u>輸送・荷役等に関する協定書」を締結し、災害時に</u> <u>における物資の輸送・荷役等に関する協力について取</u> <u>り決めている。</u>	協定締結による修正
<u>（新設）</u>	<u>つ 北陸コカ・コーラボトリング株式会社との協定</u> <u>県と北陸コカ・コーラボトリング株式会社は、令</u> <u>和5年11月20日に「災害救助物資の供給等に関す</u> <u>る協定書」を締結し、災害の救助に必要な物資の供</u> <u>給に関する協力について取り決めている。</u>	協定締結による修正
<u>（新設）</u>	<u>て 済生会富山病院との協定</u> <u>県と済生会富山病院は、令和6年3月28日に「富</u> <u>山県DMA Tの派遣に関する協定書」を締結し、災</u> <u>害時や感染症等の発生・まん延時において、被災現</u> <u>場等へ出動し迅速な救命措置等を行うことについて</u> <u>取り決めている。</u>	協定締結による修正
<u>（新設）</u>	<u>と 一般社団法人富山県鍼灸マッサージ師会との協</u> <u>定</u> <u>県と一般社団法人富山県鍼灸マッサージ師会は、</u> <u>令和6年4月22日に「災害時の避難所等における支</u> <u>援活動に関する協定書」を締結し、避難所等におけ</u> <u>る鍼・灸・あん摩マッサージ指圧の施術及び療養上</u> <u>の相談等に関する協力について取り決めている。</u>	協定締結による修正
<u>（新設）</u>	<u>な 富山県ドローン物資運搬協会との協定</u>	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(2) 防災機関間の相互協力 ア 日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部との相互協力 (略) <u>(資料「12-12 日本赤十字社富山県支部長と伏木海上保安部長との応援救護に関する協定」)</u> イ (略) ウ ガス会社間の相互協力 (略) 一方、(一社)富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、北陸三県の協会で「北陸三県災害時相互応援協定」<u>を締結するとともに</u>、富山県LPガス災害対策要綱を定めており、災害時にはLPガスの保安の確保と安定供給（中核充填所※と連携）に万全を期すこととしている。 エ (略) 4 公共的団体等の協力（市町村） (略) 5 民間の協力（県各部局、市町村、防災関係機関） 県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。 <u>(新設)</u>	<u>県と富山県ドローン物資運搬協会は、令和6年12月9日に「災害時におけるドローンを活用した物資運搬等に関する協定書」を締結し、災害時において、孤立集落等への物資供給についてドローンを活用した物資運搬等の協力について取り決めている。</u> (2) 防災機関間の相互協力 ア 日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部との相互協力 (略) <u>(削除)</u> イ (略) ウ ガス会社間の相互協力 (略) 一方、(一社)富山県エルピーガス協会では、県、市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を<u>締結するとともに</u>、北陸三県の協会で「北陸三県災害時相互応援協定」、<u>また、中部五県の協会で「中部地区LPガス連合会災害時相互応援協定」を締結しているほか</u>、富山県LPガス災害対策要綱を定めており、災害時にはLPガスの保安の確保と安定供給（中核充填所※と連携）に万全を期すこととしている。 エ (略) 4 公共的団体等の協力（市町村） (略) 5 民間の協力（県各部局、市町村、防災関係機関） 県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。 <u>県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両はあらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付ができる</u>	協定締結による修正 資料編に合わせて修正 協定締結による修正 国の防災基本計画の記

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(略) 第8 積雪時の震災対策 1～2 (略) 3 雪に強いまちづくりの推進（県土木部、市町村） ア～ウ (略) <u>(新設)</u> 第9 災害復旧・復興への備え <u>(新設)</u> <u>1</u> 災害廃棄物の発生への対応 (略) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物进行处理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。	<u>ことについて、周知及び普及を図るものとする。</u> (略) 第12 積雪時の震災対策 1～2 (略) 3 雪に強いまちづくりの推進（県土木部、市町村） ア～ウ (略) <u>エ 積雪期における情報収集体制の確立</u> <u>無人航空機を活用したレーザー測量など最新技術の導入や防災関係機関・民間との連携促進等により、積雪期においても被害状況の把握が遅れることがない情報収集体制の確立を図る。</u> 第13 災害復旧・復興への備え <u>1 遺体安置所の指定</u> <u>県は、市町村と連携・調整のうえ、遺体の安置所として使用可能な施設（寺院、公共建築物等）をあらかじめ複数箇所指定するものとする。</u> <u>2 災害廃棄物の発生への対応</u> (略) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物进行处理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保 <u>(他用途（仮設住宅用地等）との優先順位に係る事前調整)</u> や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制・<u>役割分担、手順</u>、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方 <u>(応援要請先、要請のタイミング、要請する内容、その他の具体的な業務内容等)</u>、住民やボランティアセンターへの<u>周知方法</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。<u>また、廃棄物発生量の推計根拠となる被災家屋棟数等の情報を収集する体制を検討するものとする。</u>	載に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) 第5節 救援・救護体制の整備 第1 消防力の強化 1 出火の防止（県危機管理局、市町村） (1) 一般家庭に対する指導 ア～キ (略) <u>(新設)</u> 2 消火体制等の整備（県危機管理局、市町村） (1) (略) (2) 消防設備等の強化 ア (略) イ 市町村は、消防施設整備に努める。特に、地震発生時に予想される火災等に対処するため水槽付き消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ等の消	県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制・<u>役割分担、手順</u>、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。<u>また、市町村や廃棄物処理事業者による災害廃棄物処理計画・業務マニュアル等の作成・ハンドブック化に向けた支援や応援協定の見直し支援を行うとともに、関係者との意見交換や訓練などを定期的の実施し、顔の見える関係づくりに努める。</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) 第5節 救援・救護体制の整備 第1 消防力の強化 1 出火の防止（県危機管理局、市町村） (1) 一般家庭に対する指導 ア～キ (略) <u>ク 感震ブレーカーの普及</u> 2 消火体制等の整備（県危機管理局、市町村） (1) (略) (2) 消防設備等の強化 ア (略) イ 市町村は、<u>大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する</u>消防施設整備に努める。特に、地震発生時に予想される火災等に対処するため水	災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 国の防災基本計画の記載に合わせ

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
防設備の整備を促進する。 3 救助・緊急体制の整備（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村） （1）救助体制の整備 ア（略） イ（略） （資料「4－<u>18</u> 救助活動のための機械器具等の保有状況」） ウ～オ（略） （2） （3）医療機関との連携体制 ア 市町村は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。 イ 県は、震災時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システムの拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うとともに、システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するための非常用通信手段の確保や、無線通信設備の災害拠点病院等への整備に努める。 <u>（資料「9－8 広域災害・救急医療情報システムの概要」</u> <u>※1～5（略）</u> <u>（新設）</u>	槽付き消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を促進する。 3 救助・緊急体制の整備（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村） （1）救助体制の整備 ア（略） イ（略） （資料「4－<u>16</u> 救助活動のための機械器具等の保有状況」） ウ～オ（略） （2） （3）医療機関との連携体制 ア 市町村は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。 イ 県は、震災時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システム（<u>EMIS※6</u>）の拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うとともに、システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するための非常用通信手段の確保や、無線通信設備の災害拠点病院等への整備に努める。 <u>（削除）</u> <u>※1～5（略）</u> <u>※6 広域災害・救急医療情報システム</u> <u>（Emergency Medical Information System、略称「EMIS」）</u> <u>災害拠点病院をはじめとした医療機関、医療関係団体、消防機関、保健所、市町村等の間の情報ネットワーク化及び国、都道府県間との広域情報ネットワーク化を図り、災害時における被災地内、被災地外における医療機関の活動状況など、災害医療に関わる情報を収集・提供し被災地域での迅速かつ適切な医療・救護活動を</u>	修正 資料編に合わせて修正 資料の修正に伴う修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
4～5（略） <u>（新設）</u> 第2 医療救護体制の整備 1 緊急連絡網（県厚生部） <u>県厚生部医務課、健康対策室、くすり政策課</u>及び各厚生センターは、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。 2～4（略） 5 医療救護班の編成（県厚生部） （1）（略） （2）医療救護班設置要綱の作成 公的病院は、あらかじめ医療救護班設置要綱を作成しておくよう努めるものとする。 （資料「9－<u>2</u> 公的病院名簿」、 「9－<u>9</u> 医療救護班設置要綱」） 6（略） 7 後方医療体制（県厚生部） （1）災害拠点病院の整備 ア（略） イ 設置 （ア）基幹災害拠点病院 県立中央病院、富山大学附属病院 （イ）地域災害拠点病院 新川 黒部市民病院 富山 富山市民病院、富山赤十字病院 高岡 高岡市民病院、厚生連高岡病院 砺波 砺波総合病院	<u>支援することを目的としたシステム</u> 4～5（略） <u>6 治安維持対策の検討（県警察本部、市町村）</u> <u>震災時の混乱に乗じた各種犯罪の発生に備え、県、市町村、県警察本部等が連携して対策の検討に努める。</u> 第2 医療救護体制の整備 1 緊急連絡体制（県厚生部） <u>県保健医療福祉調整本部を構成する関係各課</u>及び各厚生センターは、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。 2～4（略） 5 医療救護班の編成（県厚生部） （1）（略） （2）医療救護班設置要綱の作成 公的病院は、あらかじめ医療救護班設置要綱を作成しておくよう努めるものとする。 （資料「9－<u>1</u> 公的病院名簿」、 「9－<u>5</u> 医療救護班設置要綱」） 6（略） 7 後方医療体制（県厚生部） （1）災害拠点病院の整備 ア（略） イ 設置 （ア）基幹災害拠点病院 県立中央病院、富山大学附属病院 （イ）地域災害拠点病院 新川 黒部市民病院 富山 富山市民病院、富山赤十字病院、<u>済生会富山病院</u> 高岡 高岡市民病院、厚生連高岡病院 砺波 <u>市立</u>砺波総合病院	災害対応検証を踏まえた修正 組織改正に伴う修正 資料編に合わせて修正 時点修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(2) 後方病院の整備 ア 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、県は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。 イ 県は、災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システムへの登録促進に努めるものとする。（資料「<u>9-1 富山県病院名簿</u>」、「<u>9-2 公的病院名簿</u>」） (3) ～ (4) (略) 8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） (1) 医薬品等の確保 ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保 (略) (資料「<u>9-5 災害救護用医療セットの内容品内訳書</u>」 「<u>12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書</u>」） イ (略) ウ 家庭常備薬の避難所への配置 (略) (資料「<u>9-6 家庭常備薬の種類と数量</u>」） (2) ～ (3) (略) 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 (略) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定める	(2) 後方病院の整備 ア 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、県は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。 イ 県は、災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システム <u>(E M I S)</u> への登録促進に努めるものとする。（資料「<u>9-1 公的病院名簿</u>」） (3) ～ (4) (略) 8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） (1) 医薬品等の確保 ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保 (略) (資料「<u>9-3 富山県災害用医薬品備蓄品目一覧</u>」 「<u>12-3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」） イ (略) ウ 家庭常備薬の避難所への配置 (略) (資料「<u>9-4 家庭常備薬の種類と数量</u>」） (2) ～ (3) (略) 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 (略) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定める	広域災害・救急医療情報システムに関して略称「E M I S」の併記を統一するもの 資料削除に伴う修正 資料編に合わせて修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
よう努めるものとする。 県及び保健所設置市の厚生センター、保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の</u>自宅療養者等の被災に備えて、<u>平常時</u>から防災担当部局（県の厚生センターにあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、県土木部、市町村） （1）指定緊急避難場所及び指定避難所の確保 ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、<u>人□呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努め</u>	よう努めるものとする。 <u>県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u> 県及び保健所設置市の厚生センター、保健所は、<u>新型インフルエンザ等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における</u>自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u>から防災担当部局（県の厚生センターにあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、<u>T 避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u> 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、県土木部、市町村、<u>防災関係機関</u>） （1）指定緊急避難場所及び指定避難所の確保 ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるとともに、<u>要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする</u>	災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
るものとする。 （略） 指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に 応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。 （略） 市町村は、災害時には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 （略） 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、	者に対しては、人<u>工</u>呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。 （略） 指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に 応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。 <u>また、県及び市町村は、避難者が迅速に避難できるよう、市町村の職員や施設管理者が不在でも指定緊急避難場所や指定避難所を解錠できるスマートロック等の導入や、自主防災組織と連携した解錠等について推進し、施設内の安全確認手順を整理し、住民と共有するよう努めるものとする。</u> （略） 市町村は、災害時には、必要に応じ、<u>避難情報</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 （略） 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、	誤字修正 災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 （略） 県及び市町村は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 （略）	個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 <u>県は、市町村と連携し、福祉避難所への円滑な避難のため、各施設の設備や利用可能なスペースを把握、リスト化し、施設ごとに受け入れることが可能な要支援者を明確化するとともに、市町村や関係機関との意見交換、情報共有を行うための体制を整備する。</u> <u>さらに、福祉避難所の確保や要配慮者の福祉避難所への直接避難に関する国及び県の事業、要支援者の避難に関する好事例の共有を図り、市町村の福祉避難所の整備を支援するものとする。</u> （略） 県及び市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 （略） <u>県及び市町村は、獣医師会等と連携し、家庭動物の飼い主へ災害対策について啓発するものとする。</u> <u>県は、広域避難における関係機関の連携・協力体制や避難先の開設運営方法、広域避難者の受入市町村における広域避難者への支援の範囲等に関するマニュアルの整備に努めるものとする。また、他市町村からの避難者の情報を市町村間で共有するために、広域避難者を管理するシステムの活用を検討する。</u>	災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
（新設） イ 指定避難所における施設、設備の整備 市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ、必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援するものとする。 （ア）指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、<u>段ボールベッド</u>、パーティション、炊出し用具、毛布、暖房用具等の機器等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、L P ガス設備等の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。 また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。	また、災害時に災害対策本部等を使用する予定のある施設や災害拠点病院等の防災上重要な施設では、避難者の受け入れが困難であることを平常時から周知するとともに、誤って施設を訪れた避難者への対応を事前に定めておくものとする。 イ 指定避難所における施設、設備の整備 市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ、<u>トイレ、キッチン、ベッド、シャワー等の避難所の環境改善に必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援する。さらに、県及び市町村は、必要な施設、設備の確保のため、民間事業者等との災害時応援協定の締結を促進する。</u> （ア）指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、ベッド、パーティション、<u>テント</u>、炊出し用具、毛布、暖房用具等の機器等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、L P ガス設備等の整備に努めるとともに、<u>ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるものとする。</u>なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、<u>便利で使いやすい備蓄品を導入するなど、令和6年能登半島地震における課題や県民アンケートの結果を踏まえ品目・数量を検討する。</u> また、<u>キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との災害応援協定の締結等により、温かい食事を提供できる体制を整備するものとする。</u> <u>さらに、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。 また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。 さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。 ウ 指定避難所における運営体制の整備 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置、住民との役割分担を記載した避難所運営マニュアルを作成し、<u>各</u>地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。 (略)	(イ) 井戸、<u>給水タンク</u>、仮設（簡易）トイレ、<u>マンホールトイレ</u>、マット、<u>ガス設備</u>、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備するとともに、<u>令和6年能登半島地震において活用されたトイレカー、断水時に使用可能な水循環型シャワー等の整備について検討する。</u> また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。 さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。 ウ 指定避難所における運営体制の整備 <u>(ア)</u> 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、<u>自主防災組織や社会福祉協議会等と連携し</u>、避難所運営委員会の設置、住民との役割分担を記載した避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、<u>定期的な</u>訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。 (略)	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。 県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。また、避難所における<u>新型</u>感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>避難所運営のノウハウを有する</u>専門家、NPO・ボランティア・<u>民間事業者</u>等との定期的な情報交換を行い、<u>連携を強化し、円滑な避難所運営ができる体制の整備</u>に努める。 さらに、<u>県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを迅速に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u> 県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成するとともに、<u>市町村や関係機関と避難所の環境改善や運営体制などの避難所のあり方について検討し、策定指針の見直しを行うものとする。</u>また、避難所における感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。 <u>（イ）県及び市町村は、国や県の実証事業やマイナンバー等を活用した先行事例を踏まえ、避難所運営や避難者情報管理のデジタル化の推進に努めるものとする。</u> <u>（ウ）県及び市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するものとする。</u> <u>（エ）県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うた</u>	災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(2) 地震・津波発生後に緊急的に避難する場所の確保 (略) 住民等に対しては、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（緊急避難場所）」と、「避難生活を送るために避難する場所（避難所）」の違い等に<u>合わせて、内容</u>について、周知徹底することとする。 (3) (略) 2 市町村等の避難計画（市町村、各関係機関） (1) 避難に関する広報 ア (略) イ 避難のための知識の普及 (略) また、地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。 ただし、各地域に<u>おいて</u>、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、<u>やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。</u>検討に当たっては、県警察と十分調整を図るものとする。 3 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）	<u>めのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> (2) 地震・津波発生後に緊急的に避難する場所の確保 (略) 住民等に対しては、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（緊急避難場所）」と、「避難生活を送るために避難する場所（避難所）」の違い等について、周知徹底することとする。 (3) (略) 2 市町村等の避難計画（<u>県</u>、市町村、各関係機関） (1) 避難に関する広報 ア (略) イ 避難のための知識の普及 (略) また、地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。 ただし、各地域に<u>おける</u>津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況<u>のほか、令和6年能登半島地震における人流データの分析及び県民アンケート等で把握した住民の自動車による避難行動の実態等を踏まえて、県及び市町村は、徒歩避難と車両避難のすみ分けなどの適切な避難のあり方について</u>検討するものとする。検討に当たっては、県警察と十分調整を図るものとする。 3 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）	記載を修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
大規模な地震・津波が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想される。県及び市町村等は、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。 （略） さらに、国及び県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。 （１）（略） （２）食料の確保 ア 非常食の備蓄、調達体制 （略） （資料「<u>５－５ 主要食料品の生産量</u>」、「<u>５－６ 主要食料品の生産業者所在地</u>」、「<u>５－１６ 災害救助物資備蓄状況</u>」、「<u>１２－２１ 災害救助物資の供給等に関する協定書</u>」） イ 炊出し計画 （ア）（略） （イ）（略） （資料「<u>５－４ 小中学校給食施設</u>」、「<u>５－１３ 移動可能な給食器材</u>」） ウ（略）	大規模な地震・津波が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想される。県及び市町村等は、呉羽山断層帯の被害想定や、<u>令和６年能登半島地震での課題</u>を踏まえ、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、<u>品目や数量を適宜見直し</u>、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。 （略） さらに、国及び県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。 <u>県及び市町村は、物資の迅速な配布のため、県物資拠点運営・輸送マニュアルを適宜見直すとともに、保管場所について、各地区の拠点となる避難所での分散備蓄など、令和６年能登半島地震を踏まえた備蓄拠点配置の最適化について検討する。また、迅速な物資の配布のため、備蓄物資のリストや保管場所等を自主防災組織等の関係者と共有し、連携の強化を図る。</u> （１）（略） （２）食料の確保 ア 非常食の備蓄、調達体制 （略） （資料「<u>５－１２ 災害救助物資の現物備蓄状況</u>」、「<u>１２－３ 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」） イ 炊出し計画 （ア）（略） （イ）（略） （資料「<u>５－４ 小中学校給食施設</u>」、「<u>５－９ 移動可能な給食器材</u>」） ウ（略）	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 資料編に合わせて修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
エ 輸送 （ア）（略） （イ）県及び市町村は、物資の輸送や保管・管理の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくものとする。 （3）生活必需品の確保 ア 生活必需品の確保 （ア）市町村は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。 （イ）市町村は、住民の家族構成に応じた最低3日間分（推奨1週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパーなど生活必需品の備蓄及を積極的に啓発し、奨励するものとする。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	エ 輸送 （ア）（略） （イ）県及び市町村は、物資の輸送や保管・管理の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておく<u>とともに、訓練を実施し輸送体制の強化を図る</u>ものとする。 （3）生活必需品の確保 ア 生活必需品の確保 （ア）市町村は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。<u>また、市町村は、被災実績や他自治体の被災事例等を踏まえ、備蓄物資（毛布、ストーブ等）の内容・数量等を適宜見直すものとする。なお、生活必需品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、便利で使いやすい物資を導入するなど、最新の動向を踏まえ検討するとともに、現物備蓄に限界があることを踏まえ、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の関係団体を紹介する体制を確保する。</u> （イ）市町村は、住民の家族構成に応じた最低3日間分（推奨1週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ・<u>トイレ凝固剤</u>、トイレトペーパーなど生活必需品の備蓄及を積極的に啓発し、奨励するものとする。 <u>（キ）県は、市町村と連携し、県内の防災井戸の設置状況を周知することで活用を促進するものとする。</u> <u>（ク）市町村は、住民や自主防災組織が自助、共</u>	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(ア) (略) <u>(新設)</u> (ウ) (略) ウ 救援及び輸送 (略) (資料「<u>5－7 生活必需物資応急調達可能数</u>」 「<u>5－10 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準</u>」 「<u>5－16 災害救助物資備蓄状況</u>」、 「<u>12－21 災害救助物資の供給等に関する協定書</u>」 「<u>12－25 災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書</u>」) (4)～(5) (略) 4～5 (略) 第4 災害救援ボランティア活動の<u>支援</u> (略) 一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者とをつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県	<u>助の観点から備蓄すべき生活必需品を周知し、備蓄を積極的に啓発するとともに、県及び市町村が備蓄する品目以外の個人備蓄を奨励するものとする。</u> イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達 (ア) (略) <u>(イ) 市町村は、キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との避難所等における食事の提供に関する災害時応援協定の締結を推進するとともに、調理器具の備蓄等を行い、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できる体制を整備する。</u> (ウ) (略) ウ 救援及び輸送 (略) (資料「<u>5－7 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準</u>」 「<u>5－12 災害救助物資の現物備蓄状況</u>」、 「<u>12－3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」) (4)～(5) (略) 4～5 (略) 第4 災害救援ボランティア活動の<u>体制強化</u> (略) 一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者とをつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県	証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 資料に合わせて修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、<u>ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。</u> （略） 2 ボランティアの普及、養成（県生活環境文化部、市町村） （略） <u>（新設）</u> <u>3</u> ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村） （1）富山県災害救援ボランティア連絡会の設置運営 災害時におけるボランティアの円滑な受入れなどについての検討を行うため、県及びボランティア関係機関・団体等を構成員とする協議機関を設置し、相互協力・連絡体制を整備する。 <u>（新設）</u>	民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部<u>及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において、防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図るものとする。</u> （略） 2 ボランティアの普及、養成（県生活環境文化部、市町村） （略） <u>3 災害中間支援組織の育成（県生活環境文化部、市町村）</u> <u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるものとする。</u> <u>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害救援ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害救援ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u> <u>4</u> ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村） （1）富山県災害救援ボランティア連絡会の設置運営 災害時におけるボランティアの円滑な受入れ、被災者に対するボランティア活用の呼びかけ、<u>メディアを活用したボランティアについての情報発信などについて検討するとともに、県内のボランティア関係機関・団体等の連携強化を行うため、県及びボランティア関係機関・団体等を構成員とする協議機関を設置し、相互協力・連絡体制等を整備する。</u> <u>（2）NPO・ボランティア関係機関・団体等との連携</u> <u>県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と</u>	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> 防災訓練への参加 県及び市町村は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (略) 第6 孤立集落の予防 (略) 1 実態の調査等（市町村） <u>市町村は、孤立化のおそれのある集落について事前に実情の調査を行うとともに、万一に備えた救助計画を策定しておくものとする。</u>	<u>連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、受援体制の整備に努めるものとする。</u> <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> 防災訓練への参加・研修等の実施 県及び市町村は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかける<u>とともに、ボランティア関係機関・団体、自治会、自主防災組織等との連携のあり方について訓練を通して検証する。また、県は関係機関と連携し、SNSやICT等を活用した情報発信に向けた研修の開催により、災害救援ボランティアセンターにおける情報発信力の向上を支援する。</u> <u>(6)</u> 資機材の整備及び活用体制の構築 <u>ボランティア活動に必要な資機材及びストックヤードを整備するとともに、資機材の活用ネットワークに関する会議等において資機材活用体制の構築に関する検討を行う。</u> <u>(7)</u> 災害救援ボランティアセンター運營業務の効率化 <u>災害救援ボランティアセンターの運営を円滑に行い、入力作業や管理作業の負担を軽減するために、費用面も踏まえた災害支援アプリ等の活用・導入について検討する。</u> (略) 第6 孤立集落の予防 (略) 1 実態の調査等（<u>県</u>、市町村） 県及び市町村は、孤立化のおそれのある集落と各集落の課題の把握に努めるとともに、「富山県孤立集落予防・応急対策指針」について、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえた見直しを適宜行い、市	た修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<u>（新設）</u> <u>2</u> （略） <u>3</u> 通信連絡体制の整備（県警察本部、市町村） （1）集落と役場等との連絡体制の整備 （略） （資料 「7－3 市町村防災行政無線施設設置状況」 <u>「7－7 富山県非常無線通信用無線局」</u>） （2）（略） <u>4</u> 事前措置（県危機管理局、県警察本部、市町村） （1） （略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	<u>町村や各集落に周知し、孤立集落の予防対策・応急対策の推進に取り組むものとする。</u> <u>また、防災関係機関や民間事業者と連携し、孤立集落の発生状況に対する上空からの把握や、無人航空機による物資輸送等を行える体制の整備を推進するとともに、万一に備えた救助計画を策定し、訓練を実施するものとする。</u> <u>2 防災力向上への支援（県、市町村）</u> <u>県及び市町村は、孤立化のおそれのある集落における地区防災計画の策定や、停電や断水等のライフラインの途絶に対応できるオフグリッド化のための資機材整備等による自主防災組織の防災力向上への支援に取り組むものとする。</u> <u>3</u> （略） <u>4</u> 通信連絡体制の整備（県警察本部、市町村） （1）集落と役場等との連絡体制の整備 （略） （資料 「7－3 市町村防災行政無線施設設置状況」 （2）（略） <u>5</u> 事前措置（県危機管理局、<u>県土木部</u>、県警察本部、市町村） （1） （略） <u>（2）対応手順の整理</u> <u>複数箇所集落が孤立化することを想定し、行政としての対応手順（集落内の状況確認体制、道路啓開等の優先順位の基本的な考え方等）を整理する。</u> <u>（3）道路ネットワーク脆弱地域対策</u> <u>道路管理者は、道路ネットワークが脆弱な地域への対応を考慮した道路啓開計画を作成し、計画的な道路整備に取り組む。</u> <u>また、県及び市町村は、季節や気象条件を考慮した孤立集落へのアクセス方法を検討し、空や海からの救助・物資輸送を想定したヘリコプターの離着陸やエアクッション艇の揚陸が可能な地点の調査に努めると</u>	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(2) 緊急、救助実施計画 (略) 第6節 防災行動力の向上 第1 防災意識の高揚 (略) その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。 1 防災関係職員に対する防災教育（各防災関係機関） 防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、震災時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。 また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日頃の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。 (1) 教育の方法 ア～イ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) (2) 教育内容 ア 各機関の防災体制と各自の任務分担	<u>ともに、道路の寸断の要因となる恐れのある沿道林の事前伐採に努めるものとする。</u> (4) 緊急、救助実施計画 (略) 第6節 防災行動力の向上 第1 防災意識の高揚 (略) その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 1 職員に対する防災教育（各防災関係機関） 防災関係機関は、防災業務に従事する職員（震災時に参集し、災害対応業務に従事する職員を含む）に対し、震災時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育を普及徹底し、職員の災害対応能力の向上を図る。 また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日頃の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。 (1) 教育の方法 ア～イ (略) <u>ウ 国等が実施する研修への派遣</u> <u>エ 防災士養成研修の受講</u> <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略) (2) 教育内容 ア 各機関の防災体制と各自の任務分担と指揮命令	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
イ 非常参集の方法	<u>系統</u> イ <u>職員の安否確認の実施基準と</u> 非常参集の方法	証を踏まえた修正
ウ～カ（略）	ウ～カ（略）	
<u>（新設）</u>	キ 各機関内又は関係機関との円滑な情報共有	災害対応検証を踏まえた修正
<u>（新設）</u>	ク 事前の備え（執務室の整理整頓、災害対応資機	
<u>（新設）</u>	材の保管場所の確認等）	
キ（略）	ケ 他自治体や海外等の防災体制や災害対応	
2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村）	2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村）	
（1）（略）	（1）（略）	
（2）防災教育の充実	（2）防災教育の充実	
ア 学校教育における防災教育	ア 学校教育における防災教育	
（ア）～（エ）（略）	（ア）～（エ）（略）	
（オ）防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、P T Aや地域住民、消防団員等も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。	（オ）防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間 <u>等</u> の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、P T Aや地域住民、消防団員等も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。	高等学校を含む表現に修正
（カ）（略）	（カ）（略）	
（キ）住んでいる地域の特徴や過去の地震・津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。	（キ） <u>ハザードマップ等を活用し</u> 、住んでいる地域の特徴や過去の地震・津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。	災害対応検証を踏まえた修正
（ク）～（ケ）（略）	（ク）～（ケ）（略）	
イ～ウ（略）	イ～ウ（略）	
3 県民に対する防災知識の普及（県危機管理局、県警察本部、市町村）	3 県民に対する防災知識の普及（県危機管理局、県警察本部、市町村）	
県及び市町村は、県民に対し、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震・津波発生時に	県及び市町村は、県民に対し、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震・津波発生時に	災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
とるべき行動、津波想定の数値等の正確な意味の理解促進など防災知識の普及啓発を<u>図</u>る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果<u>等</u>を示しながら<u>その</u>危険性を周知するものとする。 (1) 普及の方法 ア～イ（略） ウ 広報媒体による普及 （ア）～（イ）（略） <u>（ウ）富山県自主防災アドバイザーを活用した普及活動</u> <u>（エ）</u>（略） <u>（オ）</u>（略） <u>（カ）</u>（略） <u>（キ）</u>（略） <u>（ク）</u>（略） (2) 普及の内容 ア（略） イ 地震・津波に対する一般的知識（津波想定の数値等の正確な意味を含む） ①地震 （略） ②津波 （略） ・津波の特性に関する情報……富山県の津波の特徴のほか、津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地	るべき行動、津波想定の数値等の正確な意味の理解促進など防災知識の普及啓発を<u>多様な手段により推進</u>する。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果<u>や人流データの分析、県民アンケートで把握した令和6年能登半島地震における避難の実態</u>を示しながら危険性<u>や適切な避難行動の重要性</u>を周知するものとする。 (1) 普及の方法 ア～イ（略） ウ 広報媒体による普及 （ア）～（イ）（略） <u>（削除）</u> <u>（ウ）</u>（略） <u>（エ）</u>（略） <u>（オ）</u>（略） <u>（カ）</u>（略） <u>（キ）</u>（略） (2) 普及の内容 ア（略） イ 地震・津波に対する一般的知識（津波想定の数値等の正確な意味を含む） ①地震 （略） ②津波 （略） ・津波の特性に関する情報……富山県の津波の特徴のほか、津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、<u>避難の継続や応急活動の支援が必要である</u>こと、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しな	制度修了のため削除 国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
震の発生の可能性など ウ～カ（略） キ 円滑な津波避難のためのまちの中の表示 国、県及び市町村は、今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置、海拔表示などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うものとする。なお、「高さ」をまちの中に示す場合には、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。 <u>（新設）</u> 4～5（略） 6 災害教訓の伝承 国（内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等）、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	いままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による津波</u>の発生の可能性など、<u>津波の特性に関する情報</u> ウ～カ（略） キ 円滑な津波避難のためのまちの中の表示 国、県及び市町村は、今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置、海拔表示などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う<u>とともに、表示物の活用を県民に周知するよう努めるものとする</u>。なお、「高さ」をまちの中に示す場合には、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。 <u>ク デジタル技術の活用</u> <u>県及び市町村は、防災アプリや、県のシームレスデジタル防災マップなどの活用を促すとともに、津波発生時に、デジタル技術を活用して避難に関する情報を発信し、避難行動を促す仕組みの構築に努めるものとする。</u> 4～5（略） 6 災害教訓の伝承 国（内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等）、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 <u>県は、災害時における記録や教訓を四季防災館や防災危</u>	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 災害対応検証

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第2 自主防災組織の強化 (略) 県及び市町村は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。 (略) 1 地域における自主防災組織の充実（県危機管理局、市町村） (1) 自主防災組織の結成 ア (略) イ 自主防災組織の活動基準 (ア) 平常時の活動 a (略) b 各種訓練の実施 (a)～(f) (略) <u>(新設)</u> c～d (略) (イ) 災害時の活動 a (略) <u>(新設)</u>	<u>機管理センターにおけるパネル展示等により伝承していくとともに、県や関係機関の災害対応業務に関する資料、記録、検証報告書等を収集し、今後の災害対応業務に活用するため、庁内関係部局や市町村と共有するよう努めるものとする。</u> 第2 自主防災組織の強化 (略) 県及び市町村は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備<u>や自主防災組織のニーズを踏まえた支援メニューの検討</u>等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。 (略) 1 地域における自主防災組織の充実（県危機管理局、市町村） (1) 自主防災組織の結成 ア (略) イ 自主防災組織の活動基準 (ア) 平常時の活動 a (略) b 各種訓練の実施 (a)～(f) (略) <u>(g) その他必要な訓練</u> c～d (略) (イ) 災害時の活動 a (略) <u>b 近所への呼びかけ</u>	証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<u>b</u>（略） <u>c</u>（略） <u>d</u>（略） <u>e</u>（略） （２）防災士の養成と自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成充実を図るため、県で防災士養成研修を実施し、地域において、防災の専門知識を<u>もった</u>防災士を数多く養成する<u>とともに</u>、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。 （３）自主防災組織の活動環境の整備 市町村は、自主防災組織を活性化し、震災時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。 県は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材の整備に対し、市町村とともに支援するものとする。また、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波対策資機材の整備に対しても、市町村とともに支援するものとする。 （４）自主防災組織の訓練の充実 震災時における迅速、的確な防災行動力を身につ	<u>c</u>（略） <u>d</u>（略） <u>e</u>（略） <u>f</u>（略） （２）防災士の養成と自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織<u>や地域の防災リーダー</u>の育成充実を図るため、県で防災士養成研修<u>やスキルアップ研修等</u>を実施し、地域において、防災の専門知識を<u>もち、避難所運営への参画や、住民主体の地区防災計画の作成を推進できる</u>防災士を数多く養成する。<u>また、女性防災士の養成を推進し、女性の視点や経験を活かした防災活動の強化を図る。併せて、</u>防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会<u>や防災士同士が活動事例を共有する機会、交流する機会</u>の提供に努めるものとする。 （３）自主防災組織の活動環境の整備 市町村は、自主防災組織を活性化し、震災時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。 県は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材の整備に対し、市町村とともに支援するものとする。また、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波対策資機材の整備、<u>孤立化のおそれのある集落の自主防災組織による停電・断水を想定したオフグリッド型の資機材</u>に対しても、市町村とともに支援するものとする。 （４）自主防災組織の訓練の充実 震災時における迅速、的確な防災行動力を身につ	た修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
けるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。 また、市町村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行うものとする。（資料「4－<u>21</u> 自主防災組織の現況」） （5）小学校区単位、市町村単位、県単位の連絡協議会の設置 （略） （資料「4－<u>21</u> 自主防災組織の現況」） 自主防災組織への支援 2 企業防災の促進（県危機管理局、市町村） 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・	けるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、<u>安否確認訓練</u>、応急救護訓練、避難訓練、<u>避難所開設・運営訓練</u>等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。 また、市町村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行うものとする。（資料「4－<u>19</u> 自主防災組織の現況」） （5）小学校区単位、市町村単位、県単位の連絡協議会の設置 （略） （資料「4－<u>19</u> 自主防災組織の現況」） <u>（削除）</u> 2 企業防災の促進（県危機管理局、<u>県商工労働部</u>、市町村） 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・	証を踏まえた修正 現状の支援内容を踏まえ削除 国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。 このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。 （略） （１）～（３）（略） ３（略） 第３ 防災訓練の充実 （略） また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震・津波などによる被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえる、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携するなど、実践的なものとなるよう工夫する。	運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど<u>事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて</u>防災活動の推進に努めるものとする。<u>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</u> このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進め企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援<u>及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援</u>等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。 （略） （１）～（３）（略） ３（略） 第３ 防災訓練の充実 （略） また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震・津波などによる被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行う。<u>また、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえる、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携する、発災初期の被害情報が限られた状況を想定する、積雪を想定するなど、実災害の対応から得られた教訓や改善策、各種計画・マニュアル</u>	災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(略) 1 総合防災訓練（県危機管理局、市町村） (略) (1) 県 ア 訓練項目 (ア) (略) (イ) 情報収集・伝達訓練 (ウ) ～ (オ) (略) <u>(新設)</u> イ 実施時期等 <u>防災の日（9月1日）、防災週間（8月30日～9月5日）を中心に実施する。</u> (2) (略) (3) 訓練への参加 県及び市町村の総合防災訓練には、県民や多くの機関が参加して実施することが効果的であるので、県民や関係機関は、県及び市町村の総合防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めるものとする。 2 個別防災訓練（各防災関係機関） (1) 職員参集訓練 県及び市町村は、震災時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制を<u>整備</u>し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施する。	<u>等を踏まえて</u>実践的なものとなるよう工夫する。 (略) 1 総合防災訓練（県危機管理局、市町村） (略) (1) 県 ア 訓練項目 (ア) (略) (イ) 情報収集・伝達訓練<u>（各種情報共有システムを用いた訓練、無人航空機を活用した情報収集訓練等）</u> (ウ) ～ (オ) (略) <u>(カ) 物資拠点運営・物資輸送訓練</u> イ 実施時期等 <u>共催する市町村と調整し決定する。</u> (2) (略) (3) 訓練への参加 県及び市町村の総合防災訓練には、県民や多くの機関が参加して実施することが効果的であるので、県民や関係機関は、県及び市町村の総合防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領に<u>基づいた適切な避難行動や避難所の開設・運営方法</u>の習得に努めるものとする。 2 個別防災訓練（各防災関係機関） (1) 職員参集訓練 県及び市町村は、震災時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制の<u>整備や参集時のルール・連絡方法、災害対策本部での受付手順等</u>を確認し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施する。	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 実態に合わせて修正 実態に合わせて修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(2) (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (3) 消防訓練 消防は、同時多発火災や消火栓の使用不能等を想定し、さらに地域住民と一体となった消防訓練や隣接消防との合同訓練を実施する。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (4) (略)	(2) (略) <u>(3) 情報収集・伝達訓練</u> 各防災関係機関は、情報収集・伝達に関するマニュアル等を用いて、無人航空機による情報収集や各種情報共有システムの取扱いの習熟に向けた訓練を実施する。併せて、電子機器が使えない事態等を想定し、紙の地図等を用いた情報のとりまとめ訓練等も実施する。また、必要に応じて複数機関による合同訓練を実施する。 <u>(4) 避難所開設・運営訓練</u> 市町村及び自主防災組織、防災士等は、事前に作成したマニュアル等を用いて避難所の開設・運営訓練を行う。 <u>(5) 消防訓練</u> 消防は、同時多発火災や消火栓の使用不能等を想定し、さらに地域住民と一体となった消防訓練や隣接消防との合同訓練を実施する。 <u>(6) 保健医療福祉調整本部等の設置・運営訓練</u> 県は、厚生センター、市町村、日本赤十字社等、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、保健医療福祉調整本部、DMAT調整本部、地域保健医療福祉調整本部、DMAT活動拠点本部の設置・運営、関係機関に権限を一部委託・譲渡した保健医療福祉調整本部の運営等に関する研修や訓練を実施する。 <u>(7) 道路啓開訓練</u> 道路管理者及び関係機関は、北陸圏域道路啓開計画に基づき、被災状況に応じた優先啓開道路の決定手続の確認や関係機関との円滑な情報共有体制の確立に関する訓練を実施する。また、情報収集・伝達に係る機器及び地図等の活用による、発災時を想定した状況付与型の道路啓開訓練を実施する。 <u>(8) (略)</u>	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （5）（略） （6）（略） （7）（略） （8）その他の訓練 防災関係機関は、それぞれ定めた地震・津波防災応急対策に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。 3（略） 4 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進 県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。 5 防災訓練における要配慮者への配慮	<u>（9）避難誘導訓練</u> 県及び警察は、車両避難により混乱が生じることがないように、住民等の協力のもと、車両避難者の誘導訓練を実施する。 <u>（10）物資拠点運営・救援物資輸送訓練</u> 県は、物資拠点運営及び救援物資の輸送、供給を速やかに実施するための庁内体制を構築し、関係機関との円滑な連携に資する情報共有、オペレーション方法等の確認を行うため、物資拠点運営・輸送マニュアルに基づく訓練を実施する。 （11）（略） （12）（略） （13）（略） （14）その他の訓練 防災関係機関は、それぞれ定めた地震・津波防災応急対策や<u>事業継続計画（BCP）</u>に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。 3（略） 4 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進 県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の津波発生時の<u>適切な避難行動や避難先、避難所の開設・運営方法</u>、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。 5 防災訓練における要配慮者への配慮	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 6（略） 第4 要配慮者の安全確保 1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村） （1）避難行動要支援者の支援 ア 避難支援体制の整備 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別避難計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう<u>市町村を支援する。</u> （略） イ 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行	県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方<u>及び性的少数者</u>の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u> 6（略） 第4 要配慮者の安全確保 1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村） （1）避難行動要支援者の支援 ア 避難支援体制の整備 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別避難計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう、<u>要支援者の避難に関する好事例の共有や市町村の抱える課題対応への支援を行う。</u> （略） イ 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。 そして、市町村は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 <u>また、市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災	動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。 そして、市町村は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 <u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する<u>ものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。	市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。 <u>県は、市町村における個別避難計画に係る取組みに関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組みを通じた支援に努めるものとする。</u>	
ウ（略） （２）要配慮者の支援 ア（略） イ 在宅の要配慮者対策 市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。	ウ（略） （２）要配慮者の支援 ア（略） イ 在宅の要配慮者対策 市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める<u>とともに要配慮者自身による自助対策（家具の固定、備蓄品や持ち出し品の用意、近所との関係づくりなど）を推奨するものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
2 社会福祉施設等における要配慮者対策（県厚生部、市町村） （略） （資料「5－<u>15</u> 社会福祉施設の設置状況」） 3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村）	2 社会福祉施設等における要配慮者対策（県厚生部、市町村） （略） （資料「5－<u>11</u> 社会福祉施設の設置状況」） 3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村、<u>関係機関</u>）	資料編に合わせて修正
（１）防災知識の普及・啓発 県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、日頃からの防	（１）防災知識の普及・啓発 県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、<u>デジタル技術</u>	災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。 （２）災害時の支援体制の整備 県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。 また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。 （３）（略） <u>（新設）</u>	<u>も活用して</u>日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。 （２）災害時の支援体制の整備 県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成、<u>外国人住民の居住地の把握</u>に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。 また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める<u>とともに、富山県災害多言語支援センター・NPO等の通訳ボランティアと連携した避難所運営訓練の実施や、多言語翻訳機、アプリなどの活用を検討する。</u> <u>県は、外国人への適切な情報提供に向け、デジタル技術の活用や情報伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、外国人向けの防災情報を取りまとめたウェブサイトについて、県内企業のほか宿泊・観光事業者へ周知する。</u> <u>県は、市町村向けの避難所運営研修や自主防災リーダー研修等において、外国人避難者を想定した避難所運営に関する研修を行う。</u> （３）（略） <u>（４）富山県災害多言語支援センターの運営訓練</u> <u>県と公益財団法人とやま国際センターは、県内の外国人支援を円滑に行うため、「富山県災害多言語支援センター設置ガイドライン」に基づき、富山県災害多言語支援センターの設置・運用に関する初動対応訓練を実施するとともに、被災経験や訓練を踏まえてガイドラインの継続的な見直しに努める。</u>	た修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第7節 調査研究 (略) このため、県、市町村及び防災関係機関は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。 (略) 第1 地震・津波に関する調査研究の推進 1 活断層に関する調査研究（県危機管理局） 阪神・淡路大震災において、震源として活断層の存在が注目されたところである。本県においても、現在、<u>36 以上</u>の活断層が推定又は確認されている。 県では平成7～8年度に呉羽山断層調査、平成9～11年度に砺波平野断層帯調査を行っている。 また、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年3月の能登半島地震、同年7月の新潟県中越沖地震等、近年、近県で大きな地震が相次いで発生しているが、これらの地震はいずれも日本海東縁部の「ひずみ集中帯」と呼ばれる地域で発生しており、国においては、平成20年度から<u>24 年度</u>にかけてひずみ集中帯の重点的調査観測・研究が<u>進められている。</u> さらに、これまで、沿岸海域を震源とする被害地震が多発しているにもかかわらず、当該地域の調査観測・研究が殆ど実施されていなかったことから、国においては、これまでの陸域の活断層調査に加えて平成21年度から<u>当面 10 年間</u>をかけて新たに沿岸海域の活断層調査も実施<u>することとされている。</u>その中において、本県に存在する断層帯としては、主要活断層帯の海域延長部に相当する活断層のうち、陸域部の活動履歴は求められているが海域部の長さが明らかになっていない活断層として呉羽山断層帯が位置づけられ、平成22年度に調査が実施された。 県は、国等の機関で行われているこれらの調査研究の成果について、情報収集に努め、その対応について研究するも	第7節 調査研究 (略) このため、県、市町村及び防災関係機関は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。<u>また、災害発生時における円滑な消火活動、人命救助活動等に資するよう、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発を推進するものとする。</u> (略) 第1 地震・津波に関する調査研究の推進 1 活断層に関する調査研究（県危機管理局） 阪神・淡路大震災において、震源として活断層の存在が注目されたところである。本県においても、現在、<u>多くの</u>の活断層が推定又は確認されている。 県では平成7～8年度に呉羽山断層調査、平成9～11年度に砺波平野断層帯調査を行っている。 また、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年3月の能登半島地震、同年7月の新潟県中越沖地震、<u>令和5年5月の能登半島地震等、</u>近年、近県で大きな地震が相次いで発生しており、<u>令和6年1月の能登半島地震では本県においても甚大な被害を受けている。</u>これらの地震はいずれも日本海東縁部の「ひずみ集中帯」と呼ばれる地域で発生しており、国においては、平成20年度からひずみ集中帯の重点的調査観測・研究が<u>行われた。</u> さらに、これまで、沿岸海域を震源とする被害地震が多発しているにもかかわらず、当該地域の調査観測・研究が殆ど実施されていなかったことから、国においては、これまでの陸域の活断層調査に加えて平成21年度から新たに沿岸海域の活断層調査も実施<u>された。</u>その中において、本県に存在する断層帯としては、主要活断層帯の海域延長部に相当する活断層のうち、陸域部の活動履歴は求められているが海域部の長さが明らかになっていない活断層として呉羽山断層帯が位置づけられ、平成22年度に調査が実施された。 <u>加えて、国の地震調査研究推進本部において、日本海側</u>	国の防災基本計画の記載に合わせ修正 時点修正 海域活断層の長期評価について記載

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
のとする。 2 （略） 3 被害想定に関する調査研究（県危機管理局） （1）地震被害予測調査 本県は、<u>全国的にみて、有感地震の発生回数は少ないが</u>、過去においては、安政の大地震（1858 年）などにより大きな被害を受けており、また、活断層も数多く確認又は推定されている。 （略） （2）～（3）（略） 4 （略） 第2（略） 第3章 地震・津波災害応急対策 第1節 応急活動体制 第1 県の活動体制 （略） なお、県災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策は、県災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。	<u>の海域活断層の長期評価が順次進められており、令和4年3月に日本海南西部（九州地域・中国地域北方沖）の評価が公表され、その後、その東方（近畿地域北方沖以東）の海域活断層の評価が進められている。令和6年8月には近畿地域北方沖以東の海域活断層について、これまでに評価が行われた活断層の位置・形状やそこで発生する地震の規模に関する情報等が公表された。</u> 県は、国等の機関で行われているこれらの調査研究の成果について、情報収集に努め、その対応について研究するものとする。 2 （略） 3 被害想定に関する調査研究（県危機管理局） （1）地震被害予測調査 本県は、過去においては、安政の大地震（1858 年）などにより大きな被害を受けており、また、活断層も数多く確認又は推定されている。 （略） （2）～（3）（略） 4 （略） 第2（略） 第3章 地震・津波災害応急対策 第1節 応急活動体制 第1 県の活動体制 （略） なお、県災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策は、県災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。 <u>また、体制の設置後は、指揮命令系統や各自・所属組織の発災後の各段階における役割を確認するとともに、迅速かつ確実な災害応急対応にあたるよう努める。</u>	「全国的にみて、有感地震の発生回数は少ないが」の記載を削除 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修正案（変更部分のみ記載）			備考
1 職員の非常配備・参集（県危機管理局） （1）非常配備基準 職員の非常配備基準は、次のとおりとする。			1 職員の非常配備・参集（県危機管理局） （1）非常配備基準 職員の非常配備基準は、次のとおりとする。			配備基準に 災害対策本部自動設置 を明記
種 別	配 備 基 準	配 備 体 制	種 別	配 備 基 準	配 備 体 制	
第1非常配備	(略)	(略)	第1非常配備	(略)	(略)	
第2非常配備	①県の地域で震度5弱若しくは5強の地震が発生したとき 又は ②県沿岸に大津波警報が発表されたとき 又は ③県下に「地震動」特別警報（震度6弱以上の緊急地震速報）が発表されたとき 又は ④知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 課員全員 又は 広報課 管財課 厚生企画課 医務課 建設技術企画課 警備課 あらかじめ指定された災害対策要員 全員 上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員 各部の所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制	第2非常配備	①県の地域で震度5弱の地震が発生したとき 又は ②県の地域で震度5強の地震が発生したとき（災害対策本部自動設置） 又は ③県沿岸に大津波警報が発表されたとき（災害対策本部自動設置） （削除） 又は ④知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 課員全員 又は 広報課 管財課 厚生企画課 医務課 建設技術企画課 警備課 あらかじめ指定された災害対策要員 全員 上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員 各部の所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制	
第3非常配備	①県の地域で震度6弱以上の地震が発生したとき 又は ②知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制。 なお、勤務場所に登庁することが困難な場合は、県防災行政無線を設置している最寄りの県の機関	第3非常配備	①県の地域で震度6弱以上の地震が発生したとき（災害対策本部自動設置） 又は ②知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制。 なお、勤務場所に登庁することが困難な場合は、県防災行政無線を設置している最寄りの県の機関	
（2）（略） （3）動員計画 ア 全職員は、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生したことを知ったときは、速やかに勤務場所又は所属長からあらかじめ指示された場所（以下「勤務場所等」）において、所属長の指揮のもとに情報連絡及び災害応急対策にあたる。			（2）（略） （3）動員計画 ア 全職員は、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生したことを知ったときは、速やかに勤務場所又は所属長からあらかじめ指示された場所（以下「勤務場所等」）において、所属長の指揮のもとに情報連絡及び災害応急対策にあたる。			災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
ただし、交通の途絶、混乱により、勤務場所等に登庁することが困難な場合は、登庁可能となるまでの間、県防災行政無線を設置している最寄りの県の機関に登庁し、所属長の指示を受ける。 なお、震度4以上の地震を観測した場合で、配備職員として指定された者が勤務場所等に登庁困難な場合については、上記の例による。 イ 動員班長（人事課長）は、地震・津波発生後、できるだけ速やかに職員の配備状況を把握する。 ウ（略） （資料「12-3 <u>災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について</u>」） <u>（新設）</u> （4）動員の伝達 ア あらかじめ指定された災害対策要員は、非常配備基準により自主登庁する。総務班長（防災・危機管理課長）は、必要に応じ、「富山県総合防災情報システム」<u>により</u>関係職員に一斉連絡する。 イ（略） ウ 災害対策本部各部及び支部関係機関各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画しておく。 2 県災害対策本部等の設置（県危機管理局）	ただし、交通の途絶、混乱により、勤務場所等に登庁することが困難な場合は、登庁可能となるまでの間、県防災行政無線を設置している最寄りの県の機関に登庁し、所属長の指示を受ける。 なお、震度4以上の地震を観測した場合で、配備職員として指定された者が勤務場所等に登庁困難な場合については、上記の例による。 <u>また、甚大な被害が生じ、長期間の対応が想定される場合は、あらかじめ交代要員として複数名を確保するよう努める。</u> イ 動員班長（人事課長）は、<u>職員の安否と参集可否の確認方法をあらかじめ整理し、職員に対して周知するとともに、</u>地震・津波発生後、できるだけ速やかに職員の配備状況を把握する。 ウ（略） （資料「<u>12-3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」） <u>エ 過去の災害で得た知識、経験、ノウハウ等を災害対応に活かすため、危機管理局在籍者の名簿を作成し、大規模災害時に、災害対策本部等への応援職員として派遣する仕組みを検討する。</u> （4）動員の伝達 ア あらかじめ指定された災害対策要員は、非常配備基準により自主登庁する。総務班長（防災・危機管理課長）は、必要に応じ、「富山県総合防災情報システム」<u>やデジタル技術を活用し、</u>関係職員に一斉連絡する。 イ（略） ウ 災害対策本部各部及び支部関係機関各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画し、<u>職員に周知</u>しておく。 2 県災害対策本部等の設置（県危機管理局）	災害対応検証を踏まえた修正 資料編に合わせて修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(1) 設置基準 ア 県の地域で震度<u>6弱</u>以上の地震を観測したとき。 <u>(新設)</u> <u>イ</u> (略) (2) 組織 ア 本部 (ア) (略) (イ) (略) 県災害対策本部組織図	(1) 設置基準 ア 県の地域で震度<u>5強</u>以上の地震を観測したとき。 <u>イ 県沿岸に大津波警報が発表された場合</u> <u>ウ</u> (略) (2) 組織 ア 本部 (ア) (略) (イ) (略) 県災害対策本部組織図	能登半島地震発生を踏まえ、設置基準を見直し 組織改編による

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （変 更 部 分 の み 記 載）	備 考
本部員会議 本 部 長（知 事） 副 本 部 長（副知事） 本 部 員 - 会計管理者 - 危機管理監 - 各部局長 - 教育長 - 警察本部長 - 企業局長 本部長（知事） 副本部長（副知事） 本 部 室 室 長（危機管理監） 室 員 各班の班員 - 総務班員 - 管財班員 - 広報班員 - 災害救助班員 - 医務班員 - 建設技術企画班員 - 警備班員 - 県民生活・ボランティア班員 - 航空運用調整班員 各部連絡員 避難者対策特別チーム 被災市町村支援チーム 災害医療対策チーム - 危機管理部 - 知事政策部 - 地方創生部 - 経営管理部 - 生活環境文化部 - 厚生部 - 商工労働部 - 農林水産部 - 土木部 - 経理部 - 文教部 - 警察部 - 公営企業部 各 班	本部員会議 本 部 長（知 事） 副 本 部 長（副知事） 本 部 員 - 会計管理者 - 危機管理監 - 各部局長 - 教育長 - 警察本部長 - 企業局長 本部長（知事） 副本部長（副知事） 本 部 室 室 長（危機管理監） 室 員 各班の班員 - 総務班員 - 管財班員 - 広報班員 - 建設技術企画班員 - 警備班員 - 県民生活・ボランティア班員 - 航空運用調整班員 保健医療福祉調整本部連絡員 各部連絡員 避難者対策特別チーム 被災市町村支援チーム - 危機管理部 - 知事政策部 - 地方創生部 - 交通政策部 - 経営管理部 - 生活環境文化部 - 厚生部 - 商工労働部 - 農林水産部 - 土木部 - 経理部 - 文教部 - 警察部 - 公営企業部 各 班	
(ウ) ～ (エ) (略)	(ウ) ～ (エ) (略)	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(オ) 医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成し、災害医療対策チームに災害医療コーディネーターを配置する。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。 <u>なお、円滑な医療救護活動が実施できるよう、災害対策本部の災害医療対策チームと現地における地域災害医療対策会議とは、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする。</u> <u>（新設）</u> イ～ウ（略） (3) 設置場所 ア 災害対策本部 災害対策本部員室は<u>県庁4階大会議室</u>、災害対策本部室は<u>4階大ホール</u>に置く。 なお、<u>県庁舎</u>が被災のため使用できない場合は、富山県広域消防防災センターに臨時に災害対策本部	(オ) 医療救護又は保健福祉活動の総合調整を行う必要があるときは、厚生部内に「保健医療福祉調整本部」を設置する。また、被災現地を所管する厚生センター内に「地域医療福祉調整本部」を設置し、円滑な保健医療福祉活動が実施できるよう、<u>連携を図りながら活動できる体制を構築することとする。</u> <u>保健医療福祉調整本部は、市町村や関係機関と連携し、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行うとともに、避難所における保健医療福祉ニーズ等の収集及び提供、心のケアを含めた被災者の健康管理に関する総合調整、保健医療福祉活動チームの派遣調整等、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等を行うものとする。</u> <u>なお、保健医療福祉活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、厚生労働省が定めた都道府県職員等から編成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他の都道府県からの人的支援を求めるとともに、受援体制を整備するものとする。</u> <u>(カ) 孤立集落対策や道路啓開、被災者支援など、数複の部局・機関が連携して対応にあたる必要がある業務について、プロジェクトチームの設置を検討する。</u> イ～ウ（略） (3) 設置場所 ア 災害対策本部 災害対策本部員室は<u>防災危機管理センター5階大会議室</u>、災害対策本部室は<u>防災危機管理センター4階オペレーションルーム</u>に置く。 なお、<u>防災危機管理センター</u>が被災のため使用で	災害対応検証を踏まえた修正 厚生部内に「保健医療福祉調整本部」、被災現地を所管する厚生センター管内に「地域医療福祉調整本部」を設置 災害対応検証を踏まえた修正 実態に合わせて修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
を設ける。 イ～ウ（略） （４）設置の通知等 ア 県職員 （ア）（略） （イ）勤務時間外に設置されたとき 総務班長（防災・危機管理課長）は、「富山県総合防災情報システム」等により周知する。 イ 防災関係機関等 （ア）～（エ）（略） （オ）相互応援協定を締結している知事（資料「14－<u>8</u> 防災関係機関連絡先一覧表」） ウ（略） （５）本部員会議 ア（略） イ 本部長は、災害対策について協議する必要があるときは、本部員会議を召集する。 ウ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、本部員会議への出席を求めることができる。 エ（略） （６）災害対策本部室 ア～イ（略） ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、<u>災害救助</u>	きない場合は、富山県広域消防防災センターに臨時に災害対策本部を設ける。 イ～ウ（略） （４）設置の通知等 ア 県職員 （ア）（略） （イ）勤務時間外に設置されたとき 総務班長（防災・危機管理課長）は、「富山県総合防災情報システム」や<u>デジタル技術の活用</u>等により周知する。 イ 防災関係機関等 （ア）～（エ）（略） （オ）相互応援協定を締結している知事（資料「14－<u>9</u> 防災関係機関連絡先一覧表」） ウ（略） （５）本部員会議 ア（略） イ 本部長は、災害対策について協議する必要があるときは、本部員会議を召集する。<u>ただし、災害時の定期的な状況把握と円滑な課題解決のため、原則、定時開催とする。</u> ウ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、本部員会議への出席を求めることができる。 <u>また、災害対応の連携強化や円滑かつ適切な意思決定を行うため、市町村長が本部員会議に出席できる体制とする。</u> エ（略） （６）災害対策本部室 ア～イ（略） ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、建設技術	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 保健医療福

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<u>班、医務班、</u>建設技術企画班、警備班、県民生活・ボランティア班、航空運用調整班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び<u>災害医療対策チーム</u>に配置する。 エ 本部室の所掌事務は次のとおりとする。 （ア）各種情報の管理に関すること （イ）各部班の活動状況の把握に関すること （ウ）防災活動全般の調整に関すること （エ）本部員会議の運営に関すること （オ）避難者対策特別チームに関すること （カ）被災市町村支援チームに関すること <u>（キ）災害医療対策チームに関すること</u> <u>（ク）</u>その他本部長が指示した事項に関すること （７）～（９）（略） 第２～３（略） 第４ 災害救援ボランティアの受入れ 大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。 このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。 ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については、<u>新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、</u>受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。	企画班、警備班、県民生活・ボランティア班、航空運用調整班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員・<u>保健医療福祉調整本部連絡員</u>並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チームに配置する。 エ 本部室の所掌事務は次のとおりとする。 （ア）各種情報の管理に関すること （イ）各部班の活動状況の把握に関すること （ウ）防災活動全般の調整に関すること （エ）本部員会議の運営に関すること （オ）避難者対策特別チームに関すること （カ）被災市町村支援チームに関すること （キ）その他本部長が指示した事項に関すること （７）～（９）（略） 第２～３（略） 第４ 災害救援ボランティアの受入れ 大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。 このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。 ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。 <u>内閣府等、県、市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</u> <u>県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災</u>	社調整本部連絡員を災害対策本部室に配置 災害対策本部内に災害医療対策チームを設置しない想定であるため、削除 国の防災基本計画の記載に合わせ修正

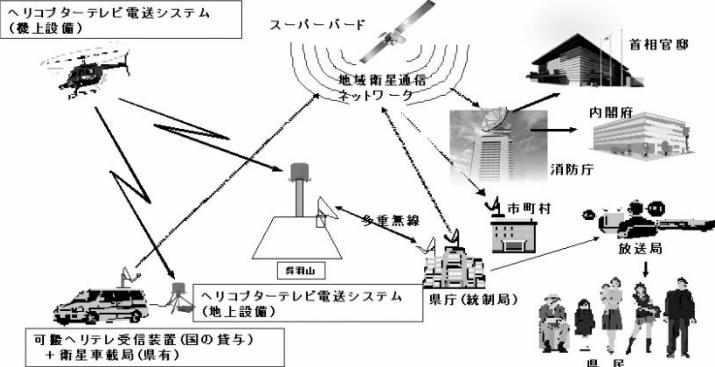
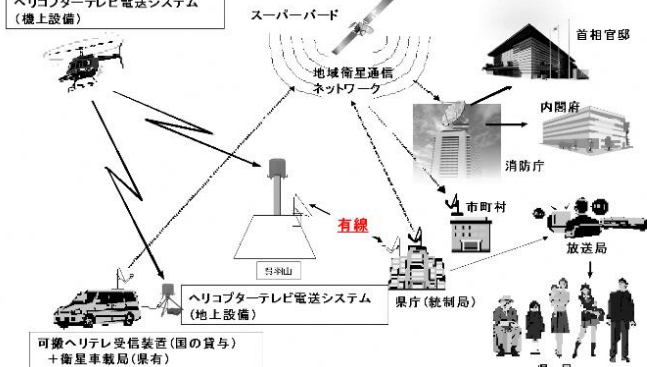
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
1～2（略） 3 市町村災害救援ボランティア本部（市町村） 市町村災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。 4（略） （1）～（2）（略） <u>（新設）</u> 第5（略） 1（略） 2 徒歩帰宅支援ステーションの支援内容 （1）（略） （2）（略）	<u>地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u> 1～2（略） 3 市町村災害救援ボランティア本部（市町村） 市町村災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先、<u>ボランティアの活用</u>等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。 4（略） （1）～（2）（略） <u>（3）その他</u> <u>県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会が設置する災害ボランティア本部に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u> 第5（略） 1（略） 2 徒歩帰宅支援ステーションの支援内容 （1）（略） （2）（略）	災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
（資料「<u>12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書</u>」 「<u>12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書</u>」） 3 その他 （略） （資料「<u>12-39 災害時等の応援に関する協定書</u>」） 第2節 情報の収集・伝達 第1 被害状況等の収集・伝達活動 （略） 市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。 1～3（略） 4 被害情報等の伝達手段（各防災関係機関） （1）～（2）（略） （3）被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。 このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送に<u>についても</u>有効に活用する。 5 被害情報の収集活動（県各部局） （略） このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。 （1）市町村、消防本部からの情報収集 被災市町村又は被災周辺市町村から、県総合防災情報システム等により情報を収集する。	（資料「<u>12-3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」） 3 その他 （略） （資料「<u>12-3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」） 第2節 情報の収集・伝達 第1 被害状況等の収集・伝達活動 （略） 市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に<u>対して定期的に</u>伝達する。 1～3（略） 4 被害情報等の伝達手段（各防災関係機関） （1）～（2）（略） （3）被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。 このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送に<u>よる映像を関係機関に共有し、</u>有効に活用する。 5 被害情報の収集活動（県各部局） （略） このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める<u>とともに、収集した情報を関係機関に共有する。</u> （1）市町村、消防本部からの情報収集 被災市町村又は被災周辺市町村から、県総合防災情報システム等により情報を収集する<u>ほか、県から被災市町村に派遣したリエゾンから情報を収集する。</u>	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （変更部分のみ記載）	備 考																								
(2) (略) (3) ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集 県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。 (4) (略) 富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム  (5) ～ (10) (略) <u>(新設)</u> 6 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各部局） 被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。	(2) (略) (3) ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集 県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機や<u>高所監視カメラ</u>の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。 (4) (略) 富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム  (5) ～ (10) (略) <u>(11) 最新技術を用いた情報収集</u> <u>無人航空機を活用したレーザー測量等、最新の ICT 技術を用いて情報を収集する。</u> 6 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各部局） 被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。	国の防災基本計画の記載に合わせ修正 実態に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害項目</th><th>担当部班</th><th>備考（室課名）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>ガス施設被害</td><td>生活環境文化部環境保全班</td><td>環境保全課</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	被害項目	担当部班	備考（室課名）	(略)	(略)	(略)	ガス施設被害	生活環境文化部環境保全班	環境保全課	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害項目</th><th>担当部班</th><th>備考（室課名）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>ガス施設被害</td><td>危機管理部 総務班</td><td>消防課</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	被害項目	担当部班	備考（室課名）	(略)	(略)	(略)	ガス施設被害	危機管理部 総務班	消防課	(略)	(略)	(略)	組織改正に伴う修正
被害項目	担当部班	備考（室課名）																								
(略)	(略)	(略)																								
ガス施設被害	生活環境文化部環境保全班	環境保全課																								
(略)	(略)	(略)																								
被害項目	担当部班	備考（室課名）																								
(略)	(略)	(略)																								
ガス施設被害	危機管理部 総務班	消防課																								
(略)	(略)	(略)																								

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修正案（変更部分のみ記載）			備考
鉄道施設被害	<u>地方創生部</u> 地域 交通・新幹線政策班	<u>総合交通政策室</u>	鉄道施設被害	<u>交通政策部</u> 地域 交通・新幹線政策班	<u>地域交通・新幹線政 策室</u>	
空港設被害	<u>地方創生部</u> 航空 政策班	<u>総合交通政策室</u>	空港設被害	<u>交通政策部</u> 航空 政策班	<u>航空政策課</u>	
※1 （略） 2 担当部班は、被害情報を取りまとめ、速やかに <u>総合政策部</u> 総務班（防災・危機管理課）に報告する。 7 （略） 8 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機 関） 県、市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、迅 速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。 （略） 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期 解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機 関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、 上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するととも に、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、 被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助 が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 （略） （1）～（2）（略） 第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動 1 地震に関する情報 （略） <u>地震動警報・予報（緊急地震速報）は、地震の発生直後</u> <u>に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震</u> <u>源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これ</u> <u>に基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可</u>			※1 （略） 2 担当部班は、被害情報を取りまとめ、速やかに <u>危機管理部</u> 総務班（防災・危機管理課）に報告する。 7 （略） 8 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機 関） 県、市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、迅 速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。 <u>ま</u> <u>た、定期的に情報を収集し、デジタル技術の活用により、</u> <u>関係機関に最新の情報を円滑に共有するよう努める。</u> （略） 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期 解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機 関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、 上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するととも に、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、 <u>県及び被災市町村は、防災関係機関との連携により速やか</u> <u>に孤立している集落を把握し、被災市町村は、当該地域に</u> <u>おける備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の</u> <u>有無の把握に努める。</u> （略） （1）～（2）（略） 第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動 1 地震に関する情報 （略） <u>気象庁では、地震発生直後から地震や津波に関する</u> <u>様々な情報が発表される。</u>			災害対応検 証を踏まえ た修正 災害対応検 証を踏まえ た修正 内容が類似 するため修 正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																														
<u>能な限り素早く発表する。</u> <u>また、観測点に揺れが到達し、周辺地域に強い揺れが来ることが予想される場合には、その旨あわせてお知らせする。</u> <u>また、地震発生後、約1分半で震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を震度速報として発表する。</u> <u>その後、地震の発生時刻、震源地、マグニチュード、各地域の震度、地震活動の状況などを含む地震情報を発表する。</u> （1）地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称について	（1）地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称について																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>情報発表の名称</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震動特別警報</td><td rowspan="2">「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」</td><td rowspan="2">最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに（※）、<u>強い揺れ</u>が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。</td></tr> <tr> <td>地震動警報</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </tbody> </table>	区 分	情報発表の名称	内容	地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに（※）、 <u>強い揺れ</u> が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。	地震動警報	（略）	（略）	（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>情報発表の名称</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震動特別警報</td><td rowspan="2">「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」</td><td rowspan="2">最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに（※）、<u>震度4以上</u>が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。</td></tr> <tr> <td>地震動警報</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </tbody> </table>	区 分	情報発表の名称	内容	地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに（※）、 <u>震度4以上</u> が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。	地震動警報	（略）	（略）	（略）	発表基準を具体的に示すため修正										
区 分	情報発表の名称	内容																														
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに（※）、 <u>強い揺れ</u> が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。																														
地震動警報																																
（略）	（略）	（略）																														
区 分	情報発表の名称	内容																														
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに（※）、 <u>震度4以上</u> が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。																														
地震動警報																																
（略）	（略）	（略）																														
（2）地震情報の種類、発表基準と内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報（注1）</td><td><u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・震度3以上（注2） ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）<u>を</u>発表した場合</td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td></tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報（注1）</td><td>・震度1以上（注2）</td><td><u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</u></td></tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	震源・震度に関する情報（注1）	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・震度3以上（注2） ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報） <u>を</u> 発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報（注1）	・震度1以上（注2）	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</u>	（2）地震情報の種類、発表基準と内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>震源・震度情報</td><td>・震度<u>1</u>以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される<u>時</u> ・緊急地震速報（警報）を発表<u>時</u></td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、<u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・<u>地点名</u>を発表。</td></tr> <tr> <td><u>（削除）</u></td><td><u>（削除）</u></td><td><u>（削除）</u></td></tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	震源・震度情報	・震度 <u>1</u> 以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される <u>時</u> ・緊急地震速報（警報）を発表 <u>時</u>	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 <u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・ <u>地点名</u> を発表。	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	気象庁の表記に合わせ修正
地震情報の種類	発表基準	内容																														
（略）	（略）	（略）																														
（略）	（略）	（略）																														
震源・震度に関する情報（注1）	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・震度3以上（注2） ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報） <u>を</u> 発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																														
各地の震度に関する情報（注1）	・震度1以上（注2）	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</u>																														
地震情報の種類	発表基準	内容																														
（略）	（略）	（略）																														
（略）	（略）	（略）																														
震源・震度情報	・震度 <u>1</u> 以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される <u>時</u> ・緊急地震速報（警報）を発表 <u>時</u>	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 <u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・ <u>地点名</u> を発表。																														
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>																														

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修正案（変更部分のみ記載）			備考		
		地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。						
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。			
長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級1以上	長周期地震動階級1以上を観測した場合に観測点で観測した長周期地震動階級などを発表する情報で、地震発生から10分程度で気象庁ホームページに掲載します。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）			
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <u>（注）</u> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 <u>（注）</u> 。			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			
<u>（注1）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。</u>			<u>（注）国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。</u>			気象庁の表記に合わせ修正		
<u>（注2）気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。</u>			<u>（削除）</u>					
2 津波に関する情報			2 津波に関する情報					
(1) 大津波警報・津波警報・注意報 <u>津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」）を津波予報区単位で発表。</u>			(1) 大津波警報・津波警報・注意報 <u>ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等</u> <u>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。</u>					
津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等			津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等					
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ 数値での発表（ <u>津波の高さの予想の区分</u> ） 巨大地震の場合の発表	想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ 数値での発表（ <u>予想される津波の高さの区分</u> ） 巨大地震の場合の発表	想定される被害と取るべき行動	気象庁の表記に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画					修正案（変更部分のみ記載）					備考
大津波 警報	予想される津波 の最大波の高さ が高いところで 3mを超える場 合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波に よる流れに巻き込まれる。沿岸部や 川沿いにいる人は、ただちに高台や 津波避難ビルなど安全な場所へ避難 する。警報が解除されるまで安全な 場所から離れない。	大津波 警報	予想される津波 の最大波の高さ が高いところで 3mを超える場 合	10m超 (10m<予想される津波 の最大波の高さ) 10m (5m<予想される津波 の最大波の高さ≤10m) 5m (3m<予想される津波 の最大波の高さ≤5m)	巨大	<u>巨大な津波が襲い</u> 木造家屋が全壊・ 流失し、人は津波による流れに巻き 込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただち に高台や避難ビルなど安全な場所 から離れない。	
津波警 報	予想される津波 の最大波の高さ が高いところで 1mを超え、3m 以下の場合	3m (1m≤予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、 浸水被害が発生する。人は津波によ る流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに 高台や津波避難ビルなど安全な場所 へ避難する。警報が解除されるまで 安全な場所から離れない。	津波警 報	予想される津波 の最大波の高さ が高いところで 1mを超え、3m 以下の場合	3m (1m≤予想される津波 の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、 浸水被害が発生します。人は津波に よる流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただち に高台や避難ビルなど安全な場所 へ避難してください。	
津波注 意報	予想される津波 の最大波の高さ が高いところで 0.2m以上、1m 以下の場合であ って、津波によ る災害のおそれ がある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込ま れ、また、養殖いかなが流失し小型船 舶が転覆する。海の中にいる人はた だちに海から上がって、海岸から離 れる。海水浴や磯釣りは危険なので 行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり 海岸に近付いたりしない。	津波注 意報	予想される津波 の最大波の高さ が高いところで 0.2m以上、1m 以下の場合であ って、津波によ る災害のおそれ がある場合	1m (0.2m≤予想される津 波の最大波の高さ≤1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込 まれ、また、養殖いかなが流失し小 型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から 上がって、海岸から離れてくださ い。	
(新設)					<u>イ 津波警報等の留意事項等</u> ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。 ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が					

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(2) 津波情報 津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。	<u>継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</u> <u>・ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</u> <u>・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u> (2) 津波情報 <u>ア 津波情報の発表等</u> <u>気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</u> <u>イ 津波情報の留意事項等</u> <u>①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u> <u>・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。</u> <u>・ 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</u> <u>②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u> <u>・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。</u> <u>③津波観測に関する情報</u> <u>・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</u>	気象庁の表記に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																				
津波情報の種類と発表内容 <table><tr><th>情報の種類</th><th>発表内容</th></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注1）</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻（注2）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注3）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> （注1）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。 （注2）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。 （注3）津波観測に関する情報の発表内容について ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注1）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注2）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表	（略）	（略）	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注3）	（略）	（略）	・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。 ④沖合の津波観測に関する情報 ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。 ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。 津波情報の種類と発表内容 <table><tr><th>情報の種類</th><th>発表内容</th></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注1）</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻（注2）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> （注1）気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表される。 （注2）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。 （削除） 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注1）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注2）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表	（略）	（略）	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表	（略）	（略）	気象庁の表
情報の種類	発表内容																					
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注1）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注2）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表																					
（略）	（略）																					
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注3）																					
（略）	（略）																					
情報の種類	発表内容																					
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注1）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注2）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表																					
（略）	（略）																					
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表																					
（略）	（略）																					

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修正案（変更部分のみ記載）			備考																																
<table><tr><th>警報・注意報の発表状況</th><th>観測された津波の高さ</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="2">大津波警報</td><td>1m越</td><td>数値で発表</td></tr><tr><td>1 m以下</td><td>「観測中」と発表</td></tr><tr><td rowspan="2">津波警報</td><td>0. 2m以上</td><td>数値で発表</td></tr><tr><td>0. 2m未満</td><td>「観測中」と発表</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>（すべての場合）</td><td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td></tr></table>			警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報	1m越	数値で発表	1 m以下	「観測中」と発表	津波警報	0. 2m以上	数値で発表	0. 2m未満	「観測中」と発表	津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）	<table><tr><th>警報・注意報の発表状況</th><th>観測された津波の高さ</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="2">大津波警報を発表中</td><td>1m超</td><td>数値で発表</td></tr><tr><td>1 m以下</td><td>「観測中」と発表</td></tr><tr><td rowspan="2">津波警報を発表中</td><td>0. 2m以上</td><td>数値で発表</td></tr><tr><td>0. 2m未満</td><td>「観測中」と発表</td></tr><tr><td>津波注意報を発表中</td><td>（すべての場合）</td><td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td></tr></table>			警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報を 発表中	1m超	数値で発表	1 m以下	「観測中」と発表	津波警報を 発表中	0. 2m以上	数値で発表	0. 2m未満	「観測中」と発表	津波注意報を 発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）	記に合わせ 修正
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容																																				
大津波警報	1m越	数値で発表																																				
	1 m以下	「観測中」と発表																																				
津波警報	0. 2m以上	数値で発表																																				
	0. 2m未満	「観測中」と発表																																				
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																																				
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容																																				
大津波警報を 発表中	1m超	数値で発表																																				
	1 m以下	「観測中」と発表																																				
津波警報を 発表中	0. 2m以上	数値で発表																																				
	0. 2m未満	「観測中」と発表																																				
津波注意報を 発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																																				
（3）津波予報 <u>気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</u> <u>津波予報の発表基準と発表内容</u> <table><tr><th>発表基準</th><th>発表内容</th></tr><tr><td><u>津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）</u></td><td><u>津波の心配なしの旨を発表</u></td></tr><tr><td>0. 2m未満の海面変動が予想されたとき <u>（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u></td><td>高いところでも 0. 2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr><tr><td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u></td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</td></tr></table> <u>（注）「0. 2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）で発表される。</u> （略）			発表基準	発表内容	<u>津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）</u>	<u>津波の心配なしの旨を発表</u>	0. 2m未満の海面変動が予想されたとき <u>（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u>	高いところでも 0. 2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表																												
発表基準	発表内容																																					
<u>津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）</u>	<u>津波の心配なしの旨を発表</u>																																					
0. 2m未満の海面変動が予想されたとき <u>（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u>	高いところでも 0. 2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																					
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表																																					

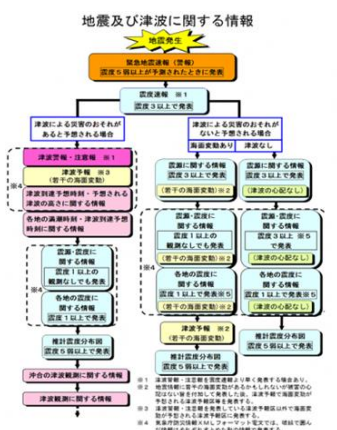
（3）津波予報	
地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。	気象庁の表記に合わせ修正
<u>（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。）</u>	
<u>（削除）</u>	

発表される場合	内容
（削除）	（削除）
0. 2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0. 2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「津波予報」は「津波警報・注意報・予報」としてまとめた形で発表される。

（略）

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
3 地震及び津波に関する情報の発表の流れ 	3 地震及び津波に関する情報の発表の流れ 	気象庁の表記に合わせ修正
4 情報の伝達 (1) 津波に関する情報の伝達 (略) また、津波警報等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（臨時災害放送局（コミュニティFM放送を含む。）を含む。）、インターネット、携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス、<u>ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</u> ア～カ（略） 5 緊急地震速報を見聞きした<u>とき</u>の行動 <u>緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかないため、その短い間に身を守るための行動を取る必要がある。また、この</u>	4 情報の伝達 (1) 津波に関する情報の伝達 (略) また、津波警報等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（臨時災害放送局（コミュニティFM放送を含む。）を含む。）、インターネット、<u>防災アプリ（耳で聴くハザードマップ等）、シームレスデジタル防災マップ、携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段の活用のほか、住民同士の声かけ等を促進</u>するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。 ア～カ（略） 5 緊急地震速報を見聞きした<u>場合にとるべき</u>行動 <u>緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を</u>	災害対応検証を踏まえた修正 とるべき行動の具体例を見やすくするため、

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考										
<u>短い間に行動を起こすためには、緊急地震速報が発表されたことを即座にわかるよう専用の音（報知音）を覚えておくことが重要である。</u> <u>（１）家庭</u> ア <u>頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する。</u> イ <u>あわてて外に飛び出さない。</u> ウ <u>無理に火を消そうとしない。</u> <u>（２）人が大勢いる施設</u> ア <u>施設の係員の指示に従う。</u> イ <u>落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さない。</u> <u>（３）自動車運転中</u> ア <u>あわててスピードを落とさない。</u> イ <u>ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す。</u> ウ <u>急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとす。</u> エ <u>大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する。</u> <u>（４）鉄道やバスなどに乗車中</u> ア <u>つり皮や手すりにしっかりつかまる。</u> <u>（５）エレベーター内</u> ア <u>最寄りの階で停止させて、すぐに降りる。</u> <u>（６）屋外にいるとき</u> ア <u>街中</u> （ア）<u>ブロック塀の倒壊等に注意する。</u> （イ）<u>看板や割れたガラスの落下に注意する。</u> （ウ）<u>丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。</u> イ <u>山やがけ付近では</u> （ア）<u>落石やがけ崩れに注意する</u>	<u>見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</u> <table><tr><th><u>入手場所</u></th><th><u>とるべき行動の具体例</u></th></tr><tr><td><u>自宅等屋内</u></td><td><u>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。</u> <u><注意></u> <u>・あわてて外へ飛び出さない。</u> <u>・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</u> <u>・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。</u></td></tr><tr><td><u>駅やデパート等の集客施設</u></td><td><u>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</u> <u><注意></u> <u>・あわてて出口・階段等に殺到しない。</u> <u>・吊り下がっている照明等の下からは退避する。</u></td></tr><tr><td><u>屋外</u></td><td><u>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</u> <u>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</u> <u>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</u></td></tr><tr><td><u>車の運転中</u></td><td><u>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</u> <u>ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</u> <u>大きな揺れを感じたら、急ハンドル、</u></td></tr></table>	<u>入手場所</u>	<u>とるべき行動の具体例</u>	<u>自宅等屋内</u>	<u>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。</u> <u><注意></u> <u>・あわてて外へ飛び出さない。</u> <u>・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</u> <u>・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。</u>	<u>駅やデパート等の集客施設</u>	<u>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</u> <u><注意></u> <u>・あわてて出口・階段等に殺到しない。</u> <u>・吊り下がっている照明等の下からは退避する。</u>	<u>屋外</u>	<u>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</u> <u>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</u> <u>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</u>	<u>車の運転中</u>	<u>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</u> <u>ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</u> <u>大きな揺れを感じたら、急ハンドル、</u>	表に変更
<u>入手場所</u>	<u>とるべき行動の具体例</u>											
<u>自宅等屋内</u>	<u>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。</u> <u><注意></u> <u>・あわてて外へ飛び出さない。</u> <u>・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</u> <u>・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。</u>											
<u>駅やデパート等の集客施設</u>	<u>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</u> <u><注意></u> <u>・あわてて出口・階段等に殺到しない。</u> <u>・吊り下がっている照明等の下からは退避する。</u>											
<u>屋外</u>	<u>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</u> <u>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</u> <u>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</u>											
<u>車の運転中</u>	<u>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</u> <u>ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</u> <u>大きな揺れを感じたら、急ハンドル、</u>											

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
6～7（略） 第3 通信連絡体制 県、市町村及び防災関係機関は、震災応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、災害応急活動を円滑に遂行する。 国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等と関係機関に共有するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。 1～2（略） 3 放送（県経営管理部、市町村、各放送局） （1）（略） （2）放送の依頼先 （略） （資料「12－3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」「12－3 通信設備の優先利用等に関する協定について」） 4 その他 （1）利用できる主な施設 ア（略） イ 非常通信協議会の構成員の保有する無線 （資料「7－7 各市町村から対県通信計画」、 「7－8 富山地区非常通信協議会構成員名簿」） ウ（略） （2）（略） 第4 広報及び広聴活	<u>急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</u> 6～7（略） 第3 通信連絡体制 県、市町村及び防災関係機関は、震災応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、災害応急活動を円滑に遂行する。 国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的な利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページとトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。 1～2（略） 3 放送（県経営管理部、市町村、各放送局） （1）（略） （2）放送の依頼先 （略） （資料「12－3 富山県の災害時応援協定締結状況」） 4 その他 （1）利用できる主な施設 ア（略） イ 非常通信協議会の構成員の保有する無線 <u>（削除）</u> ウ（略） （2）（略） 第4 広報及び広聴活動	国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
1 広報活動（各防災関係機関） （１）（略） （２）広報活動の内容 ア 広域災害広報 県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 （ア）～（カ）（略） イ 地域災害広報 地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 （ア）～（ウ）（略） （エ）支援受け入れに関する広報 a 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等） （オ）～（カ）（略） （３）～（５）（略） 2（略）	1 広報活動（各防災関係機関） （１）（略） （２）広報活動の内容 ア 広域災害広報 県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、<u>防災アプリ</u>、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 （ア）～（カ）（略） イ 地域災害広報 地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、<u>防災アプリ</u>、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 （ア）～（ウ）（略） （エ）支援受け入れに関する広報 a 各種ボランティア情報（<u>他機関と連携した</u>ニーズ把握、受入れ・派遣情報等） （オ）～（カ）（略） （３）～（５）（略） 2（略）	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第3節 災害救助法の適用 第1 (略) 第2 救援実施体制 1 (略) 2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局） （1）～（2）（略） ※救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第3条第2項） また、<u>医療、助産、死体の処理（死体の洗浄・縫合等）</u>については、日本赤十字社富山県支部に委託している。 （資料「12－<u>10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書</u>」） 第4節 広域応援要請 第1 相互協力 （略） 特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「富山県災害時受援計画」に基づき、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。 1 県の応援要請（県危機管理局） （1）（略） （2）他都道府県への要請 （略） （資料「12－6－2 災害時等の応援に関する協定書」、「12－7 北陸三県災害相互応援に関する協定」、「12－8 災害時の相互応援に関する協定書」、「12－6－1 全国都道府県における災害等時の広域応援に関する協定」） 3 応援受入体制の確立（県危機管理局、市町村）	第3節 災害救助法の適用 第1 (略) 第2 救援実施体制 1 (略) 2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局） （1）～（2）（略） ※救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第3条第2項） また、<u>避難所の設置、医療及び助産、死体の処理（洗浄・縫合等）等</u>については、日本赤十字社富山県支部に委託している。 （資料「12－<u>3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」） 第4節 広域応援要請 第1 相互協力 （略） 特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「富山県災害時受援計画」に基づき、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。<u>なお、協力先との連絡調整にあたっては、県の窓口の一本化を図り、円滑な対応を実施するよう努める。</u> 1 県の応援要請（県危機管理局） （1）（略） （2）他都道府県への要請 （略） （資料「12－<u>3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」） 3 応援受入体制の確立（県危機管理局、市町村）	協定の見直しによる修正 災害対応検証を踏まえた修正 資料編に合わせて修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(1) (略) (2) 受入体制の確保 県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。 また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 (3) 経費の負担 応援に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。 また、指定公共機関が県に協力した場合の経費負担については、災対法又は各計画に定めるもののほか、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。 4 他都道府県への応援・派遣（県危機管理局） (1) 支援体制の確保 県は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合には、迅速に被災都道府県への物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確保する。 (2) (略) (3) 応援の実施 (略) また、県は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染	(1) (略) (2) 受入体制の確保 県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。 また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 <u>さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u> (3) 経費の負担 応援に要した費用は、<u>協定等の定めがある場合を除き</u>、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。 また、指定公共機関が県に協力した場合の経費負担については、災対法又は各計画に定めるもののほか、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。 4 他都道府県への応援・派遣（県危機管理局） (1) 支援体制の確保 県は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合には、迅速に被災都道府県への物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確保する。 <u>応援職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯する。</u> (2) (略) (3) 応援の実施 (略) また、県は、感染症対策のため、応援職員の派遣に	国の防災基本計画の記載に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 第2 応援要請 1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、県危機管理局、市町村、各関係機関） （1）～（4）（略） （5）災害派遣部隊の受入体制 ア～イ（略） ウ 活動拠点の確保 （略） （資料 「8－8 自衛隊ヘリコプター諸元」、「8－10 ヘリポートの準備」） （6）（略） 2 広域消防応援（県危機管理局、市町村） （1）市町村消防相互の応援協力 （略） <u>（資料「12－9 富山県市町村消防相互応援協定」、「12－5 県及び市町村等の応援協定締結状況」）</u> （略） （2） 消防庁長官への応援要請 （略） ア 緊急消防援助隊 （略） <u>（資料 「12－13 各都道府県が被災地となった場合に24時間以内に到着する都道府県隊一覧」）</u> イ 広域航空消防応援 （略） （資料 「8－7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」） 3 （略） 4 災害派遣医療チーム（DMAT）等（県危機管理局、県厚生部） （1）応援要請 知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道	当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。 第2 応援要請 1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、県危機管理局、市町村、各関係機関） （1）～（4）（略） （5）災害派遣部隊の受入体制 ア～イ（略） ウ 活動拠点の確保 （略） （資料 「8－7 自衛隊ヘリコプター諸元」、「8－9 ヘリポートの準備」） （6）（略） 2 広域消防応援（県危機管理局、市町村） （1）市町村消防相互の応援協力 （略） <u>（資料「12－3 富山県の災害時応援協定締結状況」）</u> （略） （2） 消防庁長官への応援要請 （略） ア 緊急消防援助隊 （略） <u>（削除）</u> イ 広域航空消防応援 （略） （資料 「8－6 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」） 3 （略） 4 災害派遣医療チーム（DMAT）等（県危機管理局、県厚生部） （1）応援要請 知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道	載に合わせ 修正 資料編に合 わせて修正 国の防災基 本計画の記 載に合わせ

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、ドクターヘリ、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。 （２）（略） ５ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省） 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。 （略） 第５節 救助・救急活動 第１ 救助活動 １～６（略） ７ 感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 第２～４（略） 第６節 医療救護活動 第１ 連絡体制 １ 連絡系統（県厚生部）	府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、ドクターヘリ、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）、<u>災害支援ナース等</u>の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。 （２）（略） ５ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省） 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。 <u>また、TEC-FORCE、警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</u> （略） 第５節 救助・救急活動 第１ 救助活動 １～６（略） ７ 感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。 第２～４（略） 第６節 医療救護活動 第１ 連絡体制 １ 連絡系統（県厚生部）	修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(1) (略) (2) 県災害対策本部医務班は、必要に応じて公的病院及び県医師会等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班等の派遣の要請を行う。 ア (略) （資料 <u>「12-18 災害時の医療救護に関する協定書」</u>） イ (略) 災害時における医療救護活動指揮連絡系統	(1) (略) (2) 県災害対策本部医務班は、必要に応じて公的病院及び県医師会等に対して、<u>協定に基づき</u>、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班等の派遣の要請を行う。 ア (略) （資料 <u>「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」</u>） イ (略) 災害時における医療救護活動指揮連絡系統	国の防災基本計画の記載に合わせ修正 資料編に合わせて修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

[illegible]

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
2 (略) 3 情報連絡体制（県厚生部） (1) (略) (2) 後方病院等との連絡体制 後方病院等の被災状況や重症患者の受入れ情報については、広域災害・救急医療情報システムを活用する。 第2 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣 1 (略) 2 富山県DMATの活動内容 (1) ～ (4) (略) (5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置 なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難場所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 第3 (略) 第4 医療救護班の派遣 1 医療救護班の要請（県厚生部）	2 (略) 3 情報連絡体制（県厚生部） (1) (略) (2) 後方病院等との連絡体制 後方病院等の被災状況や重症患者の受入れ情報については、広域災害・救急医療情報システム <u>(EMIS)</u> を活用して共有する。 <u>県は、医療機関等に対し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への情報入力を定期的に呼びかける。</u> 第2 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣 1 (略) 2 富山県DMATの活動内容 (1) ～ (4) (略) (5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置 なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム（JDAT）</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（J RAT）</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の の 協力を得て、指定避難場所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 第3 (略) 第4 医療救護班の派遣 1 医療救護班の要請（県厚生部）	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
医療救護班の出動の要請は、医療救護班派遣要請書により行う。 （資料「9－<u>9</u> 医療救護班設置要綱（<u>医療救護班派遣要請書</u>）」） 2 医療救護班の出動範囲（県厚生部） （1）（略） （資料「9－<u>2</u> 公的病院名簿」） （2）（略） 3（略） 第4～第6（略） 第7 医薬品、血液の供給体制 1 医薬品等の供給（県厚生部） （1）災害直後の初動期の医薬品等の供給（略） （資料「9－<u>5</u> 災害救護用医療セットの内容品内訳書」 「12－<u>15</u> 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」） 2（略） 第8（略） 第9 被災地における保健医療の確保 1 保健医療活動従事者の確保（県厚生部） （1）～（2）（略） （3）県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等の<u>設置に努める</u>。 2～4（略） 第10 精神保健医療体制 1（略） 2 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣（県厚生部） （1）富山県DPATの派遣要請 知事は、富山県DPAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DPATの派遣が必要と認められるときは、富山県精神科医会会長その他の関係団体の長に対して、富山県DPAT隊員の派遣を要請する。	医療救護班の出動の要請は、医療救護班派遣要請書により行う。 （資料「9－<u>5</u> 医療救護班設置要綱」） 2 医療救護班の出動範囲（県厚生部） （1）（略） （資料「9－<u>1</u> 公的病院名簿」） （2）（略） 3（略） 第4～第6（略） 第7 医薬品、血液の供給体制 1 医薬品等の供給（県厚生部） （1）災害直後の初動期の医薬品等の供給（略） （資料「9－<u>3</u> 富山県災害用医薬品備蓄品目一覧」 「12－<u>3</u> 富山県の災害時応援協定締結状況」） 2（略） 第8（略） 第9 被災地における保健医療の確保 1 保健医療活動従事者の確保（県厚生部） （1）～（2）（略） （3）県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等の<u>窓口となる保健医療福祉調整本部を設置する</u>。 2～4（略） 第10 精神保健医療体制 1（略） 2 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣（県厚生部） （1）富山県DPATの派遣要請 知事は、富山県DPAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DPATの派遣が必要と認められるときは、富山県精神科医会会長その他の関係団体の長に対して、<u>協定に基づき</u>、富山県DPAT隊員の派遣	資料編に合わせて修正 保健医療福祉調整本部の設置 国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
（２）（略） 3～6（略） 第7節 消火活動 第8節 避難活動 対策の体系	を要請する。 （２）（略） 3～6（略） 第7節 消火活動 第8節 避難活動 対策の体系	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修正案（変更部分のみ記載）			備考		
避 難 活 動	第 1	避難指示及び誘導	1 避難指示の実施責任者 2 避難指示の内容 3 避難誘導 4 市町村長による警戒区域の設定等	第 1	避難指示及び誘導	1 避難指示の実施責任者 2 避難指示の内容 3 避難誘導 4 市町村長による警戒区域の設定等 5 広域避難	誤記修正	
	第 2	津波に関する避難指示及び誘導	1 避難指示 2 避難誘導	第 2	津波に関する避難指示及び誘導	1 避難指示 2 避難誘導		
	第 3	津波からの避難	1 基本的な考え 2 避難場所の周知 3 徒歩避難の原則 4 住民、船舶に求められる津波からの避難等	第 3	津波からの避難	1 基本的な考え 2 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知 3 徒歩避難の原則 4 住民、船舶に求められる津波からの避難等		
	第 4	指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用 2 避難道路の運用	第 4	指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用 2 避難道路の運用		
	第 5	避難所の設置・運営	1 避難所の開設 2 避難所の運営 3 被災者の他地区への移送 4 運送事業者への要請	第 5	避難所の設置・運営	1 避難所の開設 2 避難所の運営 3 被災者の他地区への移送 4 運送事業者への要請 5 避難所の撤収		
	第 6	要配慮者の支援	1 要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 外国人の支援対策	第 6	要配慮者の支援	1 要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 外国人の支援対策		
	第 7	精神保健対策	1 被災者等のメンタルヘルスケア 2 長期にわたるメンタルヘルスケア	第 7	精神保健対策	1 被災者等のメンタルヘルスケア 2 長期にわたるメンタルヘルスケア		
	第 8	飼養動物の保護等	1 飼養されていた家庭動物の保護等 2 危険動物の逸走対策	第 8	飼養動物の保護等	1 飼養されていた家庭動物の保護等 2 危険動物の逸走対策		
	第 2 津波に関する避難指示及び誘導 1 避難指示（市町村） （略）			第 2 津波に関する避難指示及び誘導 1 避難指示（市町村） （略）				災害対応検

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
避難指示等の周知にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。 2（略） 第3～4（略） 第5 避難所の設置・運営 1（略） 2 避難所の運営（県危機管理局、県厚生部、県土木部、市町村） （1）市町村はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。 （略） 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。	避難指示等の周知にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、<u>防災アプリ（耳で聴くハザードマップ等）、シームレスデジタル防災マップ</u>、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、<u>住民同士の声かけ</u>等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。 2（略） 第3～4（略） 第5 避難所の設置・運営 1（略） 2 避難所の運営（県危機管理局、県厚生部、県土木部、市町村） （1）市町村はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア、<u>防災士</u>等の協力を得て、避難者の保護にあたる。 （略） 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、<u>防災士</u>、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。	証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(2)～(3) (略) (4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、<u>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> (5) 市町村は、指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (6)～(9) (略) <u>(新設)</u> 3～4 (略) <u>(新設)</u>	のとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u> (2)～(3) (略) (4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、<u>避難所の生活環境整備にあたり、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の団体を紹介するなど、関係団体の専門的知識等を活用した支援を行うものとする。</u>また、<u>ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるとともに、</u>入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、</u>必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (5) 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (6)～(9) (略) <u>(10) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u> 3～4 (略) <u>5 避難所の撤収（市町村）</u> 市町村は、発災後の状況に応じて、避難所の撤収を判断し、避難所の運営組織リーダーを通じて避難者に周知するものとする。	載に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第6 要配慮者の支援 1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村） （1）避難行動要支援者の支援 ア（略） イ 被災市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。 ウ（略） エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等の連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。 （2）要配慮者の支援 ア～イ（略） ウ 社会福祉施設への緊急入所（略） （資料 「5－<u>15</u> 社会福祉施設の設置状況」） エ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備（略） また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。<u>（例：見えるラジオ、目で聴くテレビ、デジタル放送対応テレビ）</u> オ（略） カ 災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防止等のため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所へ派遣する。 2（略） 3 外国人の支援対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村、報道機関） （1）外国人の救護	第6 要配慮者の支援 1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村） （1）避難行動要支援者の支援 ア（略） イ 被災市町村は、自主防災組織<u>や防災士</u>等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。 ウ（略） エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団、<u>防災士</u>等の連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動、<u>必要な情報の提供</u>等に努める。 （2）要配慮者の支援 ア～イ（略） ウ 社会福祉施設への緊急入所（略） （資料 「5－<u>11</u> 社会福祉施設の設置状況」） エ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備（略） また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。<u>（ラジオ、テレビ（字幕・手話・解説放送）、ホワイトボード、遠隔通訳サービス（手話・文字チャット）等）</u> オ（略） カ 災害派遣福祉チーム（DWA T）<u>等</u>の派遣 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防止等のため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWA T）<u>や災害支援ナース</u>を避難所へ派遣する。 2（略） 3 外国人の支援対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村、報道機関、<u>関係機関</u>） （1）外国人の救護	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 資料編に合わせて修正 国の表記に合わせて修正 国の防災基本計画の記載に合わせて修正 実態に合わせて修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
市町村は、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。 （２）外国人の生活支援 ア 外国人への情報提供 県及び市町村は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービス等に関する情報の提供を行う。 イ 避難所における相談体制の整備 市町村は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。 第 7 （略） 第 8 飼養動物の保護等 1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部） （１）（略） （２）避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養（略） 市町村は、必要に応じ、<u>指定避難所における</u>家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 （略） 2 （略） 第 9 節 交通規制・輸送対策 第 1 交通情報の収集伝達及び規制の実施 1 被害状況の収集伝達（各交通機関）	市町村は、地域の自主防災組織及びボランティア<u>や地域のキーパーソン等</u>の協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。 （２）外国人の生活支援 ア 外国人への情報提供 県及び市町村は、<u>外国人向けの防災関係等の情報サイトへのアクセスリンクを公式ウェブサイト等に記載するとともに、報道機関、外国人雇用企業監理団体及び地域のキーパーソン等</u>の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービス等に関する情報の提供を行う。 イ 避難所における相談体制の整備 市町村は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア、<u>富山県災害多言語支援センター及び外国人雇用企業監理団体等</u>の協力を得ながら、相談体制を整備する。<u>また、携帯型翻訳機・アプリ等の活用を推進する。</u> 第 7 （略） 第 8 飼養動物の保護等 1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部） （１）（略） （２）避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養（略） 市町村は、<u>避難所における家庭動物の受入状況を把握するとともに、</u>必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 （略） 2 （略） 第 9 節 交通規制・輸送対策 第 1 交通情報の収集伝達及び規制の実施 1 被害状況の収集伝達（各交通機関）	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
交通機関の各管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。 2 道路交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者） （略） （資料 「12－<u>17 災害時における交通誘導業務等に関する協定</u>」） （略） 第2 緊急交通路の確保 1 （略） 2 緊急海上輸送路の確保（県土木部、県農林水産部） （1）（略） （2）海上輸送路の確保 漂流物や沈殿物その他の物件によって、港湾・漁港内の船舶航行が阻害されないよう、港湾・漁港管理者は関係機関と連携し、漂流物等を除去し、安全な海上輸送路の確保に努める。 <u>（新設）</u> 3 （略） 第3 （略） 第4 輸送車両、船舶、航空機の確保 1 （略） 2 輸送手段（県危機管理局、<u>県地方創生局</u>、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部） （1）陸上輸送 ア 乗用車、貨物自動車、バス（以下「車両」という。）による輸送 （略） （資料「8－1 県有車両車種別」、	交通機関の各管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。<u>また、避難に資する情報は関係機関と連携のうえ、住民に対して積極的に発信・伝達する。</u> 2 道路交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者） （略） （資料 「12－<u>3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」） （略） 第2 緊急交通路の確保 1 （略） 2 緊急海上輸送路の確保（県土木部、県農林水産部） （1）（略） （2）海上輸送路の確保 漂流物や沈殿物その他の物件によって、港湾・漁港内の船舶航行が阻害されないよう、港湾・漁港管理者は関係機関と連携し、漂流物等を除去し、安全な海上輸送路の確保に努める。 <u>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。国は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。</u> 3 （略） 第3 （略） 第4 輸送車両、船舶、航空機の確保 1 （略） 2 輸送手段（県危機管理局、<u>県交通政策局</u>、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部） （1）陸上輸送 ア 乗用車、貨物自動車、バス（以下「車両」という。）による輸送 （略） （資料「8－1 県有車両車種別」、	災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 組織改正に伴う修正 資料編に合わせて修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
「8－<u>3</u> 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」 「8－<u>4</u> 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」） イ（略） （2）船舶による輸送 （略） （資料「8－<u>6</u> 船舶による輸送」） （3）ヘリコプターによる輸送 （略） ウ 不足を生じる場合は、必要に応じ、民間機の協力を要請する。 （資料「8－<u>7</u> 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」、 「8－<u>8</u> 自衛隊ヘリコプター諸元」 「8－<u>9</u> 場外着陸場一覧」、 「8－<u>10</u> ヘリポートの準備」） 航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものと<u>する。また、</u>同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。 3（略） 4 緊急通行車両等の取扱い（県危機管理局、県警察本部、中日本高速道路(株)、富山県道路公社） （1）緊急通行車両等の確認 （略） ア（略） イ 確認対象車両 （ア）～（オ）（略）	「8－<u>2</u> 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」 「8－<u>3</u> 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」） イ（略） （2）船舶による輸送 （略） （資料「8－<u>5</u> 船舶による輸送」） （3）ヘリコプターによる輸送 （略） ウ 不足を生じる場合は、必要に応じ、民間機の協力を要請する。 （資料「8－<u>6</u> 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」、 「8－<u>7</u> 自衛隊ヘリコプター諸元」 「8－<u>8</u> 場外着陸場一覧」、 「8－<u>9</u> ヘリポートの準備」） 航空運用調整班は、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノートム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から</u>災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものと<u>し、</u>同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。 3（略） 4 緊急通行車両等の取扱い（県危機管理局、県警察本部、中日本高速道路(株)、富山県道路公社） （1）緊急通行車両等の確認 （略） ア（略） イ 確認対象車両 （ア）～（オ）（略）	国の防災基本計画の記載に合わせ修正 資料編に合わせて修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(カ) 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの (キ) ～ (コ) ウ 確認手続き 災害時には、確認のための事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想されることから、県公安委員会では、<u>緊急通行車両等の事前届出制度を設けており、</u>当制度の効果的な運用に努める (資料「<u>8－11－1 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領</u>」「<u>8－11－2 緊急通行車両等の標章及び証明書</u>」) (2) ～ (3) (略) 第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第1 飲料水の供給 1 飲料水の確保（県厚生部、市町村） 災害時における飲料水の確保は、極めて重要なことである。このことから、市町村は、飲料水を可能な限り確保するために、配水池等に貯水した浄水を有効に活用する。 また、被災状況によっては、必要に応じて<u>水道施設以外</u>の予備水源を活用する。 (1) (略) (2) 飲料水の確保方法 応急給水に必要な水量を確保するには、水道施設の耐震性向上の推進や配水池容量の拡大により貯留する方法と、指定避難場所など給水拠点に設置する貯水タンクに貯留する方法とがある。 <u>このほか、状況に応じて一般・営業用等井戸・消融雪用井戸の予備水源などの活用を図る。</u> <u>これら予備水源の活用については、事前に取水可能量、水質を調査しておく。</u> 2 (略) 第2 食料・生活必需品の供給	(カ) 廃棄物<u>の</u>処理<u>及び清掃</u>、防疫その他の<u>生活環境の保全及び公衆</u>衛生に使用されるもの (キ) ～ (コ) ウ 確認手続き <u>緊急通行車両であることの確認は、災害発生前でも受けることができる。また、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両についても災害発生前に事前届出ができる制度を設けている。</u> 災害時には確認のための事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想されることから、県公安委員会では、当制度の効果的な運用に努める。 (資料「<u>8－10 緊急通行車両等の確認等の手続</u>」) (2) ～ (3) (略) 第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第1 (略) 第1 飲料水の供給 1 飲料水の確保（県厚生部、市町村） 災害時における飲料水の確保は、極めて重要なことである。このことから、市町村は、飲料水を可能な限り確保するために、配水池等に貯水した浄水を有効に活用する。 また、被災状況によっては、必要に応じて予備水源を活用する。 (1) (略) (2) 飲料水の確保方法 応急給水に必要な水量を確保するには、水道施設の耐震性向上の推進や配水池容量の拡大により貯留する方法と、指定避難場所など給水拠点に設置する貯水タンクに貯留する方法とがある。 <u>(削除)</u> 2 (略) 第2 食料・生活必需品の供給	取り組み内容を整理

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
1 供給方法（市町村） （１）被災者に対する食料・生活必需品の供給は、被災市町村が開設する避難所において、避難所ごとに、町内会等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。 （２）（略） 2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （１）非常食・生活必需品 ア～ウ（略）	1 供給方法（市町村） （１）被災者に対する食料・生活必需品の供給は、被災市町村が開設する避難所において、避難所ごとに、<u>事前に作成、共有している備蓄物資の保管場所一覧等を活用し</u>、町内会等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。 （２）（略） 2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （１）非常食・生活必需品 ア～ウ（略）	災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案（変更部分のみ記載）		備考
非常食・生活必需品の救援物資の流れ		非常食・生活必需品の救援物資の流れ		実態に合わせて修正
(2) ～ (4) (略)		(2) ～ (4) (略)		
(5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制 各機関の調達体制は、次のとおりである。		(5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制 各機関の調達体制は、次のとおりである。		
機 関 名	実 施 内 容	機 関 名	実 施 内 容	実態に合わせて修正
(略)	(略)	(略)	(略)	
農 林 水 産 省 農 産 局 長	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡し の要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等	農 林 水 産 省 農 産 局 長	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡し の要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修正案（変更部分のみ記載）	備考
	に関する情報を記載）を農林水産省農産局長に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省農産局は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。 （資料 「５－３ 主食類応急調達系統図」、<u>「５－５ 主要食料品の生産量」</u>、<u>「５－６ 主要食料品の生産業者所在地」</u>、「５－<u>10</u> 日本赤十字社富山県支部災害救護物資等<u>交付</u>基準」、「５－<u>16</u> 災害救助物資備蓄状況」） （略） <u>（新設）</u> （略） 3 輸送体制（各防災関係機関） （１）～（４）（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 4 被災者の要望把握と支援（県危機管理局、県厚生部、市町村） （１）～（２）（略） （３）被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。	に関する情報を記載）を農林水産省農産局長に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省農産局<u>長</u>は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。 （資料 「５－３ 主食類応急調達系統図」、「５－<u>7</u> 日本赤十字社富山県支部災害救<u>援</u>物資等<u>配分</u>基準」「５－<u>12</u> 災害救助物資備蓄状況」） （略） <u>（６）義援物資の取扱い</u> <u>県は、企業等から物資提供の申出を受付けたときは、市町村に提供情報を伝達し、市町村と企業等との連絡調整を行う。企業等は市町村の希望する場所に物資を配送する。</u> （略） 3 輸送体制（各防災関係機関） （１）～（４）（略） <u>（５）県は、関係機関、協定締結事業者等と連携して、広域物資輸送拠点の運営を行うとともに、市町村が一般ボランティアや自主防災組織と連携して運営する地域内輸送拠点の支援を行う。</u> <u>（６）県は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u> 4 被災者の要望把握と支援（県危機管理局、県厚生部、市町村） （１）～（２）（略） （３）被災地方公共団体は、<u>被災者の要望を聞きとる体制を整備し</u>、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。	実態に合わせて修正 災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
5（略） 第3 物価安定・消費者保護対策 1（略） 2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村） （1）～（2）（略） （3）消費生活情報の提供 県は、次のとおり消費生活情報の提供に努める。 ア 消費生活センターから、定期的に消費生活情報を被災市町村及び避難所<u>のファックスに送信することにより、「消費生活情報ファックスネット」を構築</u>する。 イ～ウ（略） （4）（略） 第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 第1 し尿処理 1～2（略） 3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村）（略） なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、国や<u>隣接県</u>等に対して、支援を要請する。（資料 「9－<u>10</u> し尿処理施設一覧」） （略） 第2 ごみ、災害廃棄物の処理 1（略） 2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村）（略） 市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成<u>するとともに</u>、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、<u>住民等への啓発・広報</u>、必要に	5（略） 第3 物価安定・消費者保護対策 1（略） 2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村） （1）～（2）（略） （3）消費生活情報の提供 県は、次のとおり消費生活情報の提供に努める。 ア 消費生活センターから、定期的に消費生活情報を被災市町村及び避難所<u>にファックス等により提供</u>する。 イ～ウ（略） （4）（略） 第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 第1 し尿処理 1～2（略） 3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村）（略） なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、国（<u>災害廃棄物処理支援ネットワーク</u>）や<u>他都道府県（大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会）</u>等に対して、支援を要請する。（資料 「9－<u>6</u> し尿処理施設一覧」） （略） 第2 ごみ、災害廃棄物の処理 1（略） 2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村）（略） 市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や<u>被災家屋の棟数</u>、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成<u>し</u>、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、必要に応じ損壊家屋等の解体・	提供方法をファックスに限定せず、幅広とするため修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、<u>災害廃棄物の円滑</u>かつ迅速な処理を図る。 （略） 県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、<u>災害発生時には被害の状況を踏まえ</u>、関係機関等との連絡調整を図りながら<u>災害廃棄物の処理のために</u>県災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して必要な助言や技術的支援を行う。 3 広域的な支援・協力の確保（県生活環境文化部、市町村） （略） 県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、（一社）富山県産業資源循環協会及び（一社）富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や<u>隣接</u>県等に対して支援を要請する。（資料 「9－11 ごみ処理施設一覧」） 第3（略） 第4 防疫対策 震災に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、厚生センター及び市町村において、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。 県及び市町村は、被災地において<u>新型コロナウイルス</u>感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。 1（略） 2 防疫活動（県厚生部）	撤去等を行うとともに、<u>速やかに住民・ボランティアセンター等に対し啓発・広報（災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法、解体・撤去の手続き等）を行い</u>、災害廃棄物の<u>適正</u>かつ<u>円滑</u>・迅速な処理を図る。 （略） 県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、<u>市町村や関係機関等との連絡調整を図りながら県災害廃棄物処理実行計画を策定する</u>。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して<u>廃棄物処理や住民等への周知などに関する</u>助言や技術的支援を行う。 3 広域的な支援・協力の確保（県生活環境文化部、市町村） （略） 県は、市町村による相互の支援の状況、<u>支援ニーズ</u>をふまえつつ、他市町村、（一社）富山県産業資源循環協会及び（一社）富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国（<u>災害廃棄物処理支援ネットワーク</u>）や<u>他都道府県（大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会）</u>等に対して支援を要請する。（資料 「9－7 ごみ処理施設一覧」） 第3（略） 第4 防疫対策 震災に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、厚生センター及び市町村において、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。 県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。 1（略） 2 防疫活動（県厚生部）	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(1)～(3) (略) (4) 検病調査及び滞水地域、集団避難場所、その他衛生条件の良好でない地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次、防疫活動を実施する。 (資料 「<u>9－3 防災用医薬品等卸売業者</u>」 「9－<u>4</u> 防疫用備品」) 第5 (略) 第12節 警備活動 第1 (略) 第2 行方不明者の搜索 1 搜索（県警察本部、市町村、自衛隊、伏木海上保安部） (1)～(2) (略) (3) 警察犬、災害救助犬の活用 (略) (資料「12－<u>23 災害時における災害救助犬の出動に関する協定</u>」) 2 (略) 第13節 遺体の搜索、処理及び埋葬 第1～2 (略) 第3 遺体の埋葬 1～2 (略) 3 災害救助法が提供された場合（県厚生部、市町村） 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害に際死亡した者について遺体の応急的处理程度のものを行うものとする。 なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬するもの者に支給するものとする。 第14節 危険物・毒物等防災対策 第1 危険物等大量貯蔵所（県危機管理局、市町村）	(1)～(3) (略) (4) 検病調査及び滞水地域、集団避難場所、その他衛生条件の良好でない地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次、防疫活動を実施する。 (資料 「9－<u>2</u> 防疫用備品」) 第5 (略) 第12節 警備活動 第1 (略) 第2 行方不明者の搜索 1 搜索（県警察本部、市町村、自衛隊、伏木海上保安部） (1)～(2) (略) (3) 警察犬、災害救助犬の活用 (略) (資料「12－<u>3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」) 2 (略) 第13節 遺体の搜索、処理及び埋葬 第1～2 (略) 第3 遺体の埋葬 1～2 (略) 3 災害救助法が提供された場合（県厚生部、市町村） 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害に<u>より</u>死亡した者について遺体の応急的处理程度のものを行うものとする。<u>その対象は、遺族がいらないか、又は遺族がいいても災害による混乱期等により自ら埋葬を行うことが困難な場合において、資力の有無にかかわらず実施する。</u> なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬するもの者に支給するものとする。 第14節 危険物・毒物等防災対策 第1 危険物等大量貯蔵所（県危機管理局、市町村）	資料編に合わせて修正 資料編に合わせて修正 対象を明確化

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(略) 1～2 (略) 3 市町村、警察、消防及び海上保安部は被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民、船舶等の避難誘導、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行うものとする。 (資料「3－<u>17 危険物施設</u>」) 第2 高圧ガス製造事業所等（県危機管理局） (略) (資料「3－<u>20 高圧ガス製造、貯蔵、販売所</u>」) 第3 毒物劇物取扱施設（県生活環境文化部、県厚生部、市町村） (略) 1～2 (略) 3 施設管理者は、警察、消防及び海上保安部と連携し、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。 (資料「3－<u>22 毒物劇物製造、販売所等</u>」) 第4 (略) 第15節 水害・土砂災害対策 第1 (略) 第2 土砂災害対策 1 (略) 2 専門技術者の協力（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村） (1) (略) (2) その他の機関との連携および制度の活用 (略) ※1～2 (略) ※3 アドバイザー制度 (略) <u>(資料「12－14 大規模災害時の専門家派遣制度」)</u>	(略) 1～2 (略) 3 市町村、警察、消防及び海上保安部は被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民、船舶等の避難誘導、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行うものとする。 (資料「3－<u>19 危険物規制対象施設数一覧表</u>」) 第2 高圧ガス製造事業所等（県危機管理局） (略) (資料「3－<u>22 高圧ガス製造、貯蔵</u>」) 第3 毒物劇物取扱施設（県生活環境文化部、県厚生部、市町村） (略) 1～2 (略) 3 施設管理者は、警察、消防及び海上保安部と連携し、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。 (資料「3－<u>24 毒物劇物製造、販売所等</u>」) 第4 (略) 第15節 水害・土砂災害対策 第1 (略) 第2 土砂災害対策 1 (略) 2 専門技術者の協力（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村） (1) (略) (2) その他の機関との連携および制度の活用 (略) ※1～2 (略) ※3 アドバイザー制度 (略) <u>(削除)</u>	資料編に合わせて修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第16節 海上における災害応急対策 第1（略） 第2 海上における災害防止措置 1～6（略） 7 広報（伏木海上保安部） （1）（略） （2）県災害対策本部へ必要な情報を提供する。 ア 海上保安部及び日本赤十字社富山県支部は、「応援救護に関する協定」に基づき、必要に応じて、救護班の出動等応急救護を実施するものとする。 <u>（資料「12-12 日本赤十字社富山県支部長と伏木海上保安部長との応援救護に関する協定」）</u> （3）（略） 第17節 ライフライン施設の応急復旧対策 第1～2（略） 第3 上水道施設 1 応急給水対応（県厚生部、県企業局、市町村） （1）～（5）（略） <u>（6）予備水源の活用</u> <u>事前に水量、飲用の適否から選定した一般家庭井戸、営業用井戸や、県及び市町村が管理する道路の消融雪用井戸の活用にあたっては、仮設給水栓※3などによる給水を行うこととなるので、十分な衛生確保を行ったうえで飲料水、生活用水として活用する。</u> ※1（略） ※2（略） <u>※3 仮設給水栓による給水</u> <u>応急復旧の進捗に伴って被災施設の機能回復、配水調整による断水区域の縮小を図り、適宜に仮設給水栓を設置し、応急給水を行う方式である。</u> 2 応急復旧対応（県厚生部、県企業局、市町村）	第16節 海上における災害応急対策 第1（略） 第2 海上における災害防止措置 1～6（略） 7 広報（伏木海上保安部） （1）（略） （2）県災害対策本部へ必要な情報を提供する。 ア 海上保安部及び日本赤十字社富山県支部は、「応援救護に関する協定」に基づき、必要に応じて、救護班の出動等応急救護を実施するものとする。 （3）（略） 第17節 ライフライン施設の応急復旧対策 第1～2（略） 第3 上水道施設 1 応急給水対応（県厚生部、県企業局、市町村） （1）～（5）（略） <u>（削除）</u> ※1（略） ※2（略） <u>（削除）</u> 2 応急復旧対応（県厚生部、県企業局、市町村）	資料編に合わせて修正 取り組み内容を整理

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(1) (略) (2) 広域支援体制 ア (略) イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し十分な応急復旧体制を確立する。 <u>(新設)</u> 第4 下水道施設 1 応急復旧対応（県土木部、市町村） (1)～(3) (略) (4) 広域支援体制 ア (略) イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し十分な応急復旧体制を確立する。 <u>(新設)</u> 2～3 (略) <u>(新設)</u> 第5 (略) 第18節 公共施設等の応急復旧対策 第1 公共土木施設等 1 (略)	(1) (略) (2) 広域支援体制 ア (略) イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し<u>事業者の受入れ窓口を設置するなど</u>、十分な応急復旧体制を確立する。 <u>ウ 県は、地元以外の水道事業者が復旧工事を実施する場合に、掛かり増し経費に対する補助を検討し、事業者に対する支援に努める。</u> 第4 下水道施設 1 応急復旧対応（県土木部、市町村） (1)～(3) (略) (4) 広域支援体制 ア (略) イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し<u>事業者の受入れ窓口を設置するなど</u>、十分な応急復旧体制を確立する。 <u>ウ 県は、地元以外の水道事業者が復旧工事を実施する場合に、掛かり増し経費に対する補助を検討し、事業者に対する支援に努める。</u> 2～3 (略) <u>第5 生活用水の予備水源としての井戸、消融雪用井戸、防災井戸等の活用（県危機管理局、県生活環境文化部、市町村）</u> <u>事前に水量、生活用水としての活用の適否から選定した一般家庭井戸、営業用井戸や、県及び市町村が管理する消融雪用井戸の活用にあたっては、十分な衛生確保を行ったうえで活用する。</u> 第6 (略) 第18節 公共施設等の応急復旧対策 第1 公共土木施設等 1 (略)	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 取り組み内容を整理

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考				
2 応急復旧のための人員、資機材の確保（北陸地方整備局、県危機管理局、県土木部、県農林水産部、市町村） (1) 人員の確保 (略) <u>(資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」)</u> <u>(資料「12-40 県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」)</u> (2) 建設機械の確保 (略) <u>(資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」)</u> 第2 鉄道施設等（ＪＲ西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加能越バス(株)、万葉線(株)、<u>県地方創生局</u>) (略) 第3 社会公共施設等 1～4 (略) 5 文化財（県教育委員会、市町村） (1) (略) (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会を経由して文化庁<u>長官</u>へ報告<u>しなければならない</u>。 (3) (略) 第19節 応急住宅対策等 対策の体系 <table><tr><td>第4</td><td>応急危険度判定活動</td></tr></table> 1 応急危険度判定<u>の実施</u> 2 <u>応急危険度判定士への参加要請</u> 3 応急危険度判定の方法	第4	応急危険度判定活動	2 応急復旧のための人員、資機材の確保（北陸地方整備局、県危機管理局、県土木部、県農林水産部、市町村） (1) 人員の確保 (略) <u>(資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」)</u> (2) 建設機械の確保 (略) <u>(資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」)</u> 第2 鉄道施設等（ＪＲ西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加能越バス(株)、万葉線(株)、<u>県交通政策局</u>) (略) 第3 社会公共施設等 1～4 (略) 5 文化財（県教育委員会、市町村） (1) (略) (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会を経由して文化庁へ報告<u>する</u>。 (3) (略) 第19節 応急住宅対策等 対策の体系 <table><tr><td>第4</td><td>応急危険度判定活動</td></tr></table> 1 <u>被災建築物</u>応急危険度判定 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	第4	応急危険度判定活動	組織改正に伴う修正 実態に合わせて修正 本文の見出しと整合
第4	応急危険度判定活動					
第4	応急危険度判定活動					

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<u>4</u> 被災宅地危険度判定<u>の実施</u> 第1 応急仮設住宅の確保 1 (略) 2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村） (1) (略) <u>(新設)</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) 第2～第6 (略) 第20節 教育・金融・労働力確保対策 第1 応急教育等 1 応急教育の実施（県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) 応急教育計画の策定等 ア 応急教育計画の策定等 (ア) (略) (イ) 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。 a 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図る。 b～c (略) イ (略) (2) 災害時の態勢 ア 緊急時の対策 (ア) (略)	<u>2</u> 被災宅地危険度判定 第1 応急仮設住宅の確保 1 (略) 2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村） (1) (略) <u>(2) 体制の確立</u> <u>県及び市町村は、富山県応急仮設住宅建設マニュアルを確認し、連絡及び建設に係る体制を確立する。</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) 第2～第6 (略) 第20節 教育・金融・労働力確保対策 第1 応急教育等 1 応急教育の実施（県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) 応急教育計画の策定等 ア 応急教育計画の策定等 (ア) (略) (イ) 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。 a 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、<u>安否確認方法</u>、事後措置及び保護者との連絡方法 <u>(一斉メールの活用等)</u> のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図る <u>とともに継続的に見直しを行う。</u> b～c (略) イ (略) (2) 災害時の態勢 ア 緊急時の対策 (ア) (略)	実態に合わせて修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(イ) 校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、知事又は所管教育委員会へ報告しなければならない。 (ウ) ～ (カ) (略) イ (略) (3) (略) 2 学用品の調達及び支給（県厚生部、県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) (略) (2) 給与の期間 災害発生日から教科書については1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は<u>厚生労働大臣</u>に協議し、その同意を得て延長することができる。 3～5 (略) 第21節 応急公用負担等の実施 第1 災害対策基本法に基づく応急公用負担（各関係機関） 1～2 (略) 3 公用令書の交付（災害対策基本法第81条） (略) <u>(資料「12-4 公用令書様式」)</u> 4 (略) 第2 (略) <u>第4章 地震・津波災害復旧対策</u> 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 震災により被害を受けた県民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休	(イ) 校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、知事又は所管教育委員会へ報告しなければならない。<u>また、児童生徒の安否情報は、事前に定めた方法により迅速に保護者と共有する。</u> (ウ) ～ (カ) (略) イ (略) (3) (略) 2 学用品の調達及び支給（県厚生部、県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) (略) (2) 給与の期間 災害発生日から教科書については1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は<u>内閣総理大臣</u>に協議し、その同意を得て延長することができる。 3～5 (略) 第21節 応急公用負担等の実施 第1 災害対策基本法に基づく応急公用負担（各関係機関） 1～2 (略) 3 公用令書の交付（災害対策基本法第81条） (略) <u>(削除)</u> 第2 (略) <u>第4章 地震・津波災害復旧対策</u> 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 震災により被害を受けた県民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔意金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休	災害対応検証を踏まえた修正 厚生労働省から内閣府へ移管されているため 資料編に合わせて修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。 （略） 1 （略） 2 義援金、<u>救援</u>物資の取扱い（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （1）義援金、<u>救援物資の受入れ</u> ①～③（略） （2）<u>救援物資の提供</u> 県民、企業等は、<u>救援</u>物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。 （3）～（10）（略） 3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け（市町村） （1）～（2）（略） （3）災害援護資金 ア（略） イ 貸付条件	業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。 <u>内閣府、厚生労働省、県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u> （略） 1 （略） 2 義援金、<u>義援</u>物資の取扱い（<u>県危機管理局、県出納局、</u>県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （1）義援金の<u>取扱い</u> <u>県、市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、義援金について、以下の業務を円滑に実行できるよう努めるものとする。</u> ①～③（略） （2）<u>義援物資の取扱い</u> <u>県及び市町村は、被災地のニーズの把握及び報道機関等を通じた公表、被災地のニーズに応じた物資の提供の受付、被災地（受入側）と県民、企業等（提供側）の連絡調整業務を円滑に実行できるよう努めるものとする。</u> <u>また、</u>県民、企業等は、<u>義援</u>物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。 （3）～（10）（略） 3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け（市町村） （1）～（2）（略） （3）災害援護資金 ア（略） イ 貸付条件	国の防災基本計画の記載に合わせ修正 義援物資の記載に修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(ア)～(エ)（略） (オ) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 (資料 「5－<u>9</u> 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付」) 4～10（略） 11 被災者台帳の作成（県危機管理局、市町村） 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 第2節（略） 第3節 公共土木施設の災害復旧計画 第1（略） 第2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用 1（略） 2 災害アドバイザー制度の活用（県土木部、県農林水産部、市町村） （略） <u>（資料 「12－14 災害復旧技術専門家派遣制度」）</u> 第3（略）	(ア)～(エ)（略） (オ) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 (資料 「5－<u>6－1</u> 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付」) 4～10（略） 11 被災者台帳の作成（県危機管理局、市町村） 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める<u>ものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> 第2節（略） 第3節 公共土木施設の災害復旧計画 第1（略） 第2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用 1（略） 2 災害アドバイザー制度の活用（県土木部、県農林水産部、市町村） （略） <u>（削除）</u> 第3（略）	資料編に合わせて修正 国の防災基本計画の記載に合わせて修正 資料編に合わせて修正